

# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成 に係る講習会資料

---

平成30年10月10日

秋田県 由利本荘市

# 本日の講習会プログラム

○洪水に対する避難確保計画の作成にあたっては、過去の災害教訓、地域の水害特性(既往の水害、洪水ハザードマップ)、避難のために必要な防災情報の入手方法等に関する正しい理解が必要となります。  
○本日の講習会では、これらの詳しい内容について、以下のプログラムによる講習会を行います。

- |                                     |           |                  |
|-------------------------------------|-----------|------------------|
| 1. 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催目的について | 【P 2～P 5】 | 国土交通省<br>東北地方整備局 |
| 2. 避難確保計画作成の必要性について                 | 【P 6～P12】 |                  |
| 3. 水害リスクに関する最近の動向について               | 【P13～P23】 | 秋田河川国道事務所        |
| 4. 土砂災害リスクへの対応について                  | 【P24～P34】 | 秋田県河川砂防課         |
| 5. 気象情報の避難行動への活用について                | 【P35～P49】 | 秋田地方気象台          |
| 6. 地域の水害危険性の確認方法等について               | 【P50～P55】 | 講習会事務局           |
| 7. 避難確保計画【洪水編】の作成方法について             | 【P56～P81】 | 由利本荘市            |
| 8. 避難確保計画【土砂災害編】の作成方法について           | 【P82～P90】 |                  |
| 9. 今後の予定等                           | 【P91～P97】 |                  |

# 要配慮者利用施設の避難確保計画作成 に係る講習会の開催目的について

---

国土交通省 東北地方整備局  
河川部 水災害予報センター

# 1. 避難確保計画の義務化の背景

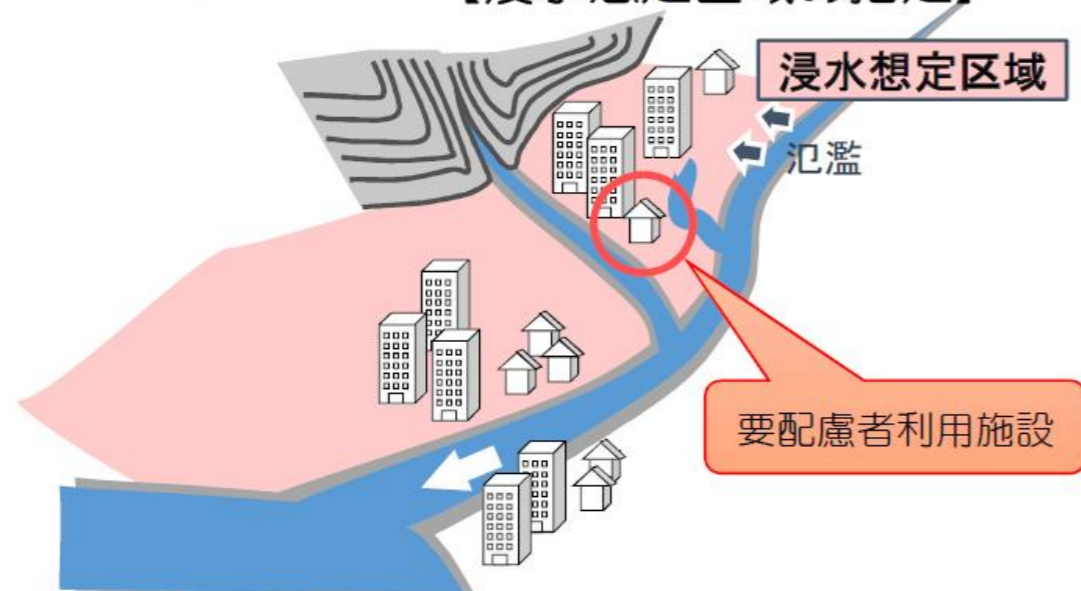
## ○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正(H29.6)により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表されます。
- ・平成30年3月末時点での要配慮者利用施設(50,481施設)のうち、計画作成済施設は8,948施設(約17.7%)である。
- ・国土交通省では、2021年(平成33年)までに作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 2. 講習会開催の目的

○要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成が義務づけられたことを踏まえ、各施設において速やかに計画を作成することが求められます。今回の講習会では、①計画の必要性を理解していただき、②計画作成の内容や作成方法を学び、③他施設との情報交換・共有による知見習得や、防災行動を継続する意識を持つことが目的です。

### 【ステップ1】「スタートを切る(作り始める)ための啓発」

要配慮者利用施設管理者等の方々に、避難確保計画作成の必要性を理解していただく

### 【ステップ2】「ゴールする(作りきる)ための方法・支援」

避難確保計画作成の方法や支援方策より、各施設が計画を検討する過程において、判断等に悩む事項等の対応について説明し、計画の円滑な作成を支援する

### 【ステップ3】「継続的な防災行動の促進」

自施設の防災行動について、自分たちで検討した計画の内容を他者の知見等を参考として改善する「気づきの機会の提供」や、避難訓練等の「防災行動を継続する」事を意識づけてもらう

# 3. 国土交通省による避難確保計画の作成支援方策

○要配慮者利用施設における確実な避難確保に向け、**避難確保計画の作成率の向上と内容の充実を支援する観点から**、平成29年6月に現行の手引き(案)を補足する簡易作成支援ツールとして「**手引き(別冊)**」を公開しています。その他、「**計画のひな形**」、「**計画作成のための事例集**」、「**避難計画点検マニュアル**」等を国土交通省HPに公表しています。

## 簡易に作成するための資料

○簡易に作成できるよう、ひな形を新たに提供  
※作成した計画は、的確な内容となるよう訓練等を通じ適宜見直しが必要

| 入力項目         | 入力セル         | 入力例          |
|--------------|--------------|--------------|
| <b>施設の情報</b> |              |              |
| 計画作成年月日      | 2017年5月19日   | 2017年1月19日   |
| 施設名          | 特別養護老人ホーム国交園 | 特別養護老人国交園    |
| 住所           | 千代田区大手町1-2-3 | 千代田区大手町1-2-3 |
| 所在市町村名       | 千代田区         | 千代田区         |
|              |              | 千代田区大手町      |

4 防災体制  
連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制建立の判断時期及び役割分担】

| 体制建立の判断時期 | 体制     | 活動内容 | 対応要員 |
|-----------|--------|------|------|
|           | 注意体制建立 |      |      |
|           | 警戒体制建立 |      |      |
|           | 非常体制建立 |      |      |

簡易な入力

計画ひな形

## 的確な作成に向けた資料

○手順を追うことでの的確に作成できるよう解説を充実

【作成支援】ステップ1  
施設周辺の**水害危険性を知る**～避難経路図作成～

②施設周辺で想定される**浸水深を確認する**。  
施設周辺で想定される浸水深は？ ( ) m  
施設はどのくらい浸水するイメージになりますか？ ( ) m

③**安全な避難場所を設定する**。

| 避難所    | 名称 | 想定浸水深                               | 構造                           | 階数                              |
|--------|----|-------------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 避難所    |    | <input type="checkbox"/> 浸水しない      | <input type="checkbox"/> 木造  | <input type="checkbox"/> 1階     |
|        |    | <input type="checkbox"/> 浸水深 < 0.5m | <input type="checkbox"/> 非木造 | <input type="checkbox"/> 2階建て以上 |
| 屋内安全確保 |    | <input type="checkbox"/> 浸水しない      | <input type="checkbox"/> 木造  | <input type="checkbox"/> 1階     |
|        |    | <input type="checkbox"/> 浸水深 < 0.5m | <input type="checkbox"/> 非木造 | <input type="checkbox"/> 2階建て以上 |

④**避難経路を確認する**。

避難経路の安全性が確保されているかチェックしよう。  
ハザードマップなどで浸水が想定されていない  
避難者全員が収容できる十分な広さがある  
避難経路上に、浸水危険箇所や土砂災害危険箇所は存在しない。

【Point】  
 河川の氾濫による浸水は、実際にはハザードマップの想定どおりにならないこともあります。そのため、複数の避難所及び避難経路を設定しておき、危険箇所と避難の余裕を確認し、より安全な経路に避難することが重要です。

【事例】  
 系列施設・臨時避難所などを施設独自の避難所に設定  
 精神障害者グループホームAでは、施設独自の避難所として、同法人が運営する施設を設定しています。また、市担当に施設独自の避難所を報告してより、避難時に連携が図れるように体制を整えています。

手引き(別冊)より

本日は、**手引き(別冊)**を中心に説明

※以下のアドレスから手引きをダウンロードできます。(国土交通省HP)

- |         |   |
|---------|---|
| 計画ひな形   | <a href="http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201801.doc">http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201801.doc</a>   |
|         | <a href="http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201712.xlsx">http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201712.xlsx</a> |
| 手引き(別冊) | <a href="http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_tebiki_suibou201801.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_tebiki_suibou201801.pdf</a>       |

# 避難確保計画作成の必要性について

---

国土交通省 東北地方整備局  
河川部 水災害予報センター

# 頻発する洪水被害

| 年月       | 災害名                                     | 被害の概要   |
|----------|---|---|
| 平成23年9月  | 台風第12号<br>(新宮川水系)                       | 紀伊半島の一部では総雨量2,000mmを越える大雨となり、新宮川水系では河川整備基本方針の基本高水ピーク流量を上回り、我が国の観測史上最大の流量(約24,000m <sup>3</sup> /s)を記録   |
| 平成24年7月  | 九州北部豪雨                                  | 九州北部豪雨により、福岡県、熊本県、大分県、佐賀県は激しい大雨となり、遠賀川、花月川、合志川、白川、山国川、牛津川において、氾濫危険水位を上回り、浸水被害等が多数発生。矢部川において、河川整備基本方針の基本高水のピーク流量を上回る観測史上最大の流量となり、計画高水位を5時間以上超過し、基盤漏水によって堤防が決壊して広域にわたる浸水が発生   |
| 平成25年9月  | 台風第18号<br>(京都府桂川等)                      | 台風第18号の豪雨により、特に激しい大雨となった京都府、滋賀県、福井県では、運用開始以来初となる特別警報が発令<br>京都府の桂川では、観測史上最高の水位を記録し、越水による堤防決壊の危機にさらされたが、淀川上流ダム群により最大限の洪水調節が行われるとともに、懸命の水防活動により、堤防決壊という最悪の事態を回避  |
| 平成26年8月  | 広島市の土砂災害                                | バックビルディング現象により積乱雲が次々と発生し、線状降水帯を形成し、午前1時より3時間で217mmの降水量を記録<br>避難勧告が発令される前に土砂災害等が発生し、死者77名(関連死3名含む)の甚大な被害   |
| 平成27年9月  | 関東・東北豪雨                                 | 関東地方では、台風第18号から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、記録的な大雨となり、栃木県日光市五十里観測所で、観測開始以来、最多の24時間雨量551mmを記録するなど、各観測所で観測史上最多雨量を記録<br>常総市で、鬼怒川の堤防が約200m決壊。決壊に伴う氾濫により常総市の約1/3の面積に相当する約40km <sup>2</sup> が浸水し、決壊箇所周辺では、氾濫流により多くの家屋が流出するなどの被害が発生。  |
| 平成28年10月 | 台風第7号、第9号、第10号、<br>第11号<br>(相次いで発生した台風) | 北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側への上陸は、気象庁統計開始以来初めて北海道や東北地方の河川で堤防が決壊、越水し、合わせて死者24名、行方不明者5名など各地で多くの被害が発生  |
| 平成29年7月  | 九州北部豪雨、梅雨前線に伴う大雨                        | 福岡県筑後地方北部で積乱雲が次々と発生し、線状降水帯が形成され、福岡県筑後地方、筑豊筑及び大分県のほぼ全域に大雨特別警報が発表された。桂川、彦山川、大肥川、花月川が氾濫した。土砂崩れ等による大量の流木が流れ、破壊力が増し家屋に大きな被害が生じた<br>秋田県でも梅雨前線により2日間の降水量が300mmを越える大雨のとなり、雄物川では氾濫危険水位を越え、秋田市の樺川観測所では観測史上最高水位を観測、無堤部から溢水し浸水被害が発生した   |
| 平成30年7月  | 平成30年7月豪雨                               | 梅雨前線が日本付近に停滞し、また台風7号の北上により日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、大雨となりやすい状況が続いた。このため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日～7月8日までの総雨量が、7月の月降水量平年値の4倍となる大雨になったところがある。<br>西日本を中心に広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、がけ崩れ等が発生、死者220名、行方不明者9名、家屋全半壊等9,786棟、家屋浸水36,038棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。<br>※被害情報は7月31日8時45分消防庁資料による |



# 由利本荘市における過去の水害

- 由利本荘市では、平成23年6月洪水において子吉川支川石沢川の堤防が破堤し、浸水被害が生じています。近年は全国各地で大雨が多発しており、再び大規模な浸水被害が生じる可能性があります。



子吉川支川石沢川堤防の破堤状況(平成23年6月23日)



破堤後の状況

# 1. 避難確保計画の重要性

- ・ **要配慮者**（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）は一般の住民より避難に多くの時間を要し、近年の水害・土砂災害時においても、社会福祉施設からの**逃げ遅れによる被害**が報告されている。
- ・ 今回の要配慮者利用施設の所有者又は管理者への義務化は、**避難準備・高齢者等避難開始等を発令する行政を含むすべての関係者で連携して対応する必要がある。**
- ・ 「避難マニュアルがなかったため具体的な行動として何をすればよいかわからなかった」という反省の声があるが、**マニュアルを作成していれば、本当に避難させることができたのだろうか**という不安が残る。
- ・ 計画に書いてあること（イコール）できることではない。計画作成を最終目標にせず、**避難訓練により実効性のある計画作成を最終目標**としましょう。

## 2. 要配慮者利用施設の取組に活用可能な示唆

### ■ 生きた計画とするには、作った後に育てることが大切

- ・災害リスクの状況は、地区ごと(=施設ごと)に様々であって、対応できるための体制づくりや周辺環境なども様々である。
- ・マニュアルは大切だが、マニュアルどおりには災害は発生してくれないこともある。
- ・作成した計画を基本に、意識・知識を共有しながら、より強化するための取組の継続が大切である。
- ・「みんなで助け合って、みんなで助かる」ためにできることを探すことが大切である。

# 3. 講習会の意義

## ■ 今回は2部制（前期＋後期）とし、より実効的な計画作成支援が特徴

- ・ 一般に「講習会」といえば「座学」で終わってしまう。今回の由利本荘市の取組では本日の後にもう一回（11/13（火））開催することが大きなポイントである。
- ・ 計画作成はスタートであって、将来、由利本荘市が災害に襲われた際に、逃げ遅れる被害者をゼロにするためには、皆さんの一人ひとりが知見を広め、計画を改善・向上していくことが本当に大切である。
- ・ また、一つの施設だけではできないことが、複数の様々な施設が関与することで可能となることもある。
- ・ そういった気づきを改善のスタートとできる後期講習会に、是非参加してほしい。

# 本講習会開催の背景とポイント

- ・ 計画作成は単に、様式を埋めればよいものではなく、地域の水害危険性、施設利用者の特徴、施設の運営体制などを踏まえ、十分に検討する必要がある。
- ・ しかし、施設側にとっては“作成する時間がない”、“作成する人手がない”、“専門的な知識がない”などの理由から計画作成が後回しになってしまう。
- ・ 本日の講習会は、必要な情報や計画作成のポイントについて関係する方から皆さんにレクチャーする2時間となっています。

# 水害リスクに関する最近の動向について

---

国土交通省 東北地方整備局  
秋田河川国道事務所

# 1. 水防法の改正の概要 <平成27年5月13成立、5月20日公布>

- 近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水したり、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例も増えています。
- 平成27年5月に水防法の一部が改正され、想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を河川管理者が指定・公表することとなりました。
- 平成28年7月以降、全国の一級河川及び二級河川で順次公表されています。

## 課題

近年、現在の想定を超える浸水被害が多発

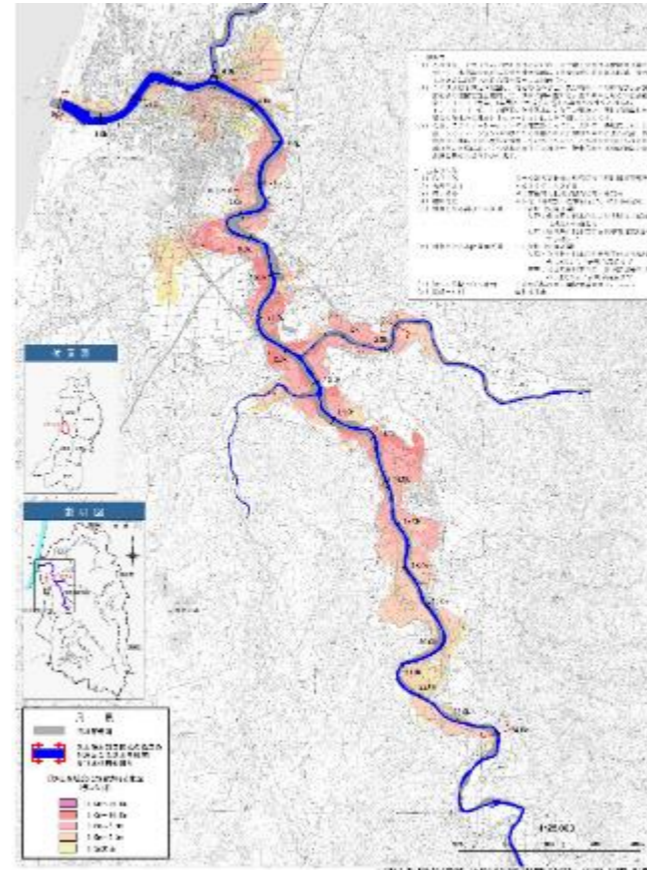


平成26年8月 避難所2階の浸水  
(徳島県)

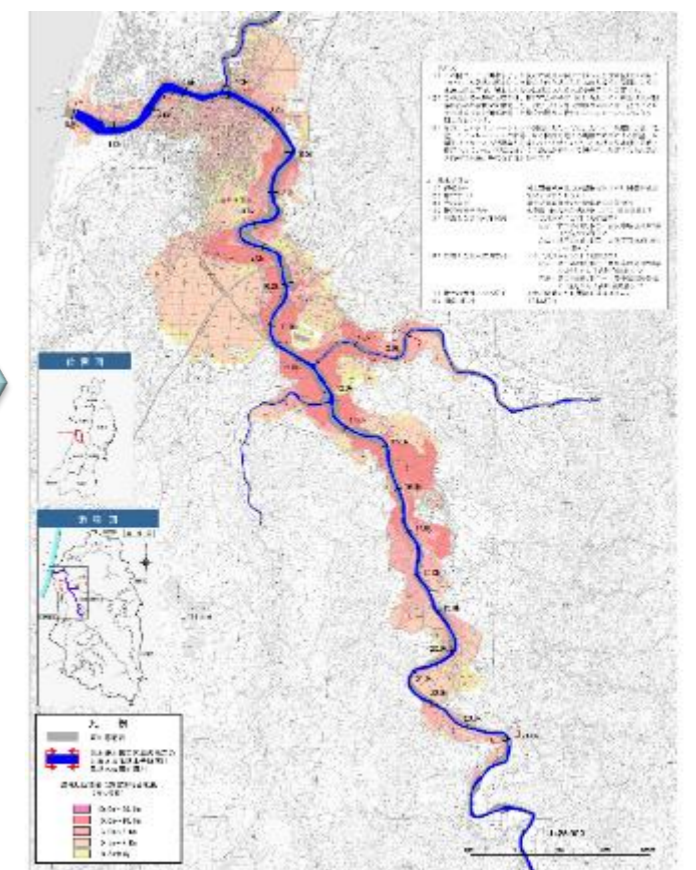
## 改正の概要

洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充（改正前は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域）

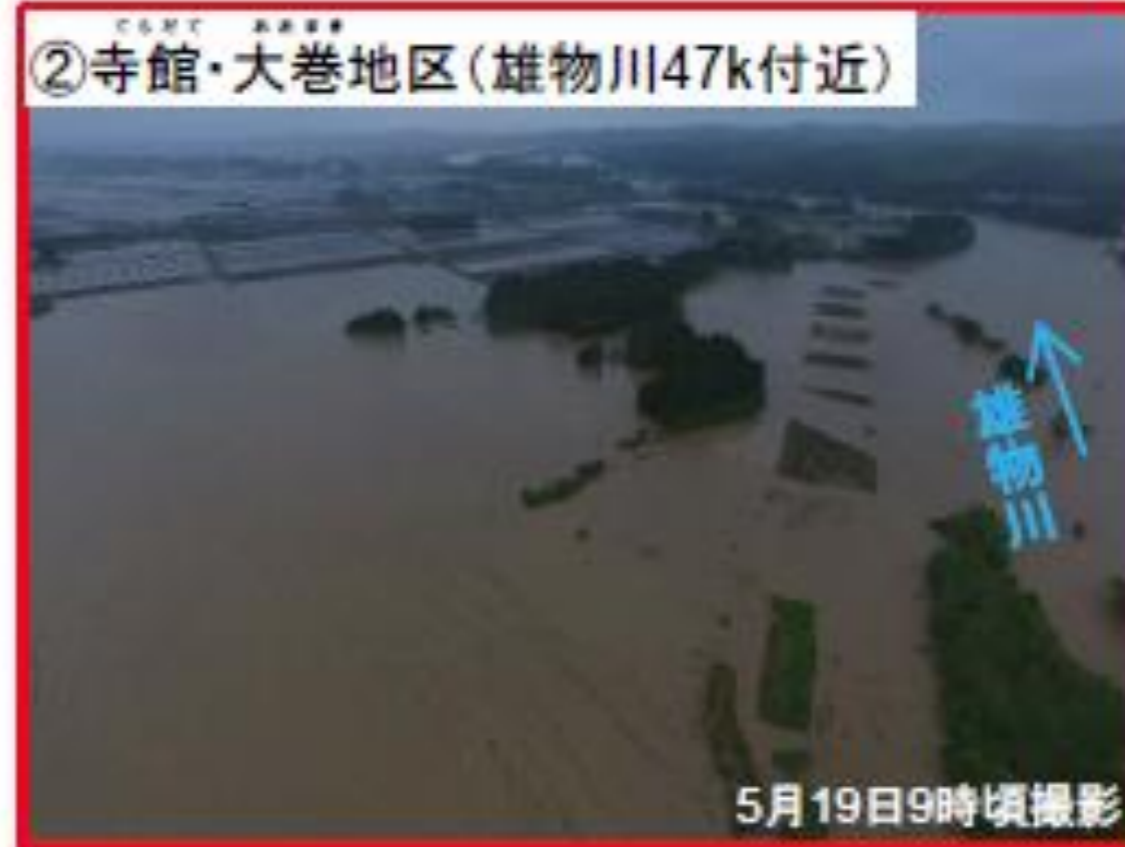
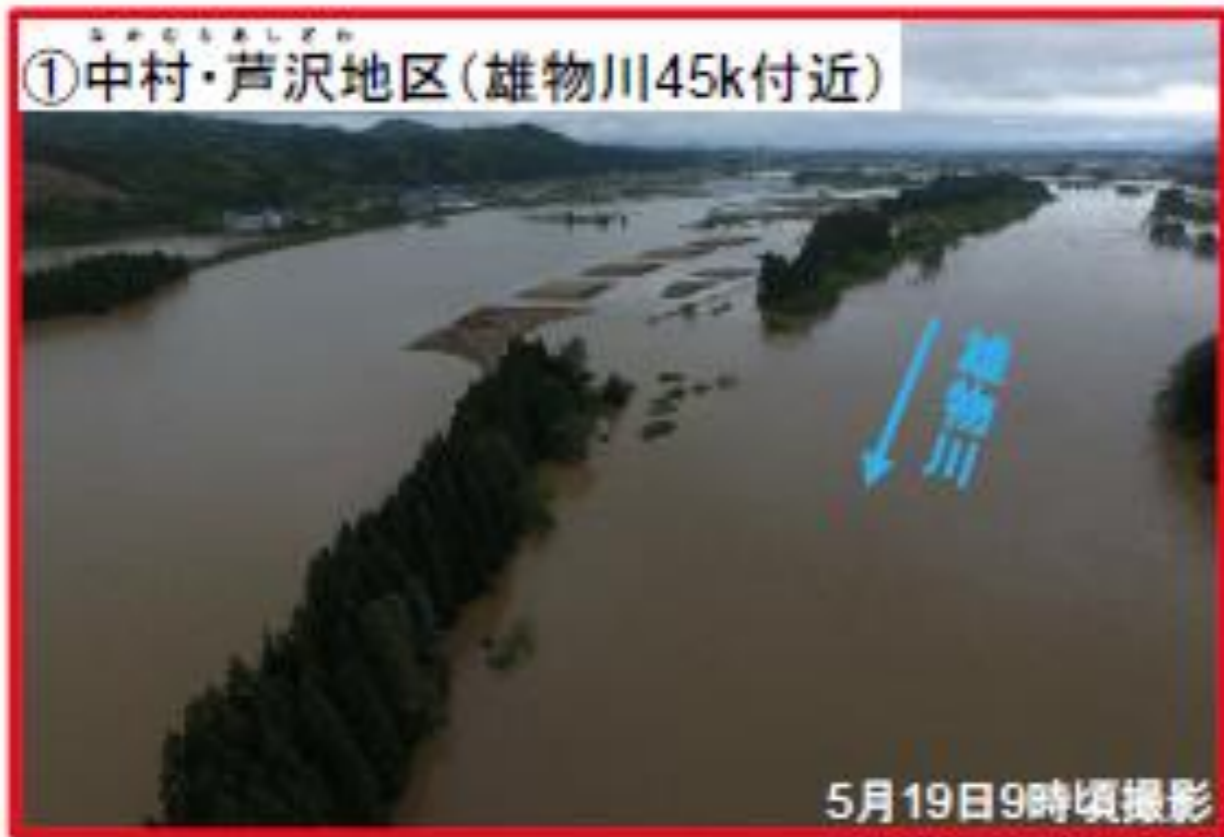
河川整備において基本となる降雨を前提  
(年超過確率 1/100)



想定し得る最大規模の洪水に係る浸水  
想定区域(年超過確率 1/1000以下)



平成30年5月18日出水(前線)における <sup>おちのがわ</sup>雄物川沿川の主な浸水状況

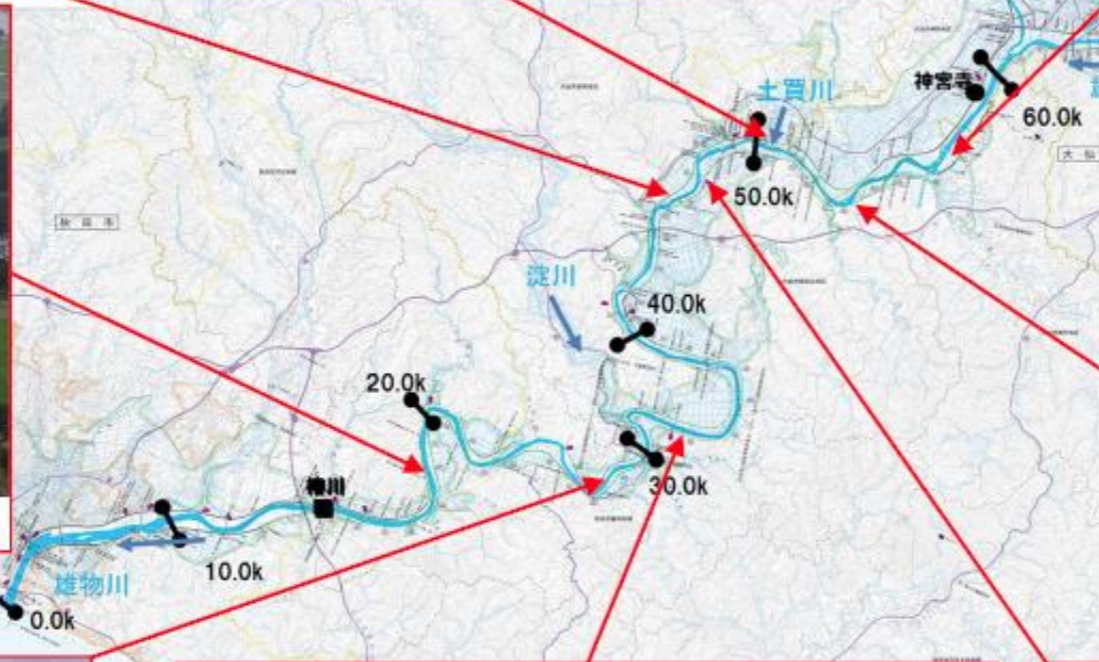
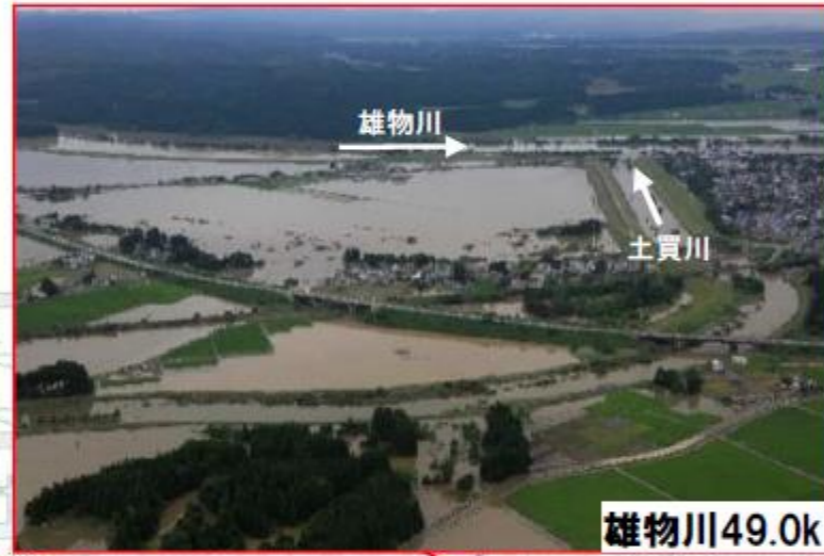


▼ UAVによる現地調査状況





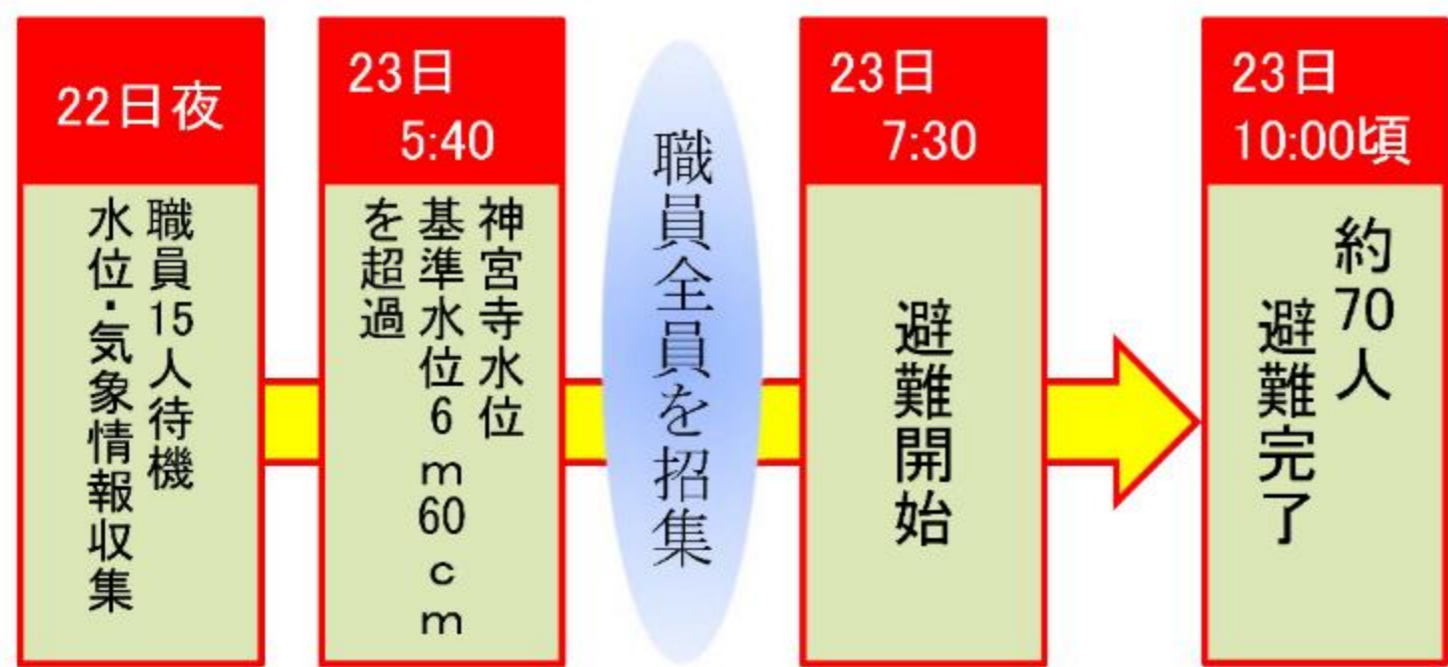
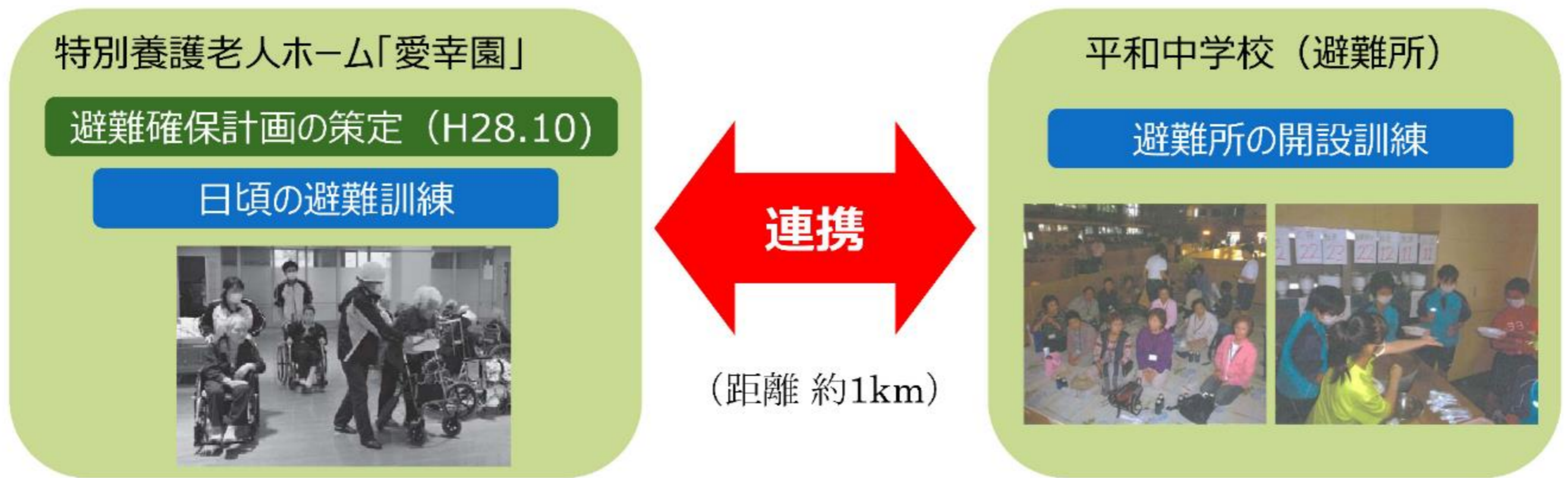
平成29年7月洪水 雄物川の様況



6

# 4. 平成29年7月の災害での避難事例

## 避難確保計画の作成と避難訓練により、無事全員が避難



避難後の愛幸園入所者の様子



## 2. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

- 想定最大規模の浸水想定区域図では、浸水範囲や浸水深の他に家屋倒壊等氾濫想定区域をあわせて公表しています。家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫流・河岸侵食があります。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域では、特に早期に避難する必要があります。

「家屋倒壊等氾濫想定区域」とは：

堤防沿いの地域等において、氾濫した場合に家屋が倒壊するような激しい氾濫流や河岸侵食による家屋倒壊等が発生するおそれが高い区域です。この区域では、洪水時には避難勧告等に従って安全な場所に確実に立退き避難を行う必要があります。

平成28年8月台風第10号【北海道開発局提供】  
(北海道上川郡・十勝川水系ペケレベツ川)

平成29年7月九州北部豪雨【九州地方整備局提供】  
(福岡県朝倉市・筑後川水系桂川)



### 3. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

- 想定最大規模の浸水想定区域図をもとに、市町村において洪水ハザードマップを作成する場合は、**早期立ち退き避難が必要な区域を設定し、ハザードマップに表示すること**になります。

#### 【早期立ち退き避難が必要な区域】

生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立ち退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示しています



※この浸水想定区域は、イメージであり、実在のものとは異なります。

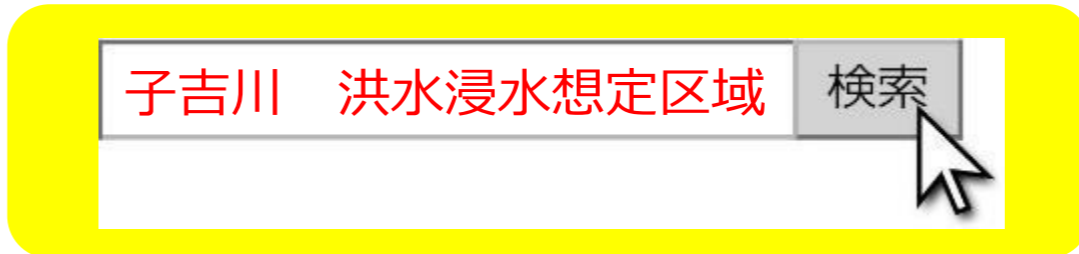
### 3. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

- 由利本荘市内を流れる河川では、一級河川子吉川水系(国土交通大臣管理区間)において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表または今後公表していきます。



【想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表状況】

| 管轄                   | 水系  | 河川名        | 公表年月     |
|----------------------|-----|------------|----------|
| 一級河川<br>(国土交通大臣管理区間) | 子吉川 | 子吉川<br>石沢川 | 平成29年1月  |
| 一級河川<br>(県管理区間)      |     | 芋川         | 平成31年度以降 |



子吉川水系子吉川及び石沢川洪水浸水想定区域図

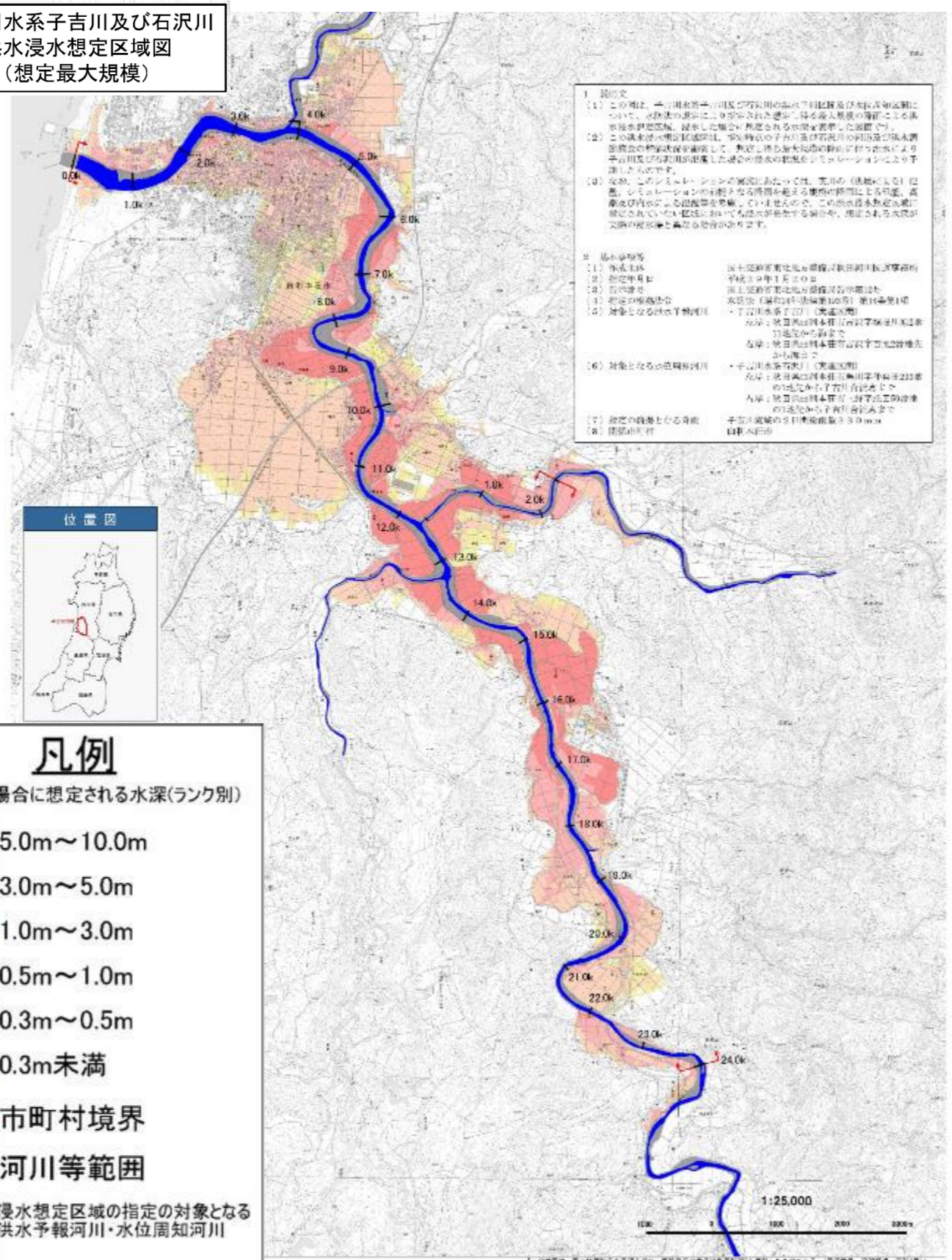
子吉川水系 子吉川及び石沢川

- ・洪水浸水想定区域図(想定最大規模) (PDF:41.2MB)
- ・洪水浸水想定区域図(浸水継続時間) (PDF:41.5MB)
- ・洪水浸水想定区域図(計画規模) (PDF:41 MB)
- ・洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) (PDF:40.8MB)
- ・洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)) (PDF:40.9MB)

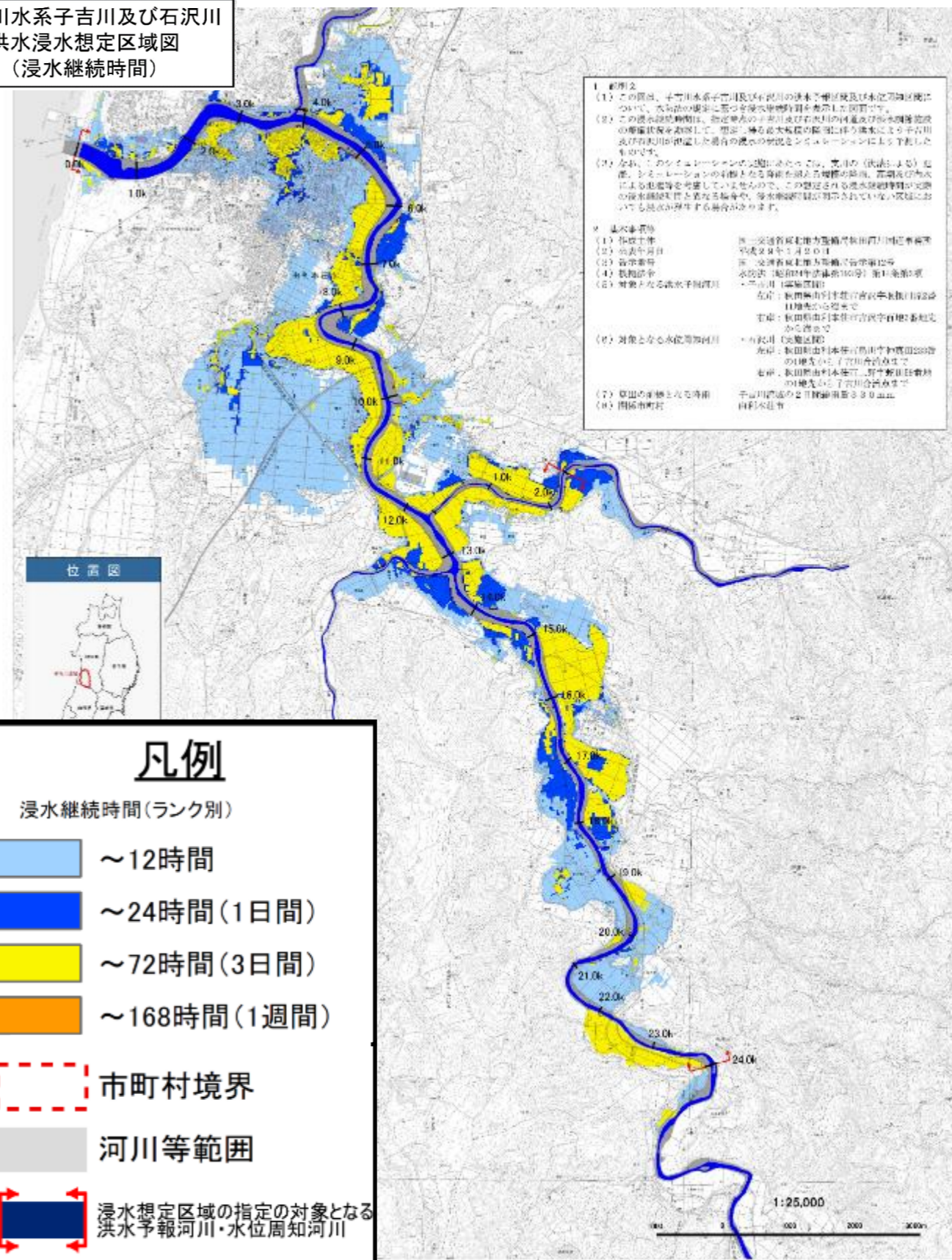
# 3. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

●子吉川水系子吉川及び石沢川(国土交通省管理区間)の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図(範囲及び浸水深)、氾濫特性(浸水継続時間)

子吉川水系子吉川及び石沢川  
洪水浸水想定区域図  
(想定最大規模)

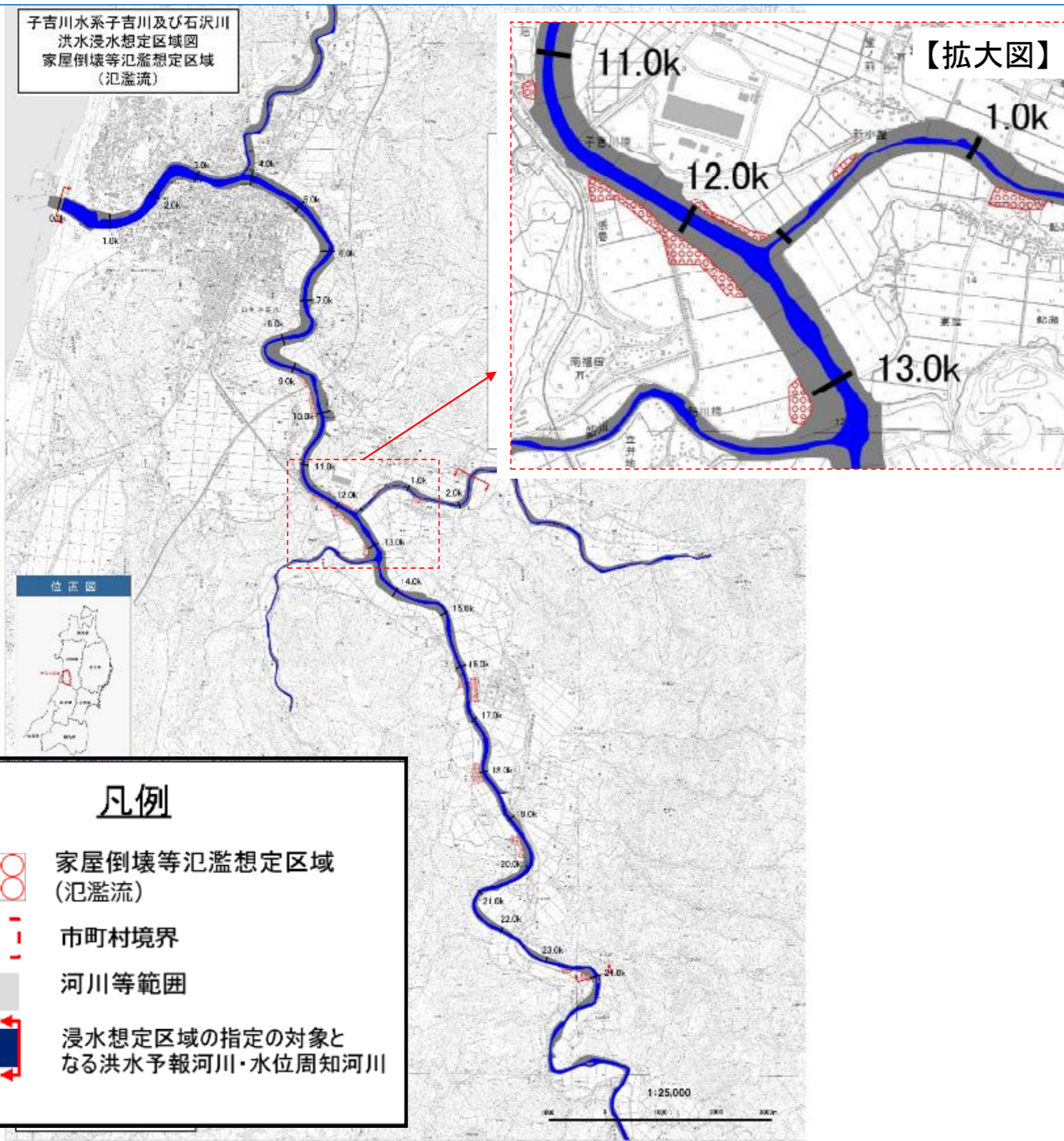


子吉川水系子吉川及び石沢川  
洪水浸水想定区域図  
(浸水継続時間)



# 3. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

- 子吉川水系子吉川及び石沢川(国土交通省管理区間)の想定最大規模降雨による氾濫特性(家屋倒壊等氾濫想定区域:氾濫流)



## 家屋倒壊等氾濫想定区域 (洪水氾濫)

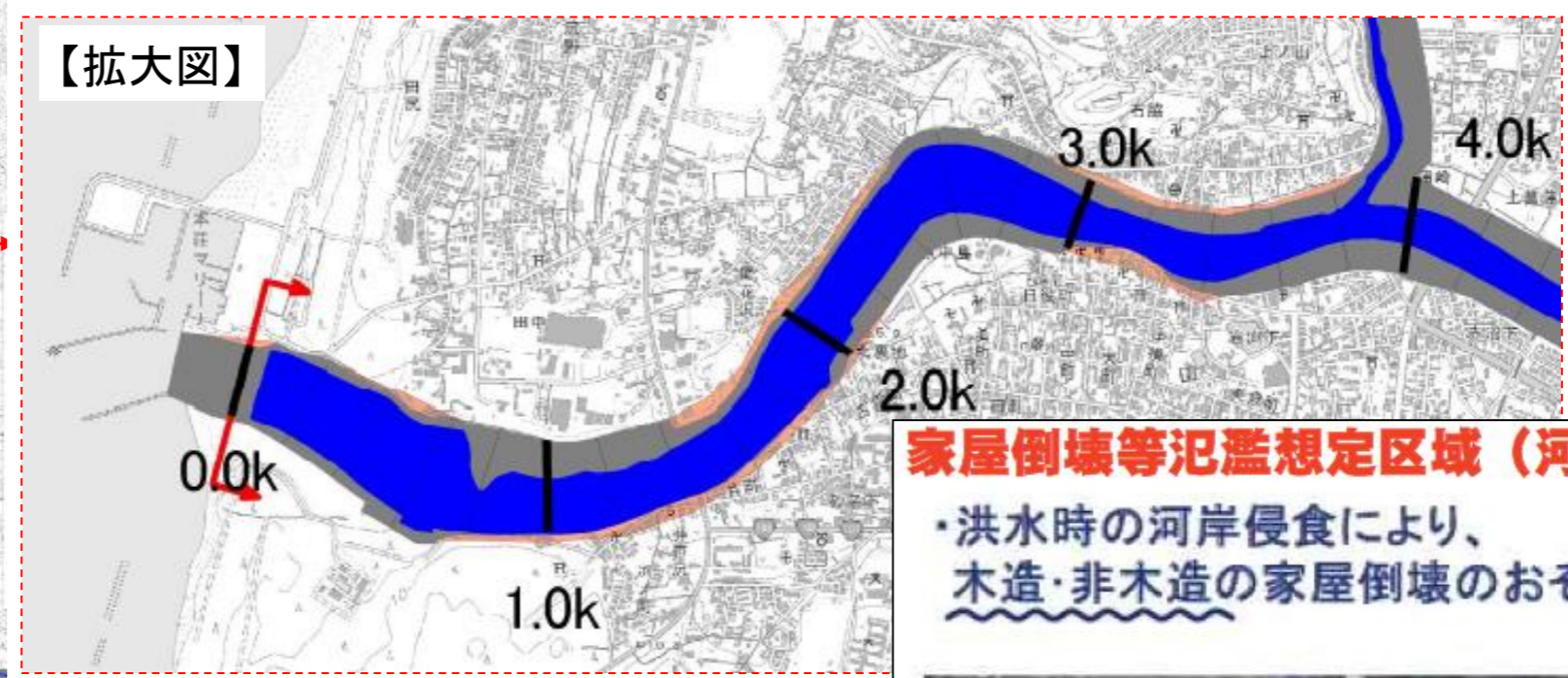
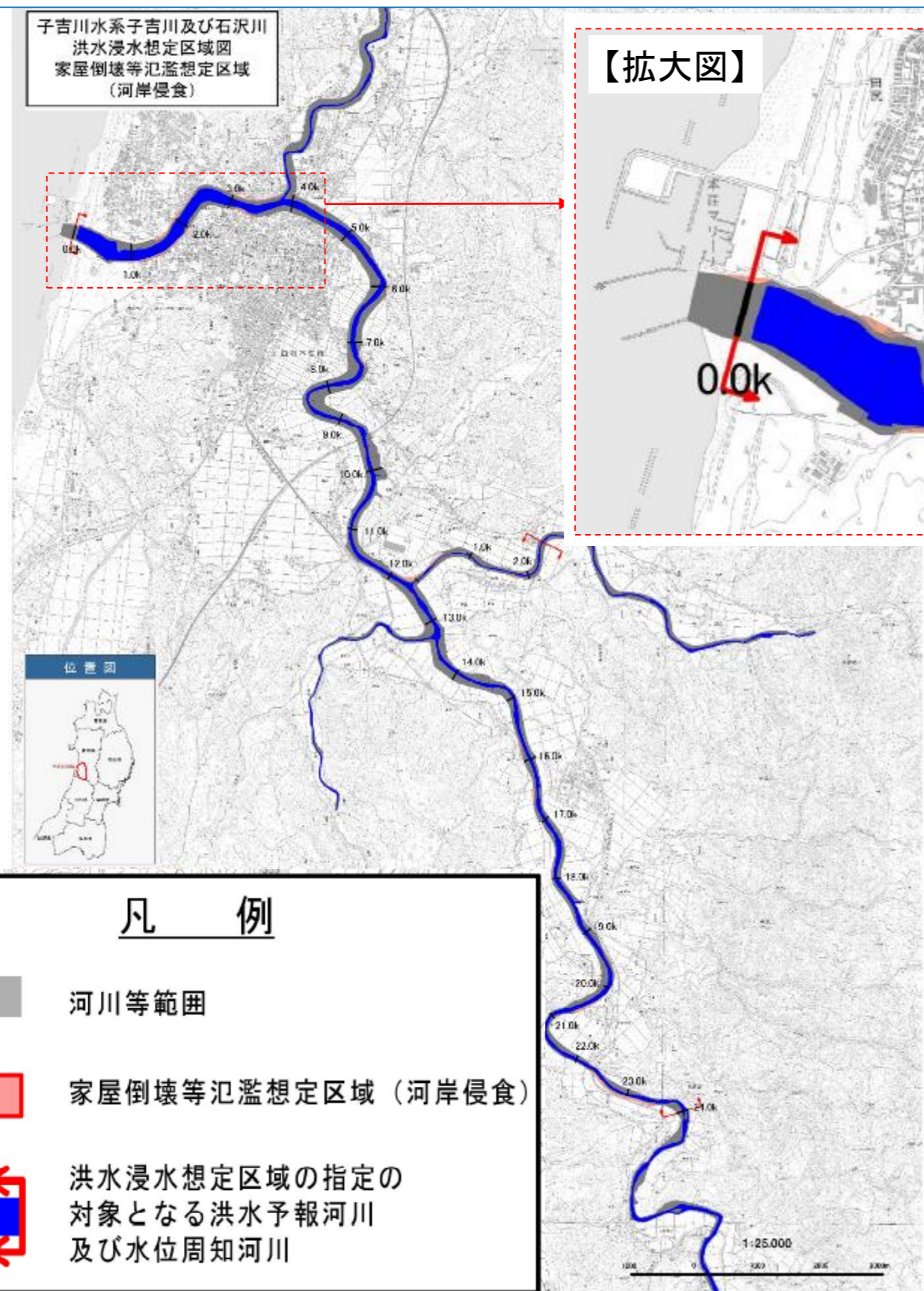
・河川堤防の決壊又は洪水はん濫流により、  
木造家屋の倒壊のおそれがある区域



堤防決壊に伴い木造家屋が倒壊した状況

# 3. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

●子吉川水系子吉川及び石沢川(国土交通省管理区間)の想定最大規模降雨による氾濫特性(家屋倒壊等氾濫想定区域:河岸侵食)



**家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)**

・洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域



河岸侵食による家屋の流失  
〔写真提供/西日本新聞社〕



河岸侵食により家屋倒壊した状況



# 土砂災害リスクへの対応について

---

秋田県 河川砂防課

# 1. 土砂災害の危険性について

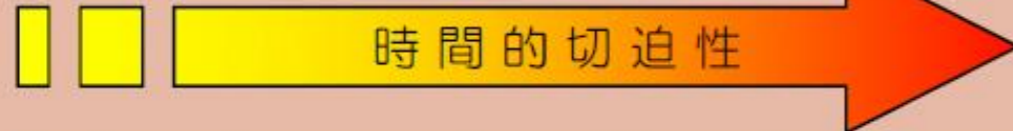
## 土砂災害の前ぶれ

過去の土砂災害では、土砂災害が発生する前の現象として、下記の《前ぶれ》が確認されています！

### 土砂災害の《前ぶれ》

| 2～3時間前    | 1～2時間前              | 発生の直前                                    |
|-----------|---------------------|--|
| ・流水の異常な濁り | ・溪流内で転石の音<br>・流木の発生 | ・土臭いにおい<br>・地鳴り<br>・流水の急激な濁り<br>※溪流水位の激減 |

※ 降雨が継続しているにも係らず溪流水位が激減した場合は、溪流の上流で山腹が崩壊して天然ダムが形成された可能性が高く、時間的切迫性が極めて高くなります。



### 土砂災害の形態 土石流



梅雨の長雨や台風の大雨などにより、山や川の石や砂が、水と一体になって一気に下流へ流れる現象です。

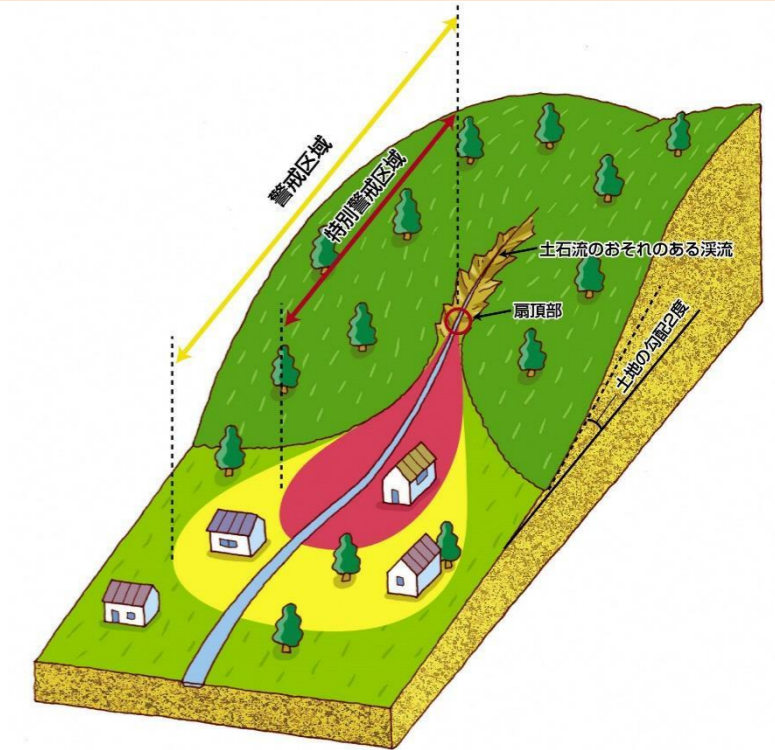
### がけ崩れ



地中にしみ込んだ雨水により、急な斜面が突然すべり落ちる現象です。

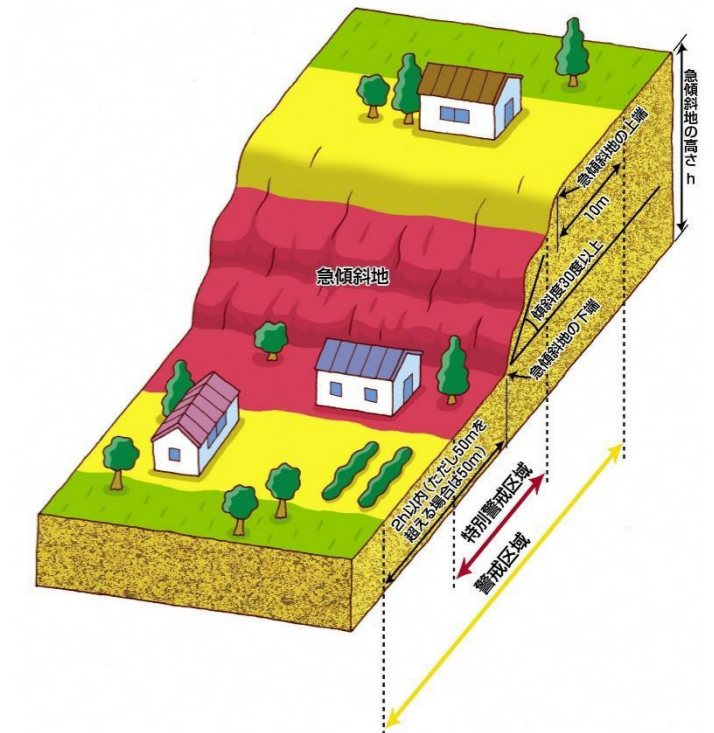
## 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)  
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)



| 2～3時間前            | 1～2時間前                            | 発生の直前   |
|-------------------|-----------------------------------|---|
| ・流水の発生<br>・流水量の増加 | ・小石がパラパラ落下<br>・新たな湧水の発生<br>・湧水の濁り | ・湧水の停止<br>・湧水の噴き出し<br>・亀裂の発生<br>・斜面のはらみだし<br>・小石がポロポロ落下<br>・地鳴り |

注) がけ崩れの《前ぶれ》は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合があります。



# 2. 土砂災害に備える

## ◆施設が土砂災害警戒区域に入っているか確認

秋田県土砂災害危険箇所マップ

検索

①字名で検索

秋田県土砂災害危険箇所マップ

東鮎川

南福田

鮎川

立井地

東鮎川

山崎

沢口

寺田

蒲田

要配慮者利用施設

レイヤ・凡例

- 全てのアイコンをOFFにします。
- 詳細表示
- 簡易表示
- 下記のアイコンクリックで地図上の図形がON、OFFできます。
- 雪崩危険箇所
- 急傾斜地危険箇所
- 地すべり危険箇所
- 土石流危険溪流(氾濫域)
- 土石流危険溪流(流域)
- 土石流 (レッド)
- 土石流 (イエロー)
- 急傾斜 (レッド)
- 急傾斜 (イエロー)
- 地すべり (イエロー)
- 秋田県全域図

操作パネル

- 範囲検索
- 緯度・経度・標高取得
- 初期位置に戻る
- 初期表示位置保存
- 背景図選択
- ベースマップ
- 地理院地図(白)
- 地理院地図(写実)
- 地理院地図(淡色)
- 重ね合わせ

テーマ：土砂災害危険箇所マップ

- 雨量局を選択することで、雨量の詳細情報が閲覧できます。
- メッシュ内を選択することで、土砂災害危険度情報が閲覧できます。
- その他の情報は、適宜「レイヤ・凡例」パネルよりON・OFF可能です。
- 土砂災害警戒区域等の情報は平成30年5月末時点のものです。最新の指定情報及び指定範囲については、[こちら\(別ページリンク\)](#)をご参照ください。

説明

③選択

②選択

# 2. 土砂災害に備える

## ◆ 詳細な位置を確認するには①

秋田県土砂災害危険箇所マップ

検索

秋田県土砂災害危険箇所マップ

東鮎川

※街区レベルの検索となります。

お知らせ 利用規約 ツール

レイヤ・凡例

全てのアイコンをOFFにします。

詳細表示 簡易表示

下記のアイコンクリックで地図上の図形がON、OFFできます。

- 雪崩危険箇所
- 急傾斜地危険箇所
- 地すべり危険箇所
- 土石流危険渓流(氾濫域)
- 土石流危険渓流(流域)
- 土石流 (レッド)
- 土石流 (イエロー)
- 急傾斜 (レッド)
- 急傾斜 (イエロー)
- 地すべり (イエロー)
- 秋田県全域図

操作パネル

- 範囲検索
- 緯度・経度・標高取得
- 初期位置に戻る
- 初期表示位置保存
- 背景図選択

ベースマップ

- 地理院地図(白)
- 地理院地図(写真)
- 地理院地図(淡色)
- 重ね合わせ

テーマ: 土砂災害危険箇所マップ

- 雨量局を選択することで、雨量の詳細情報が閲覧できます。
- メッシュ内を選択することで、土砂災害危険度情報が閲覧できます。
- その他の情報は、適宜「レイヤ・凡例」パネルよりON・OFF可能です。
- 土砂災害警戒区域等の情報は平成30年5月末時点のものです。最新の指定情報及び指定範囲については、[こちら\(別ページリンク\)](#)をご参照ください。
- 土砂災害警戒情報(気象庁)の発表状況については[こちら\(別ページリンク\)](#)

説明

区域をクリック

要配慮者利用施設

表示

複数情報選択結果

近くに以下の情報があります。表示したい情報を選択して下さい。

- 5kmメッシュ,39400601
- I-1529 東鮎川沢2

# 2. 土砂災害に備える

## ◆ 詳細な位置を確認するには②

秋田県 基礎調査結果

秋田県建設部 河川砂防課

ホーム

河川・ダム・海岸・水防 (美の国あきたネットへ)

砂防・傾斜地保全

- 土砂災害警戒情報
- 基礎調査について
- 土砂災害110番
- 土砂災害危険箇所マップ
- 鳥海山 火山防災マップ (鳥海山全域版 H18.5.30公表)
- あきたの砂防
- 土砂災害に関する警戒避難マニュアル
- 溪流環境整備計画
- 土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果
- よくある質問Q&A

管理

ご意見・お問い合わせ先

ダウンロード

サイト内検索

### 土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果

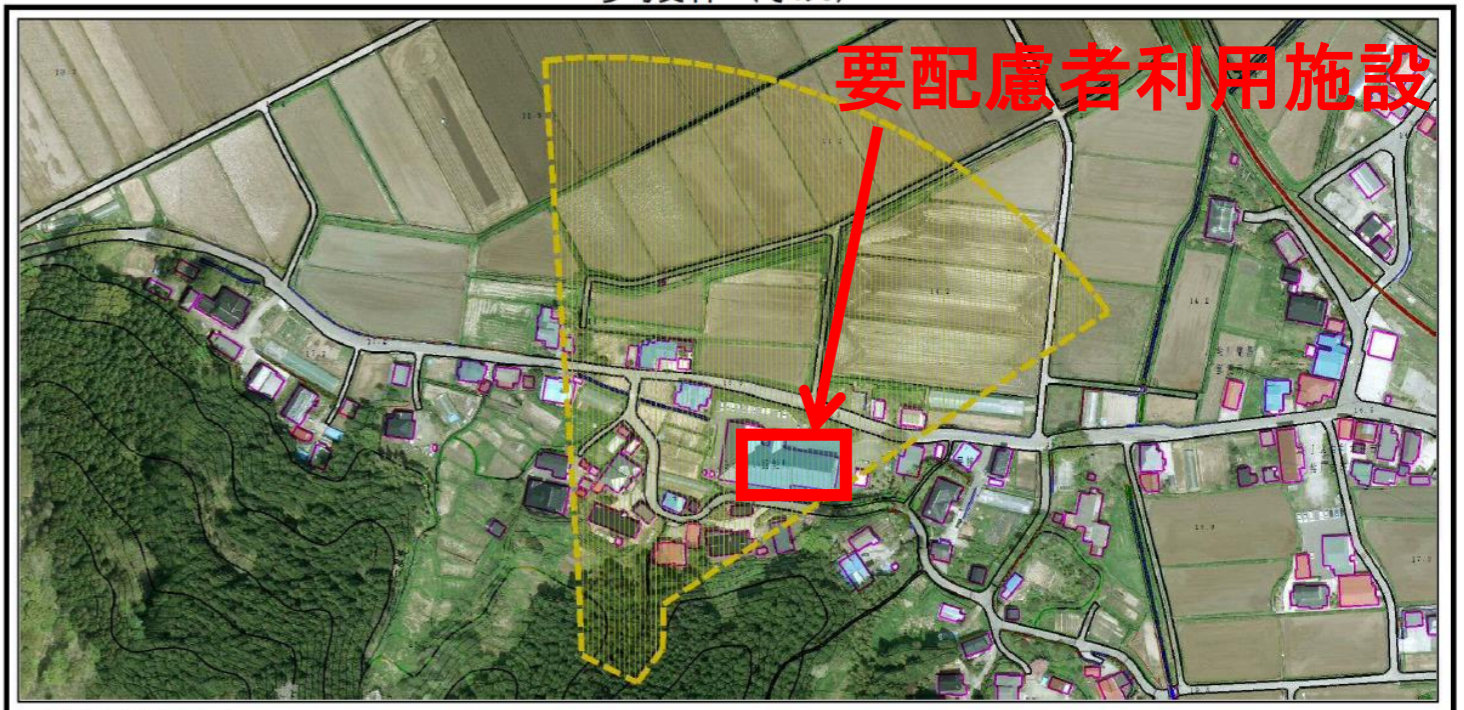
| 地域振興局 | 市町村   | 指定公示図書 | 基礎調査結果 |
|-------|-------|--------|--------|
| 鹿角    | 鹿角市   | 表示     | 表示     |
|       | 小坂町   | 表示     | 表示     |
| 北秋田   | 大館市   | 表示     | 表示     |
|       | 北秋田市  | 表示     | -      |
|       | 上小阿仁村 | 表示     | -      |
| 山本    | 能代市   | 表示     | -      |
|       | 藤里町   | 表示     | 表示     |
|       | 三種町   | 表示     | -      |
|       | 八峰町   | 表示     | 表示     |
| 秋田    | 秋田市   | 表示     | -      |
|       | 男鹿市   | 表示     | 表示     |
|       | 湯上市   | 表示     | -      |
|       | 五城目町  | 表示     | 表示     |
|       | 八郎潟町  | 表示     | -      |
|       | 井川町   | 表示     | -      |
|       | 大湯村   | 表示     | -      |
|       | 由利    | 由利本荘市  | 表示     |
| にかほ市  | 表示    | -      |        |
| 仙北    | 大仙市   | 表示     | 表示     |
|       | 仙北市   | 表示     | 表示     |
|       | 美郷町   | 表示     | -      |
| 平鹿    | 横手市   | 表示     | -      |
| 雄勝    | 湯沢市   | 表示     | 表示     |
|       | 羽後町   | 表示     | -      |
|       | 東成瀬村  | -      | -      |

### 土石流

| 整理番号 | 箇所番号       | 箇所名   | 所在地               | 告示年月日    | 指定公示図書 |
|------|------------|-------|-------------------|----------|--------|
| 1286 | I-1532     | 孫七山   | 由利本荘市西目町出戸字孫七山    | H25.3.29 |        |
| 1287 | I-1626     | 宮ノ前沢  | 由利本荘市東由利法内字宮ノ前    | H25.3.29 |        |
| 1288 | I-1677     | 下滝川沢  | 由利本荘市徳沢字大平        | H25.3.29 |        |
| 1289 | I-1529     | 東鮎川沢2 | 由利本荘市東鮎川字下山崎及び小深田 | H25.3.29 |        |
| 1513 | I-1397-1・2 | 館前沢2  | 由利本荘市館前字館前        | H26.3.28 |        |
| 1514 | I-1399     | 館前沢4  | 由利本荘市館前字天神坂ノ下     | H26.3.28 |        |
| 1515 | II-1550    | 館前沢1  | 由利本荘市館前字館前        | H26.3.28 |        |
| 1516 | II-1552    | 館前沢3  | 由利本荘市館前字天神坂ノ下     | H26.3.28 |        |
| 1517 | II-1553    | 館前沢5  | 由利本荘市館前字天神坂ノ下     | H26.3.28 |        |
| 1518 | II-1554    | 館前沢6  | 由利本荘市館前字天神及び天神坂ノ下 | H26.3.28 |        |



参考資料 (その3)



複数情報選択結果

近くに以下の情報があります。表示したい情報を選択して下さい。

5kmメッシュ,39400601

I-1529 東鮎川沢2

| 参考資料                    | 土砂災害防止法施行令第二条に該当する区域                                   | 自然現象の種類 | 土石流        | 溪流番号 | I-1529              |
|-------------------------|--|---------|------------|------|---------------------|
| 土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域 | 土石流の嵩さが1mを超える場合、土石等の移動による力が500N/m <sup>2</sup> を超える区域  | 告示番号    | 第142号      | 溪流名  | 東鮎川沢2               |
| その他の区域                  | 土石流の嵩さが1mを超える場合、土石等の移動による力が500N/m <sup>2</sup> を超えない区域 | 告示年月日   | 平成25年3月29日 | 所在地  | 秋田県由利本荘市東鮎川字下山崎、小深田 |

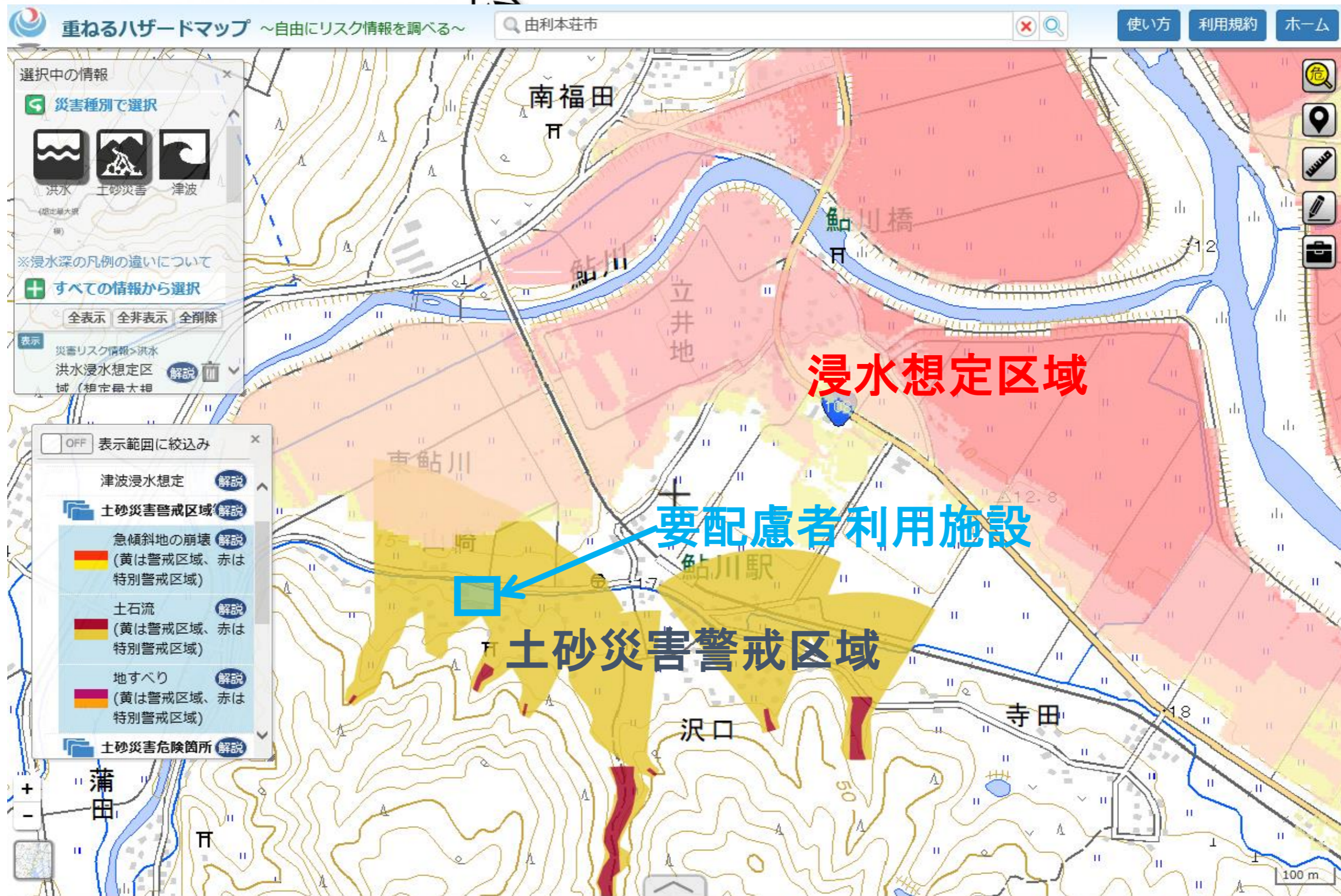
縮尺 1:2,500

## 2. 土砂災害に備える

### ◆避難場所は浸水想定区域も避けて選定

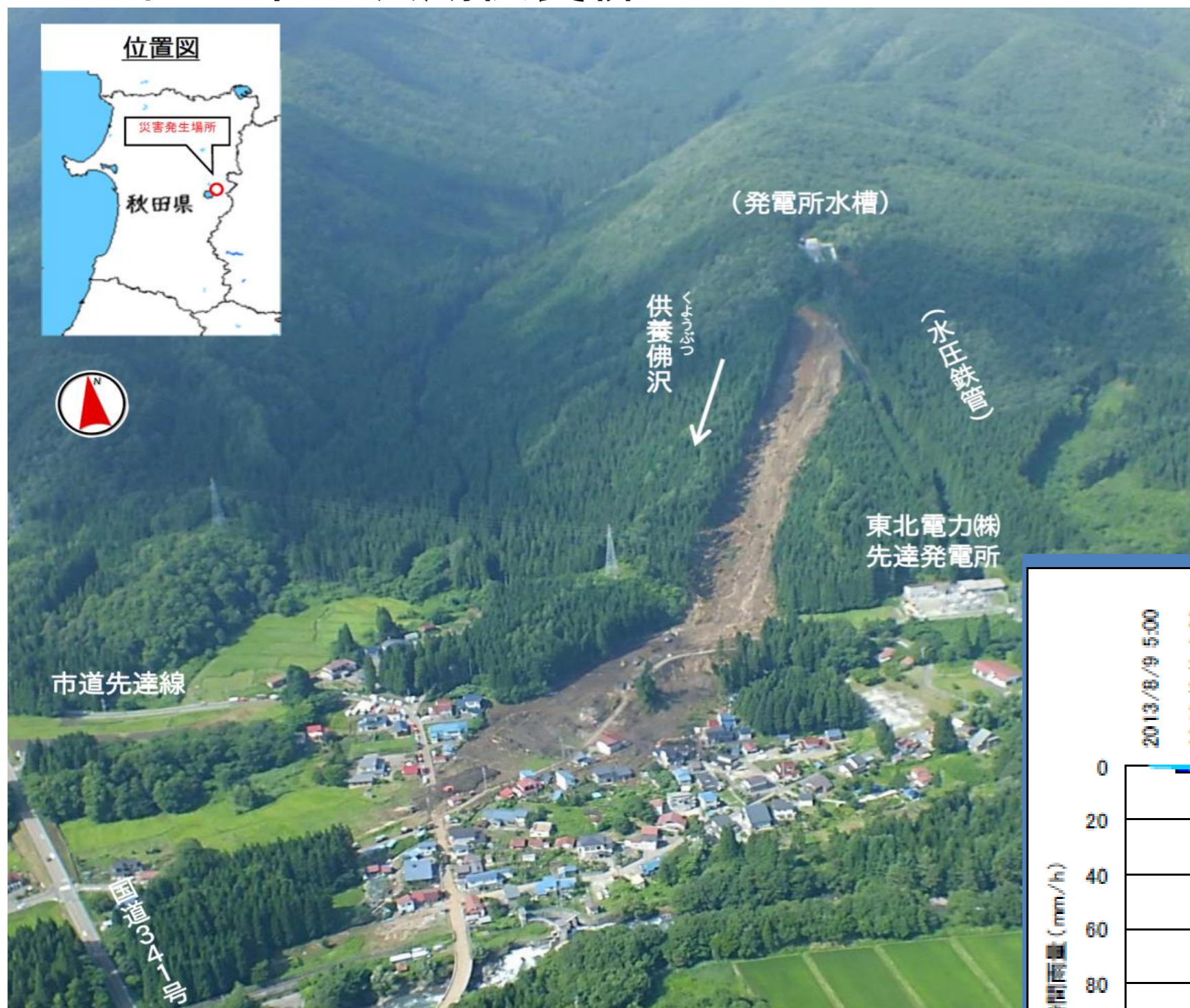
ハザードマップポータル

検索



# 3. 平成25年8月豪雨による土砂災害

## 仙北市田沢湖供養佛地区

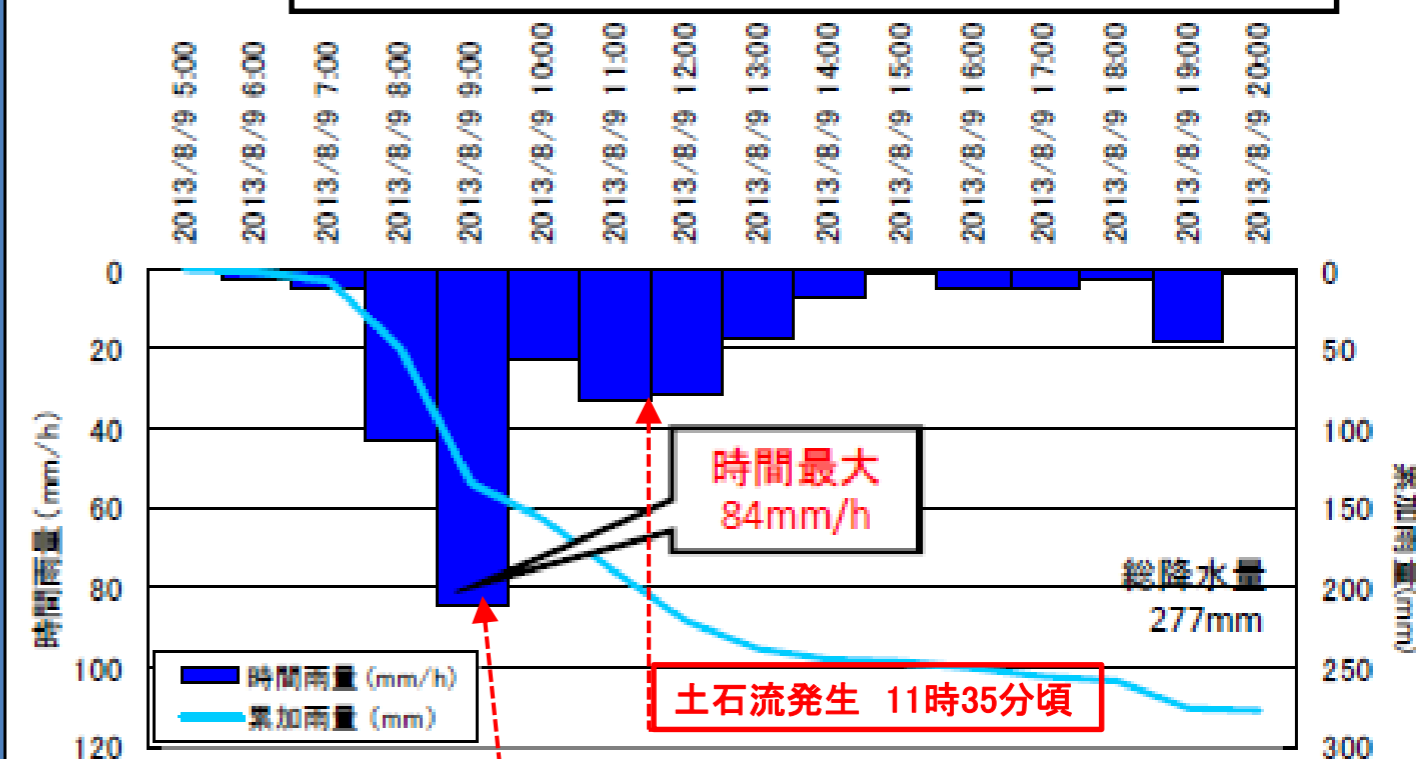


平成25年8月9日(金)11:35頃  
**土石流発生**

### ◆被害の状況

- ・建物被害 17棟  
(全壊:住家5棟、非住家10棟)  
(半壊:住家1棟、非住家1棟)
- ・人的被害  
6名死亡、1名重傷、1名軽傷

### 雨量観測データ



【釜淵観測所】(仙北市田沢湖田沢地内)

※出典:気象庁アメダスデータ

**土砂災害警戒情報発表の  
約2時間半後に土石流発生!**

土砂災害警戒情報発表 9時10分

# 4. 避難のタイミング(情報収集)

◆気象警報、避難勧告、河川水位等はテレビのデータ放送で確認出来る。

This screenshot shows the NHK website's navigation menu. A red box highlights the '防災・生活情報' (Disaster and Life Information) menu item. Other visible items include '全国のニュース', '気象情報', '地震・津波・火山', and 'NHKオンデマンド'.

This screenshot shows the '防災・生活情報' (Disaster and Life Information) page for Aomori City. A red box highlights the '警報・注意報' (Alerts and Warnings) section. Below it, a dashed red box highlights the '台風の全般気象情報' (General weather information for typhoons), '避難情報' (Evacuation information), and '開設避難所情報' (Evacuation shelter information) sections. A red box at the bottom highlights the '河川水位・雨量' (River water level and rainfall) section.

This screenshot shows a '土砂警報' (Landslide warning) for Aomori City. A red box highlights the '土砂警報' menu item. The main content includes the title '土砂災害警戒情報' (Landslide disaster warning information) and a red banner stating '秋田市秋田は警戒対象地域になっています' (Aomori City Aomori is a warning target area). Below, it lists the warning details for Aomori Prefecture, including the date and time (October 1st, 4:55 AM) and the list of warning target areas.

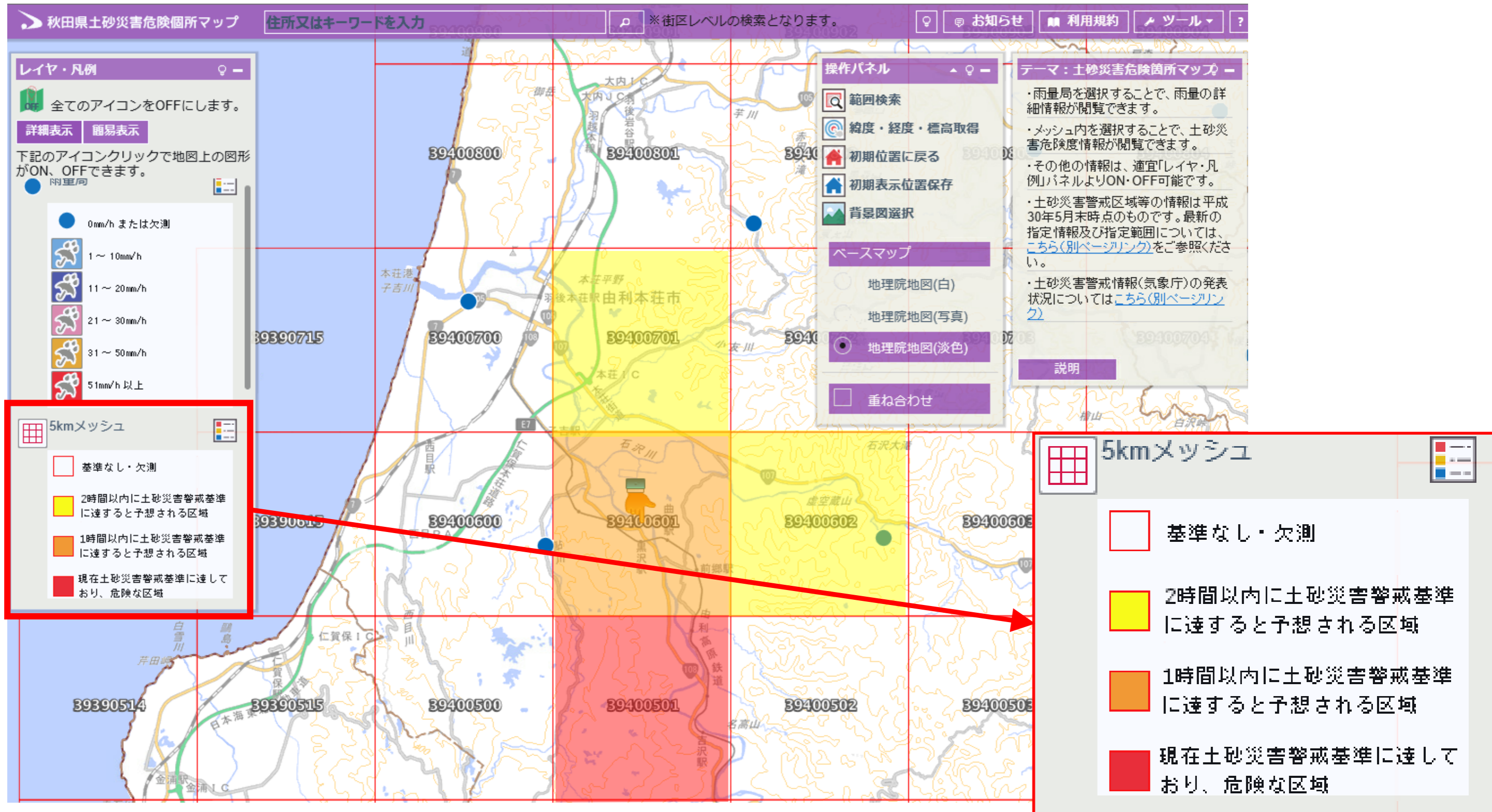
This screenshot shows a '土砂警報' (Landslide warning) map for Aomori Prefecture. A red box highlights the '土砂警報' menu item. The map shows the warning target areas in red and yellow. A legend indicates the types of warnings: '特別警報' (Special Alert), '警報' (Alert), '記録雨' (Record Rain), and '注意報' (Warning).

This screenshot shows the '河川水位・雨量' (River water level and rainfall) page for Aomori City. A red box highlights the '河川水位・雨量' menu item. The page displays a map of Aomori Prefecture with a table of river water levels and rainfall data. The table includes columns for '芋川' (Imi River), '子吉川' (Kojigawa), and '石沢川' (Ishizakawa). The '芋川' section shows a water level of 1.45m at the '館前' (Kannan) gauge, which is above the normal water level of 1.45m.



# 4. 避難のタイミング(情報収集)

◆ **土砂災害警戒情報**が発表されたら、**秋田県土砂災害危険箇所マップ**を確認！



**施設のあるメッシュに着色(赤、オレンジ、黄色)があったら避難！**

# 5. 秋田県防災ポータルサイト

## ◆県内の防災情報の入手はここで！

**水位情報**

**雨量情報**

**秋田県防災ポータルサイト**

緊急情報: 現在、緊急情報はありません。

防災ニュース: 2016年05月13日 火災の発生状況等について (平成28年4月分まで) ※第2報

気象速: 2016年05月19日 08:01 注意報を解除します。

気象速: 2016年05月18日 22:08 秋田県では、19日昼前まで濃霧による視程障害に注意してください。

雨雲の様子 気象監視 土砂災害 台風情報 竜巻情報 地震情報 津波情報

05月19日23時40分「雨雲の様子」

表示時間: 6年05月19日23:40

**避難勧告等**

避難勧告指示情報

この情報は、市町村が 公共情報コモンズ (iAポート) へ入力した情報を取得して表示しています。

避難指示 避難勧告 避難準備 なし

**気象警報等**

気象警報・注意報: 秋田県

発表状況地図

最新発表:平成30年10月 2日21時33分

秋田県では、3日昼前まで濃霧による視程障害に注意してください。

|        | 警報 |    |    |     | 注意報 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |   |    |    |  |
|--------|----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|---|----|----|--|
|        | 大雨 | 洪水 | 暴風 | 暴風雪 | 大雪  | 波浪 | 高潮 | 洪水 | 強風 | 大雪 | 高潮 | 融雪 | 濃霧 | 乾燥 | なだれ | 低温 | 霜 | 着氷 | 着雪 |  |
| 秋田中央地域 |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |   |    |    |  |
| 沿岸     |    |    |    |     |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |   |    |    |  |

## 秋田県防災ポータルサイト

(秋田県公式サイトトップにバナーあります)



# 6. 避難確保計画作成に向けて

## 1. 避難のきっかけとなる情報

- ・共通 →大雨警報・洪水警報、雨量、避難勧告等
- ・洪水 →河川水位
- ・土砂災害→土砂災害警戒情報

## 2. 計画作成時の留意点

- ・避難勧告発令時には既に避難ルートが冠水等で避難できない事例



**そうなる前に早めの自主避難を！**

- ・計画の避難場所に避難出来ない場合に備えて



**最寄りの安全な場所(一時避難場所)を事前把握**

**状況により、2階以上への避難も検討(ただし土砂災害は要注意)**

# 段階的に発表する 防災気象情報の活用について

---

秋田地方気象台

# 段階的に発表する防災気象情報の活用

台風発生 **台風予報**

大雨の約1日前

**気象情報**

市町村からの  
避難情報

大雨の可能性が高くなる

気象情報・空の変化に注意



半日～数時間前

**注意報**

災害が起こるおそれがある

災害に備えた **早めの準備**



数時間～2時間前

**警報**

避難準備・  
高齢者避難  
開始

※「避難準備情報」から名称変更

重大な災害が起こるおそれがある

いつでも避難ができるよう準備

土砂災害警戒情報

指定河川洪水予報

記録的短時間  
大雨情報

**避難勧告**

**避難指示  
(緊急)**

・ **速やかに（または直ちに）  
避難**

・ **移動が困難な場合は、  
家の中の安全な場所へ**



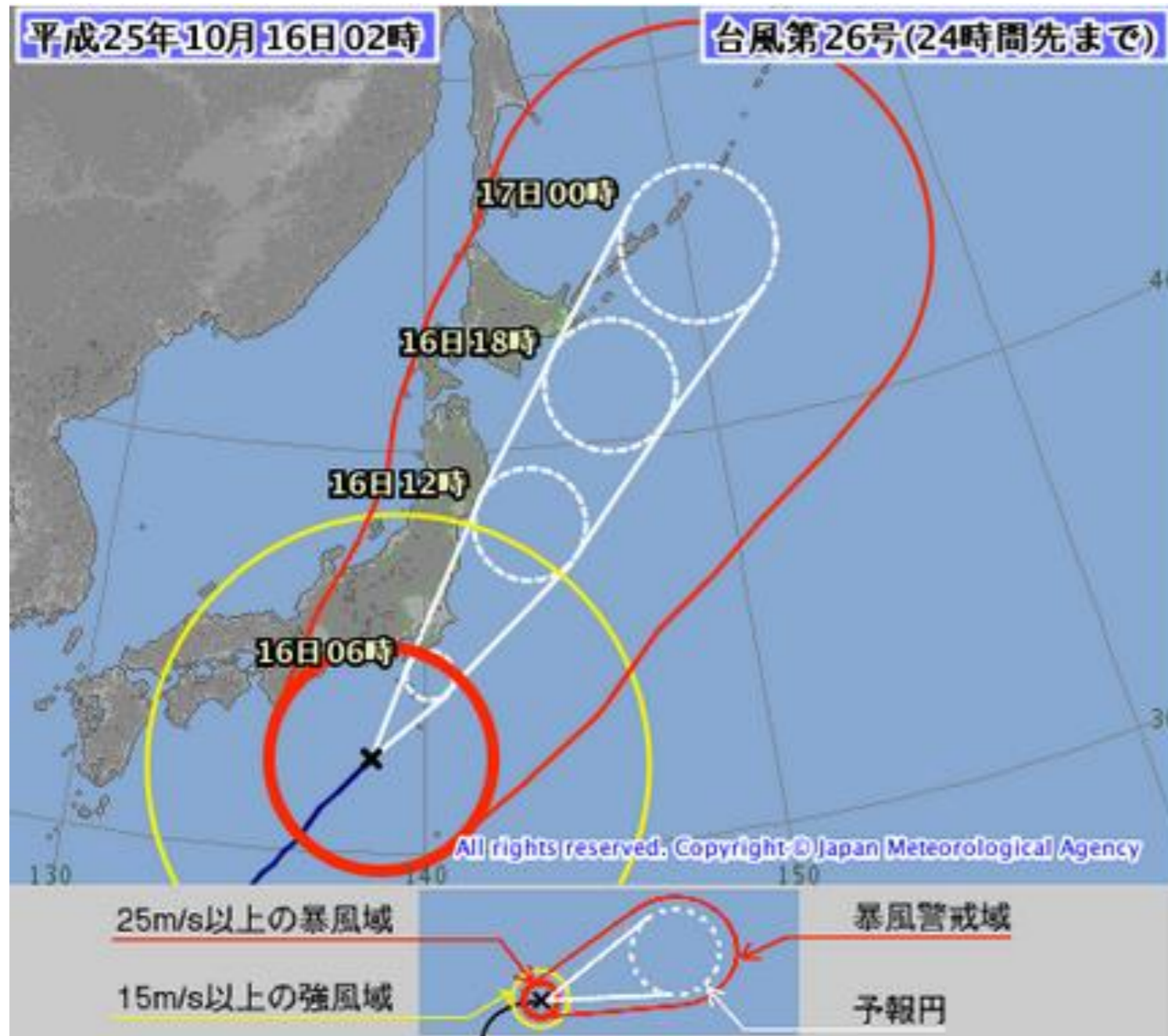
広範囲で数十年に一度の大雨

**特別警報**

重大な災害\*が起こるおそれが著しく大きい

(重大な災害：被害が広範囲または激甚な災害)

# 台風予報



- 台風が発生すると、台風の位置や強さなどの実況と3日先までの予報を発表
  - 3日目以降も引き続き台風であると予想される時には、5日先までの台風の進路予想を発表
- ※ 雨量や最大風速などの予測は、「台風に関する気象情報」として発表

## 求められる行動

- **土砂災害・水害・高潮災害から命を守るための立ち退き避難の必要な地域に施設がある場合、**台風の接近による暴風により屋外を移動できなくなる前に早めの避難

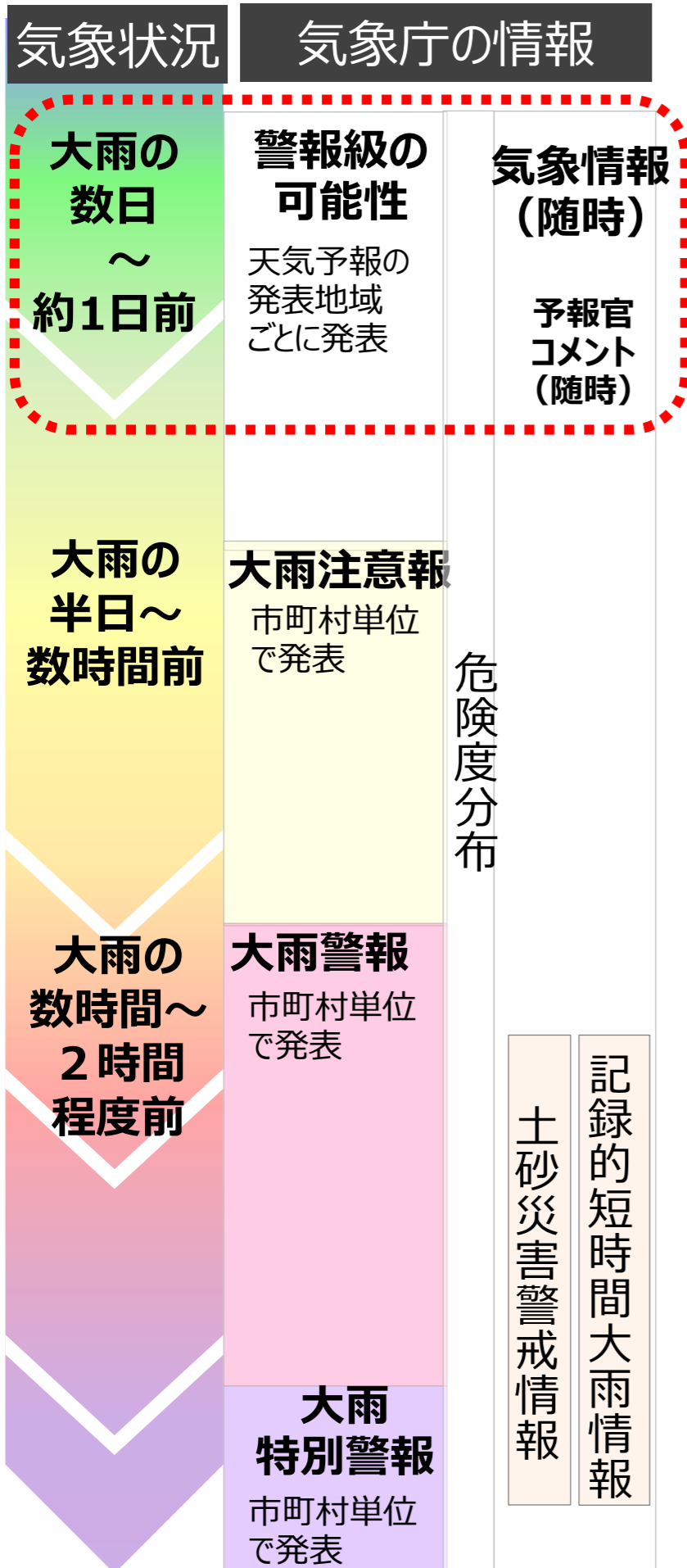


予報円 : 70%の確率で台風の中心が位置すると予想される範囲

暴風域 : 平均風速25m/s以上の風（非常に強い風）が吹いているか、吹く可能性がある範囲

強風域 : 平均風速15m/s以上の風（強い風）が吹いているか、吹く可能性がある範囲

# 警報級の可能性の情報



・ 5日先までに命に危険が及ぶような警報級の現象が予想されているときには、その可能性を [高] [中] の2段階で発表。

**秋田県沿岸の警報級の可能性**  
沿岸では、〇〇日までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

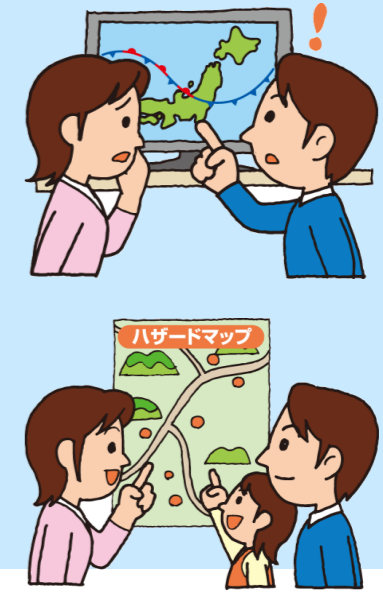
| 秋田県沿岸 | 警報級の可能性 |       |       |     |     |     |     |
|-------|---------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
|       | 21日     |       | 22日   |     | 23日 | 24日 | 25日 |
|       | 夕方まで    | 夜～明け方 | 朝～夜遅く |     |     |     |     |
| 種別    | 6-18    | 18-6  | 6-24  |     |     |     |     |
| 大雨    | -       | -     | [中]   | [中] | [中] | -   |     |
| 暴風    | -       | -     | -     | -   | -   | -   |     |
| 波浪    | -       | -     | -     | -   | -   | -   |     |

## 求められる行動

### 気象情報やハザードマップを確認

- ・ 日頃から天気予報を確認
- ・ 施設の所在地やその近隣にある土砂災害警戒区域・浸水想定区域等の危険な箇所を改めて確認
- ・ 避難場所や避難ルートを変更して確認

**Point**  
備えは大丈夫？

# 気象情報 (警報・注意報に先立って発表)



・「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割があります。24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表。

大雨と落雷及び突風に関する秋田県気象情報 第2号  
平成29年7月21日16時31分 秋田地方気象台発表

(見出し)  
秋田県では、22日(明日) 朝から昼過ぎにかけて、雷を伴った激しい雨が降り大雨となる所があるでしょう。また、大気の状態が非常に不安定となるため、積乱雲の発達する所がある見込みです。土砂災害や河川の増水、低い土地の浸水、落雷や竜巻などの激しい突風、ひょうに注意してください。

(本文)  
<地域・時期・量的予想>  
秋田県では、22日(明日) 朝から昼過ぎにかけて、雷を伴った1時間に40ミリの激しい雨が降り、大雨となる所があるでしょう。また、大気の状態が非常に不安定となり、積乱雲の発達する所がある見込みです。

22日(明日) 18時までに予想される24時間雨量は、多い所で100ミリです。

その後も、前線の活動が活発となって東北地方に停滞するため、23日(明後日) にかけて雨量はさらに多くなり、大雨となる所があるでしょう。

<防災事項>  
低い土地の浸水、がけ崩れ、山崩れ、河川の増水のおそれがあります。22日(明日) 朝から夕方にかけて浸水に、22日(明日) 夜遅くにかけて土砂災害や洪水に注意してください

今後、気象台が発表する、注意報、警報、竜巻注意情報、気象情報などに留意してください。次の「大雨と落雷及び突風に関する秋田県気象情報」は、22日06時30分頃発表の予定です。

気象の見通しを記述

予想される注意警戒期間、ピーク時間、雨量等の最大値を記述

警戒すべき防災事項を記述



# 注意報 (警報の発表が見込まれる場合はその旨を明記)

- ・注意報は、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報。
- ・警報の発表が見込まれる場合は、その旨を記述。

## 気象状況 気象庁の情報

|                       |                                       |   |
|-----------------------|---------------------------------------|---|
| 大雨の数日<br>～<br>約1日前    | 警報級の<br>可能性<br>天気予報の<br>発表地域<br>ごとに発表 | 気象情報<br>(随時)<br><br>予報官<br>コメント<br>(随時) |
| 大雨の<br>半日～<br>数時間前    | 大雨注意報<br>市町村単位<br>で発表                 | 危険度分布                                   |
| 大雨の数時間～<br>2時間<br>程度前 | 大雨警報<br>市町村単位<br>で発表                  |   |
|                       | 大雨<br>特別警報<br>市町村単位<br>で発表            | 記録的短時間大雨情報<br>土砂災害警戒情報                  |

秋田県の注意警戒事項  
秋田県では、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に警戒してください。

大崎市 [発表] 大雨、洪水注意報  
[継続] 雷注意報  
22日夜遅くまでに大雨警報に切り替える可能性が高い

| 大崎市<br>発表中の<br>警報・注意報等の種別 | 今後の推移 (■警報級 ■注意報級) |       |       |       |       |     |     |     | 備考・<br>関連する現象 |        |
|---------------------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|---------------|--------|
|                           | 22日                |       |       |       | 23日   |     |     |     |               |        |
|                           | 9-12               | 12-15 | 15-18 | 18-21 | 21-24 | 0-3 | 3-6 | 6-9 |               | 9-12   |
| 1時間最大雨量<br>(ミリ)           | 30                 | 30    | 30    | 40    | 60    | 60  | 40  | 40  | 40            |        |
| 大雨<br>(浸水害)               |                    |       |       |       | ■     | ■   |     |     |               | 浸水注意   |
| (土砂災害)                    |                    |       |       |       | ■     | ■   |     |     |               | 土砂災害注意 |
| 洪水<br>(洪水害)               |                    |       |       |       |       |     |     |     |               |        |
| 雷                         |                    |       |       |       |       |     |     |     |               |        |

### 求められる行動 最新の情報を把握して、災害に備えた早めの準備

発表中の注意報に「夜間に大雨警報発表の可能性が高い」旨の記載がされている



住んでいる場所が土砂災害警戒区域・危険箇所等にある

**早めの避難！！**



# 警報 (重大な災害の恐れに警戒を呼びかけ)

## 気象状況

## 気象庁の情報

大雨の数日  
～  
約1日前

### 警報級の可能性

天気予報の発表地域ごとに発表

### 気象情報 (随時)

予報官コメント (随時)

大雨の半日～  
数時間前

### 大雨注意報

市町村単位で発表

危険度分布

大雨の数時間～  
2時間程度前

### 大雨警報

市町村単位で発表

土砂災害警戒情報

記録的短時間大雨情報

### 大雨特別警報

市町村単位で発表

- ・ **重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報。**
- ・ 現象の起こる地域や時刻、激しさの程度などの予測が変わったときは、発表中の内容を更新して再発表。

秋田県の注意警戒事項

秋田県では、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に警戒してください。

大崎市 [発表] 大雨 (浸水害、土砂災害) , 洪水警報  
[継続] 雷注意報

| 大崎市        |              | 今後の推移 (■警報級 ■注意報級) |       |       |       |     |     |     |      |       | 備考・<br>関連する現象 |
|------------|--------------|--------------------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|------|-------|---------------|
|            |              | 22日                |       |       |       | 23日 |     |     |      |       |               |
| 警報・注意報等の種別 |              | 12-15              | 15-18 | 18-21 | 21-24 | 0-3 | 3-6 | 6-9 | 9-12 | 12-15 |               |
| 大雨         | 1時間最大雨量 (mm) | 60                 | 60    | 40    | 40    | 40  | 40  | 40  | 40   | 40    |               |
|            | (浸水害)        | ■                  | ■     | ■     | ■     | ■   | ■   | ■   | ■    | ■     | 浸水警戒          |
|            | (土砂災害)       | ■                  | ■     | ■     | ■     | ■   | ■   | ■   | ■    | ■     | 土砂災害警戒        |
| 洪水         | (洪水害)        | ■                  | ■     | ■     | ■     | ■   | ■   | ■   | ■    | ■     | 氾濫            |
| 雷          |              | ■                  | ■     | ■     | ■     | ■   | ■   | ■   | ■    | ■     | 竜巻            |

## 求められる行動

- ・ **土砂災害警戒区域等に住んでいる場合は、地元市町村からの避難情報に留意するとともに「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を確認し、速やかに避難**
- ・ 避難しようとしたときに大雨や暴風で屋外に出るとかえって生命に危険が及ぶ場合は、2階以上の崖や沢からなるべく離れた部屋で待避

**Point**  
早め早めの行動を！



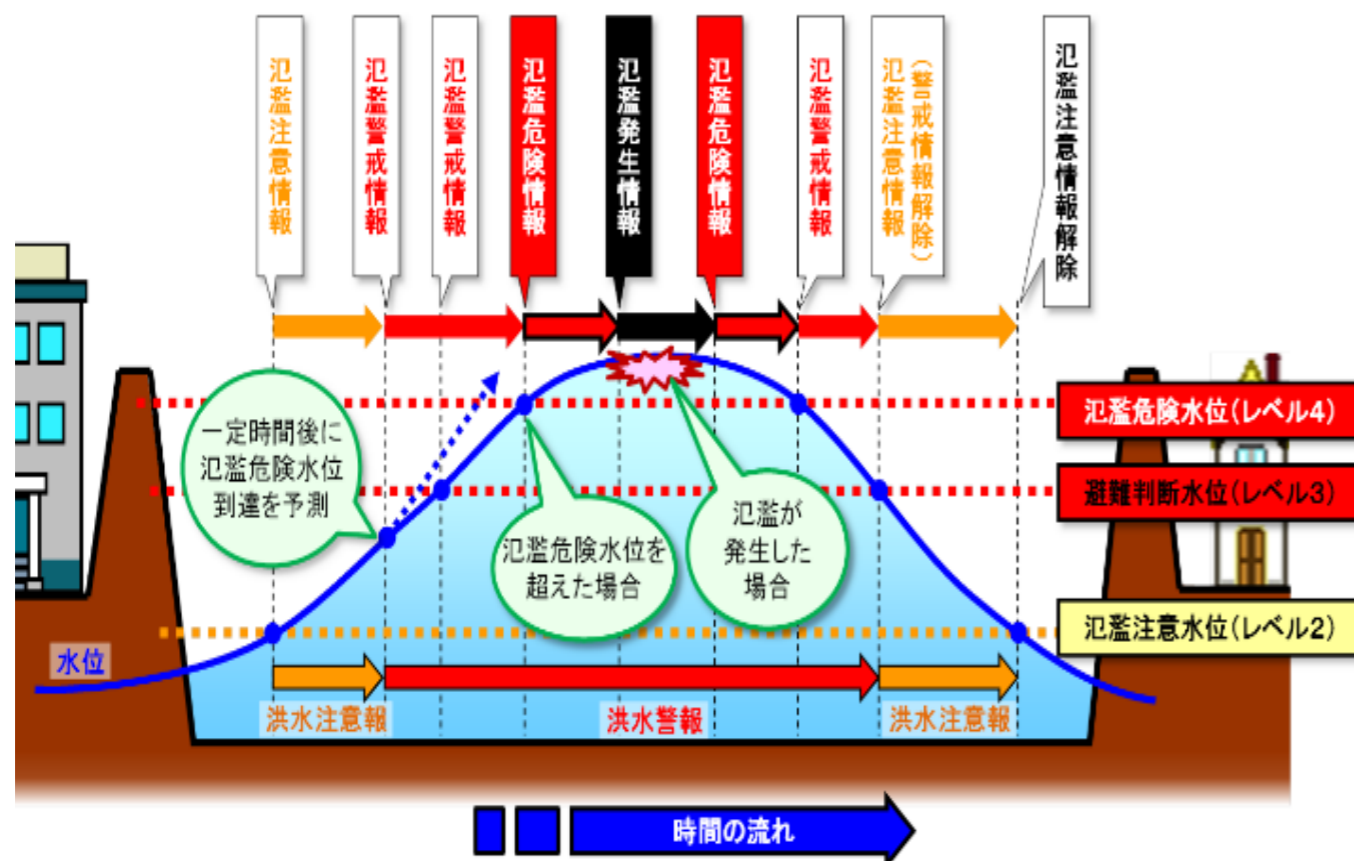
# 指定河川洪水予報

【気象庁と国土交通省または都道府県の共同発表】あらかじめ、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じるおそれがある河川を指定し、その河川に対して洪水警報等を発表。（指定河川洪水予報）

雄物川上流氾濫発生情報  
 雄物川上流洪水予報第5号  
 洪水警報  
 平成29年7月23日9時00分  
 湯沢河川国道事務所・秋田地方気象台 共同発表

雄物川上流では、氾濫が発生（レベル5）

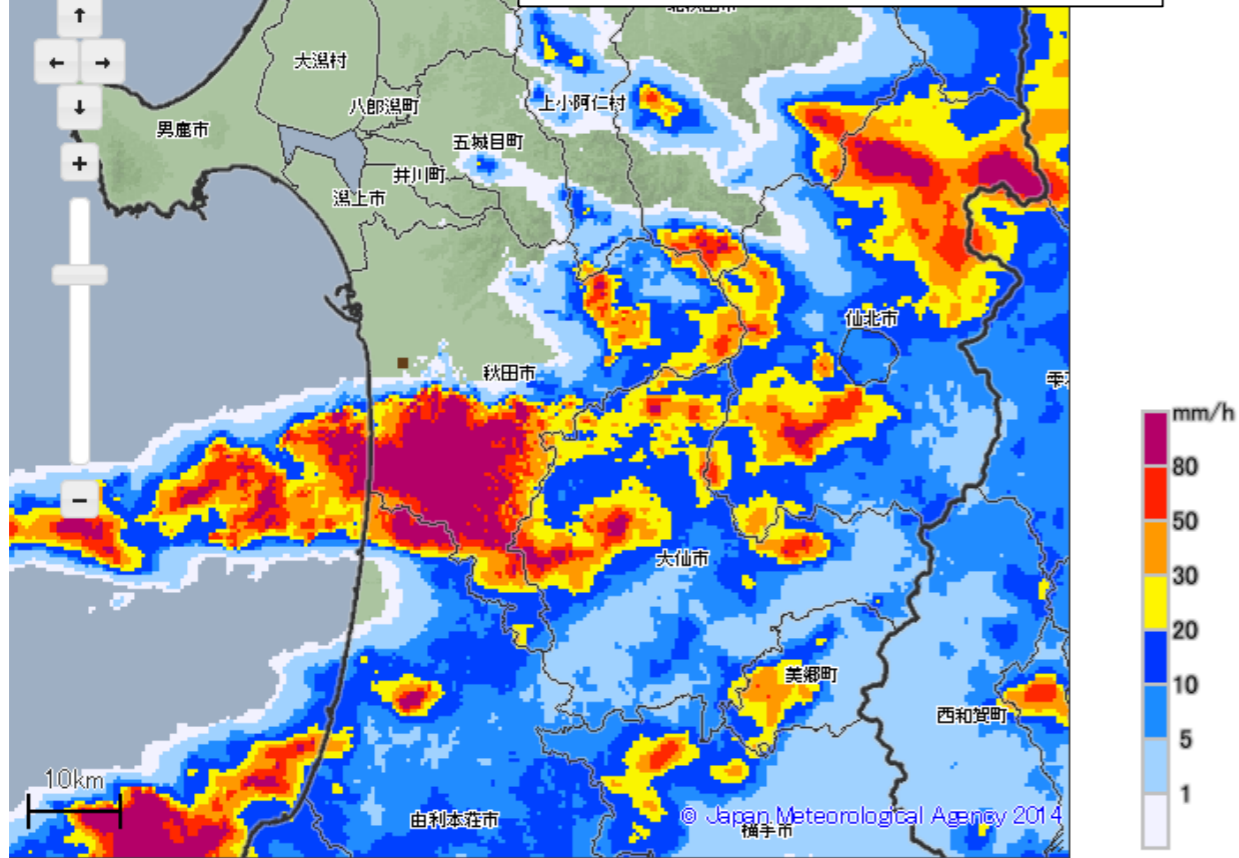
（主文）  
 雄物川上流では、雄物川60.2K、45.0k付近(右岸)付近において氾濫が発生しました。（レベル5）直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。（以下、略）



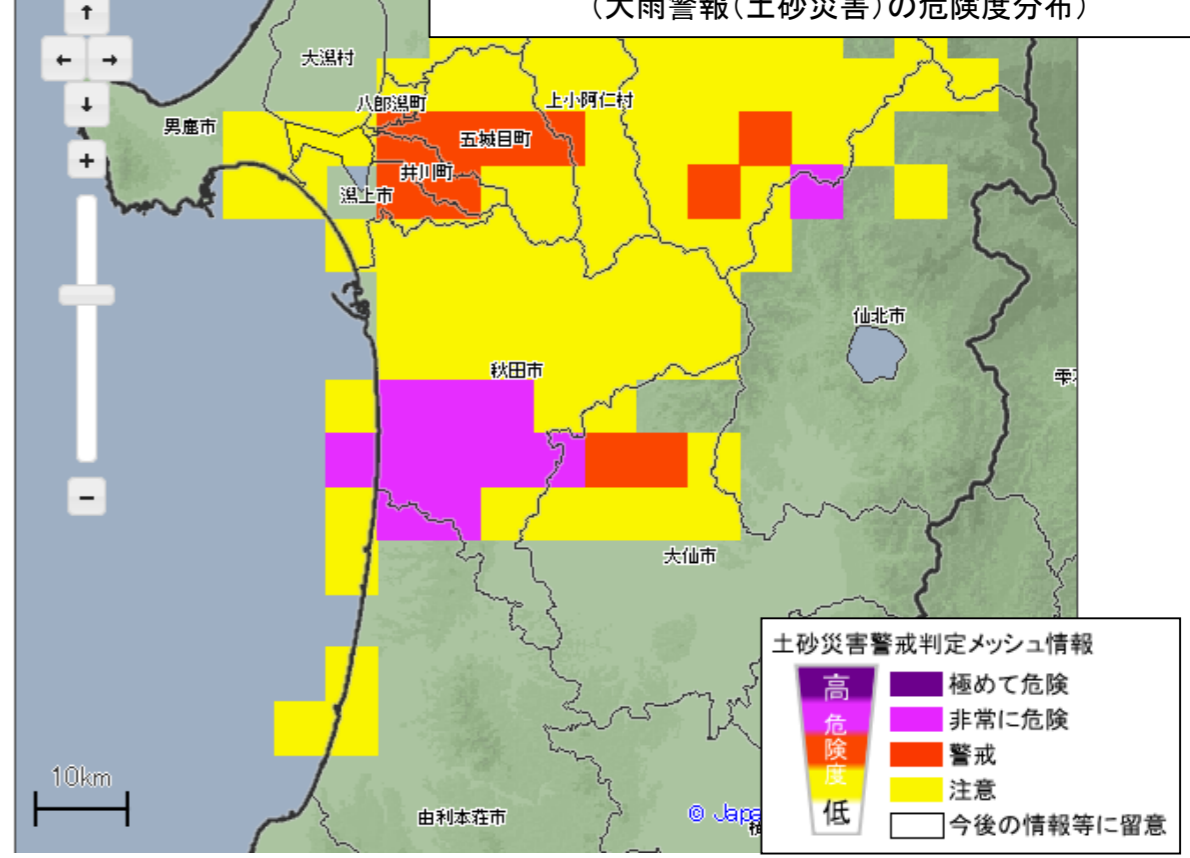
| 洪水予報の標題<br>(種類)      | 発表基準  | 市町村・住民に<br>求める行動の段階                                 |
|----------------------|---|---|
| 〇〇川氾濫発生情報<br>(洪水警報)  | 氾濫の発生<br>(レベル5)<br>(氾濫水の予報)   | 氾濫水への警戒を求め<br>る段階                                   |
| 〇〇川氾濫危険情報<br>(洪水警報)  | 氾濫危険水位<br>(レベル4)に到達   | いつ氾濫しても<br>おかしくない状態<br>避難等の氾濫発生<br>に対する対応を<br>求める段階 |
| 〇〇川氾濫警戒情報<br>(洪水警報)  | 一定時間後に<br>氾濫危険水位<br>(レベル4)に到達が<br>見込まれる場合、<br>あるいは避難判断<br>水位(レベル3)に<br>到達し、さらに<br>水位の上昇が<br>見込まれる場合 | 避難準備などの<br>氾濫発生に対する<br>警戒を求める段階                     |
| 〇〇川氾濫注意情報<br>(洪水注意報) | 氾濫注意水位<br>(レベル2)に到達し、<br>さらに水位の上昇が<br>見込まれる場合   | 氾濫の発生に<br>対する注意を<br>求める段階                           |

# 危険度分布 (大仙市に大雨・洪水警報を公表した頃～)

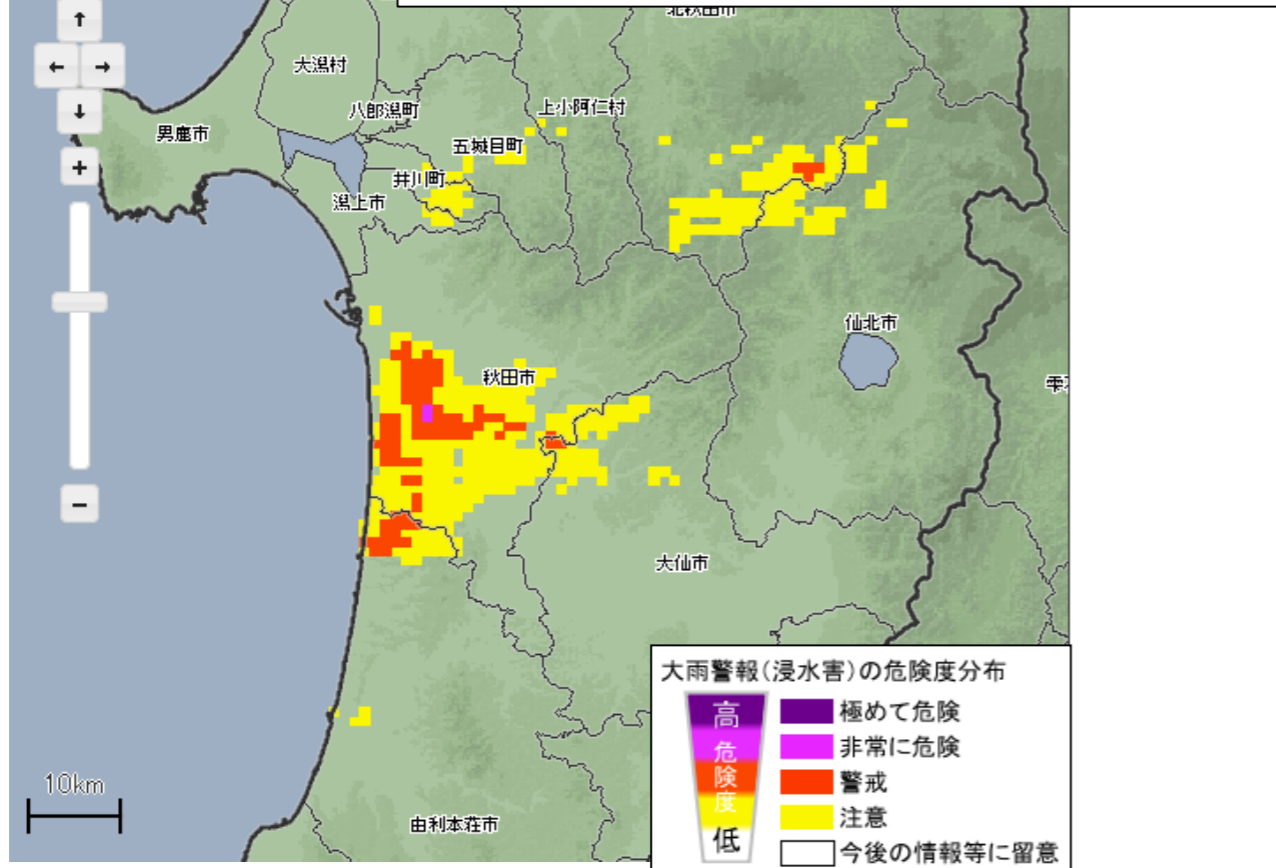
2017年07月22日12時30分 高解像度降水ナウキャスト



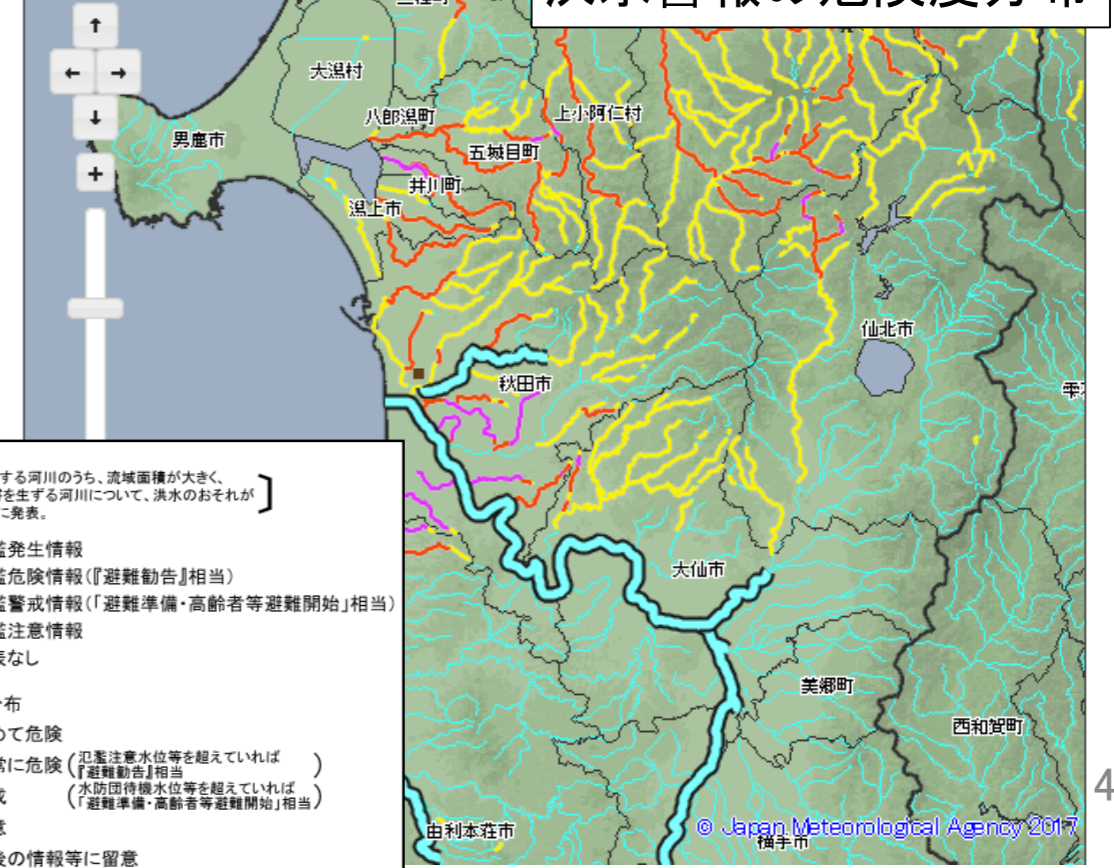
2017年07月22日12時30分 土砂災害警戒判定メッシュ情報 (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)



2017年07月22日12時30分 大雨警報(浸水害)の危険度分布



2017年07月22日12時30分 洪水警報の危険度分布



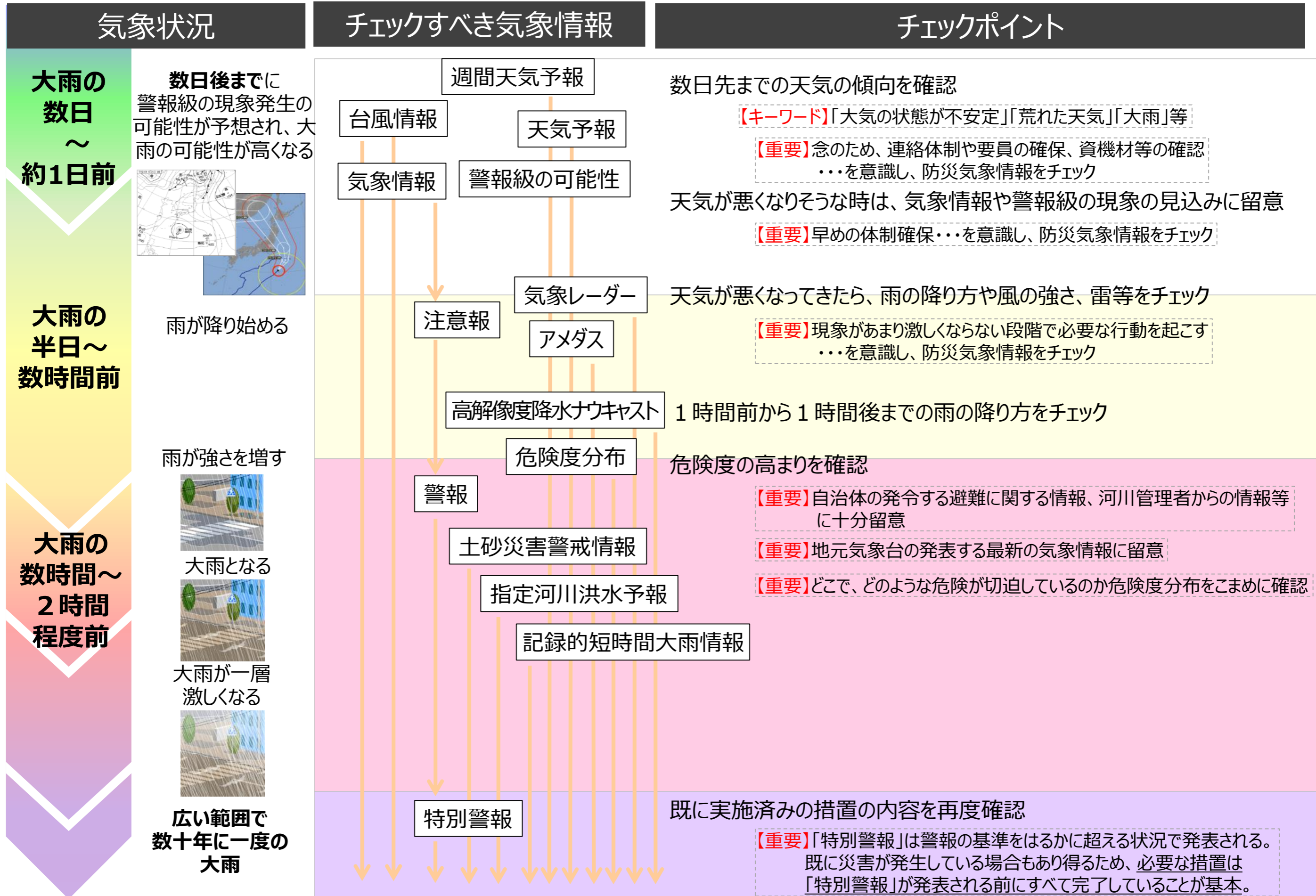
**指定河川洪水予報**  
 国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな被害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表。

- 高: 氾濫発生情報
- 危険度: 氾濫危険情報(『避難勧告』相当)
- 低: 氾濫警戒情報(『避難準備・高齢者等避難開始』相当)
- 注意: 氾濫注意情報
- 発表なし

**洪水警報の危険度分布**

- 極めて危険
- 非常に危険 (氾濫注意水位等を超えていれば『避難勧告』相当)
- 警戒 (水防団待機水位等を超えていれば『避難準備・高齢者等避難開始』相当)
- 注意
- 今後の情報等に留意

# 防災気象情報のチェックポイント



# 自分のいる場所の「危険度分布」を ワンタッチで表示

アクセスの多いコンテンツ  
 火山活動状況 口永良部島  
 雨の様子 **雨雲の動き/今後の雨**  
 警報の危険度分布(土砂災害/浸水害/洪水)  
 天気予報 | 週間天気予報 | 気象警報・注意報 | 台風  
 天気図 | レーダー | アメダス  
 気象衛星 10分毎 / 2.5分毎 | 地震情報 | 津波情報

地域別に見る 天気 地球環境・気候 海洋 地震・津波 火山

北海道 東北 北陸 甲信 東海 関東 中国 近畿 九州 四国 沖縄

見たい地域を選んでください

重要な情報  
 平成30年北海道胆振東部地震の関連情報

この雨大丈夫?そんな時 **危険度分布**  
 熱中症に注意 熱中症ポータルサイト  
 火山登山者向けの 情報提供ページ

www.jma.go.jp/jp/highresor 11:02  
 07月06日 10時55分

www.jma.go.jp/jp/highresor 11:03

ホーム  
 高解像度降水ナウキャスト  
 土砂災害警戒判定メッシュ情報  
 大雨警報(浸水害)の危険度分布  
 洪水警報の危険度分布

高解像度降水  
ナウキャスト

土砂災害警戒判定  
メッシュ情報

大雨警報(浸水害)  
の危険度分布

洪水警報の  
危険度分布

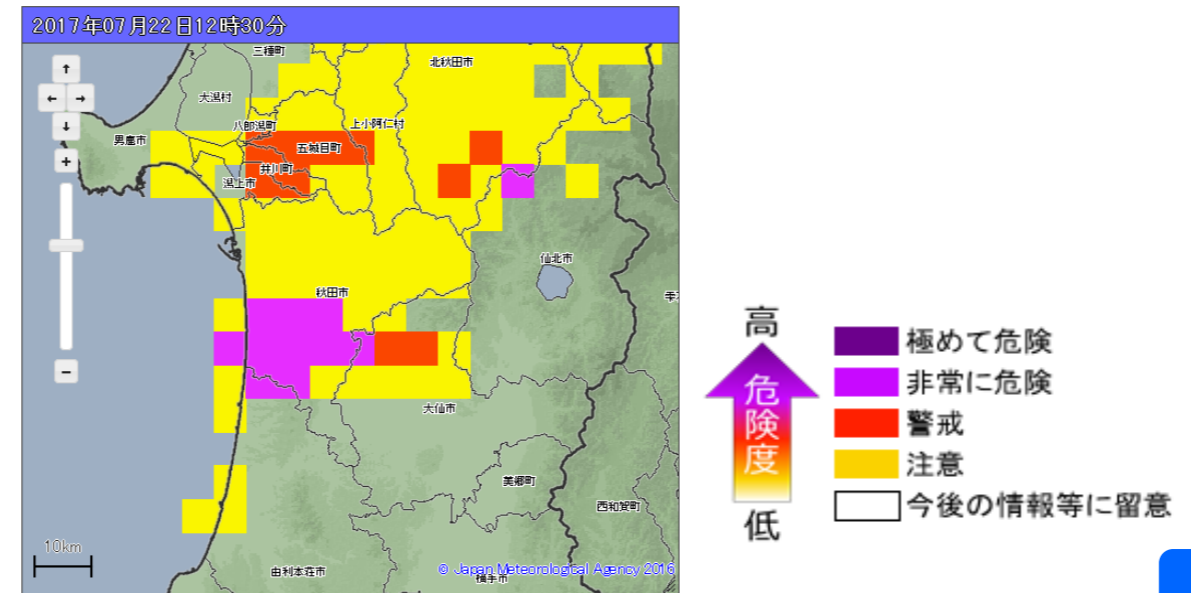
自分がいる場所  
の情報を表示

# 【参考資料】土砂災害警戒情報

| 気象状況                      | 気象庁の情報                                |   |
|---------------------------|---------------------------------------|---|
| 大雨の数日<br>～<br>約1日前        | 警報級の<br>可能性<br>天気予報の<br>発表地域<br>ごとに発表 | 気象情報<br>(随時)<br><br>予報官<br>コメント<br>(随時) |
| 大雨の<br>半日～<br>数時間前        | 大雨注意報<br>市町村単位<br>で発表                 | 危険度分布                                   |
| 大雨の<br>数時間～<br>2時間<br>程度前 | 大雨警報<br>市町村単位<br>で発表                  |   |
|                           | 大雨<br>特別警報<br>市町村単位<br>で発表            |   |

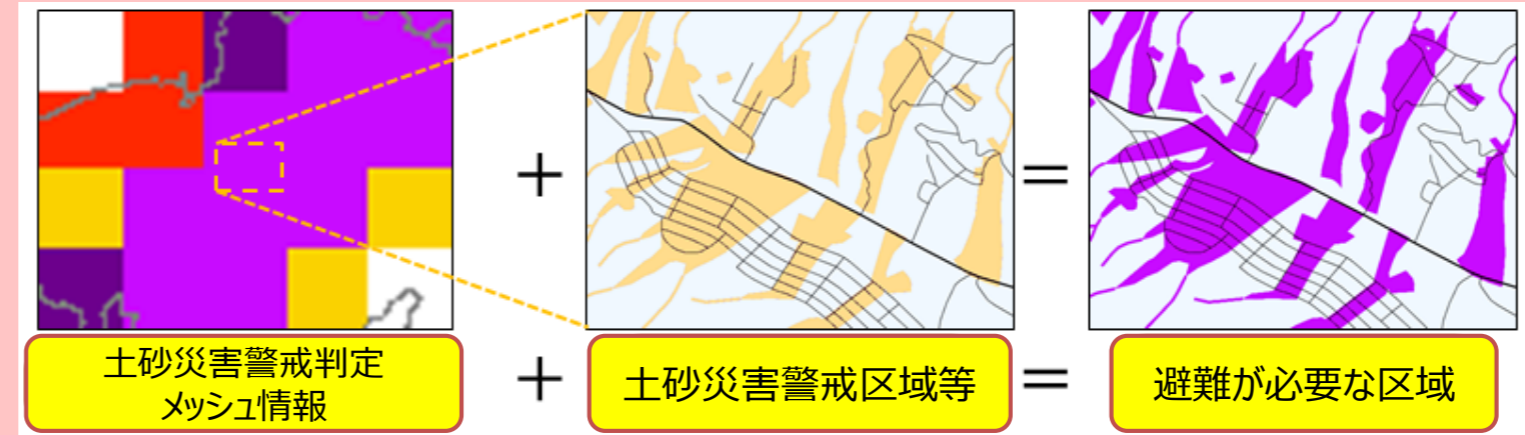
- 大雨警報が発表されている状況で、**土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊の危険度が非常に高まったときに、対象となる市町村を特定**して都道府県と気象庁が共同で発表。
- 命に危険を及ぼす土砂災害が、**いつ発生してもおかしくない非常に危険な状況**となっており、**避難勧告の発令の検討**が必要な状況。

## 土砂災害警戒判定メッシュ情報

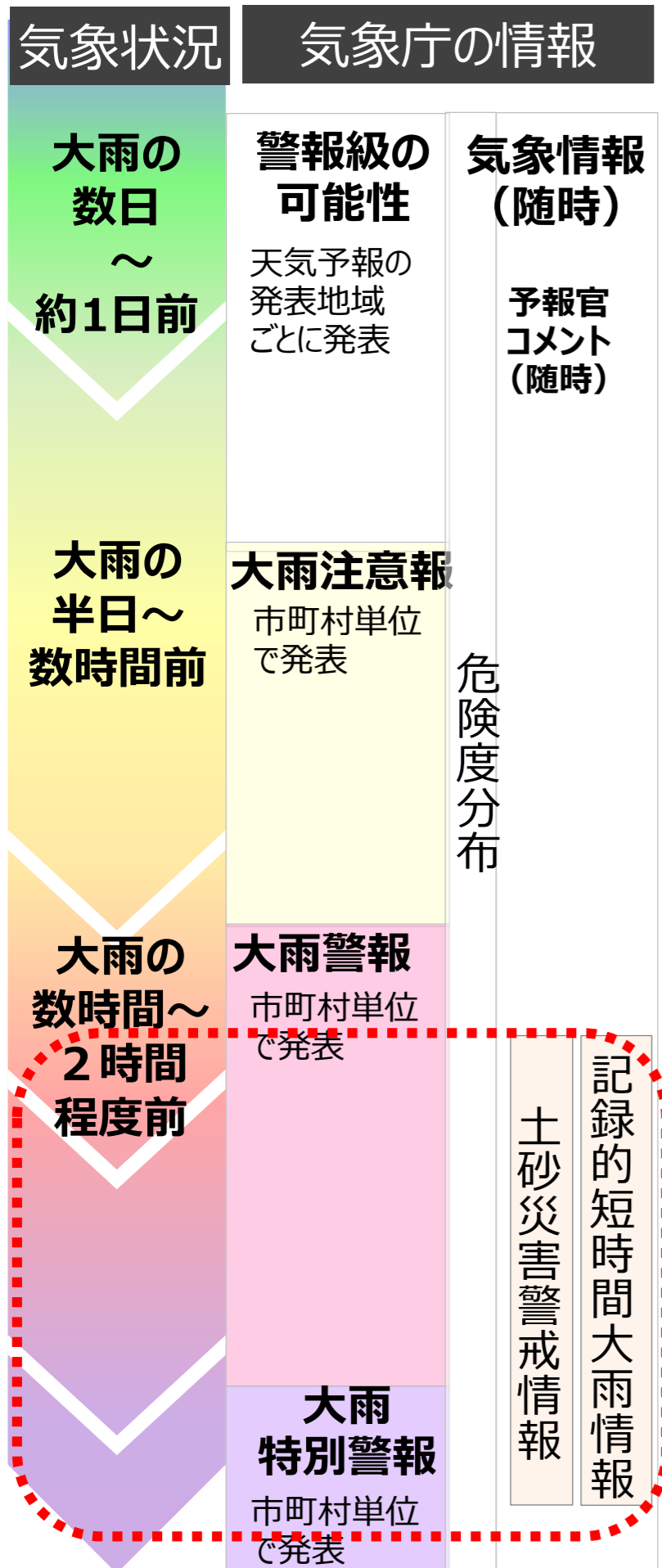


## 求められる行動

- 土砂災害警戒区域等に住んでいる場合**は、大雨警報や土砂災害警戒情報の基準に到達したメッシュでは、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所に避難



# 【参考資料】 記録的短時間大雨情報



・大雨警報を発表中、**府県内で数年に一度程度しか発生**しないような短時間の大雨を実際に観測・解析したときに発表。

秋田県記録的短時間大雨情報 第1号 (発表)  
2017年 07月 22日 20時 17分 秋田地方気象台

20時秋田県で記録的短時間大雨  
由利本荘市北部付近で約100ミ

## 求められる行動

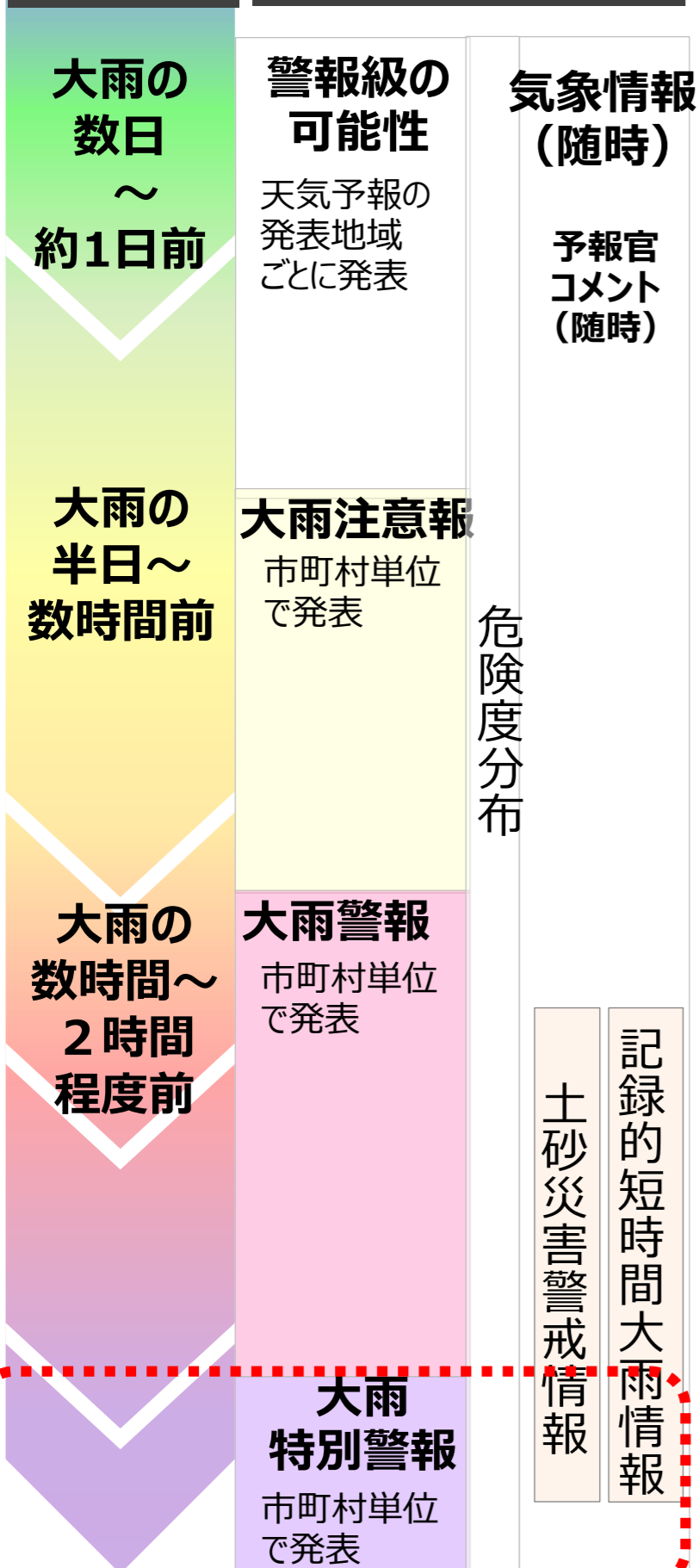
- ・ **土砂災害や浸水害の危険のある場所に住んでいる場合**は、地元市町村からの避難情報に留意するとともに早めの避難
- ・ 大雨や暴風で避難所への移動が危険な場合は、近隣の安全な場所や2階以上の少しでも安全な場所へ退避





# 【参考資料】 特別警報(重大な災害の恐れが著しく高まっている)

## 気象状況 気象庁の情報



・警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害のおそれが著しく高まっている場合に発表。

秋田県の注意警戒事項  
【特別警報(大雨)】秋田中央、仙北平鹿、由利本荘、湯沢雄勝地域に特別警報を発表しています。土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に最大級の警戒をしてください。

大仙市 [発表] 大雨特別警報(土砂災害、浸水害)  
[継続] 洪水警報 雷注意報

| 大仙市        |             | 今後の推移 (■特別警報級 ■警報級 ■注意報) |       |       |     |     |     |      |       |       | 備考・関連する現象     |
|------------|-------------|--------------------------|-------|-------|-----|-----|-----|------|-------|-------|---------------|
| 警報・注意報等の種別 |             | 23日                      |       |       |     | 23日 |     |      |       |       |               |
|            |             | 15-18                    | 18-21 | 21-24 | 0-3 | 3-6 | 6-9 | 9-12 | 12-15 | 15-18 |               |
| 大雨         | 1時間最大雨量(ミリ) | 100                      | 70    | 斜線    | 斜線  | 斜線  | 斜線  | 斜線   | 斜線    | 斜線    |               |
|            | (浸水害)       | ■                        | ■     | 斜線    | 斜線  | 斜線  | 斜線  | 斜線   | 斜線    | 斜線    | 浸水警戒          |
|            | (土砂災害)      | ■                        | ■     | ■     | ■   | ■   | ■   | ■    | ■     | ■     | 以後も注意報級土砂災害警戒 |
| 洪水         | (洪水害)       | ■                        | ■     | ■     | ■   | 斜線  | 斜線  | 斜線   | 斜線    | 斜線    | 氾濫            |
| 雷          |             | ■                        | ■     | ■     | ■   | ■   | ■   | ■    | ■     | ■     | 竜巻            |

### 求められる行動

- ・既に重大な災害が発生している可能性があるため、特別警報を待って避難を開始するのではなく、特別警報が出た時点で既に避難が完了していることが望ましい。
- ・万が一、対応をしていなかった場合は、直ちに地元市町村の避難情報に従うなど適切な行動を!!



- 秋田県の気象警報・注意報(大雨、洪水、暴風(雪)、波浪、高潮、大雪などによる災害への警戒・注意を呼びかける)  
[https://www.jma.go.jp/jp/warn/309\\_table.html](https://www.jma.go.jp/jp/warn/309_table.html)
  
- 秋田県の危険度分布(どこで土砂災害、浸水害、洪水害の危険度が高まると予測されているかを地図上で表示)
  - 土砂災害 <https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html#area=309>
  - 浸水害 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html#area=309>
  - 洪水警報 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html#area=309>
  
- 秋田県の気象情報(気象概況や大雨の見通し)  
[https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/309\\_index.html](https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/309_index.html)
  
- 東北地方の指定河川洪水予報(国や都道府県の管理する主な河川の氾濫の危険度を予測)  
<https://www.jma.go.jp/jp/flood/102.html>
  
- 秋田県の土砂災害警戒情報(避難勧告等の応急対応が必要な土砂災害への警戒を呼びかける)  
[https://www.jma.go.jp/jp/dosha/309\\_index.html](https://www.jma.go.jp/jp/dosha/309_index.html)
  
- 最新の気象データ
  - <https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/index.html#area=309>(高解像度降水ナウキャスト)
  - <https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>(レーダーナウキャスト(降水・雷、竜巻))
  - <https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/index.html#309>(今後の雨(降水短時間予報))
  - [https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/pre\\_rct/alltable/pre24h00.html#a32](https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/pre_rct/alltable/pre24h00.html#a32)  
(降水の状況)
  - [https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/wind\\_rct/alltable/mxwsp00.html#a32](https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/wind_rct/alltable/mxwsp00.html#a32)  
(風の状況)
  - <https://www.jma.go.jp/jp/gms/>  
(気象衛星画像)

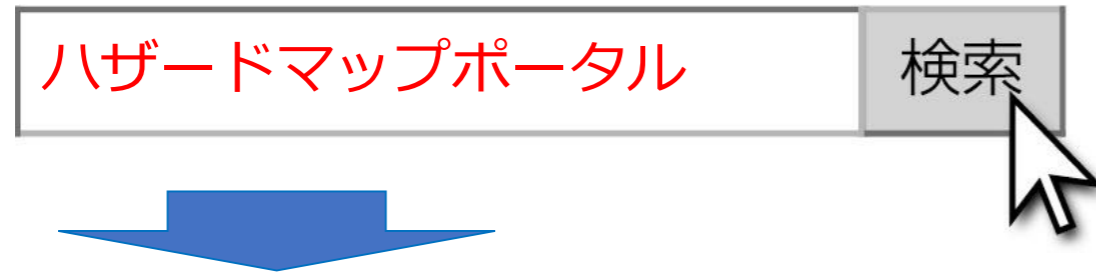
# 地域の水害危険性の 確認方法等について

---

講習会事務局

# 1. ハザードマップポータルサイトによる浸水想定区域図の確認

①「国土交通省ハザードマップポータル」を検索する。



②「重ねるハザードマップ」で施設の所在地を入力する。



※地名検索は大字までしか対応していません。

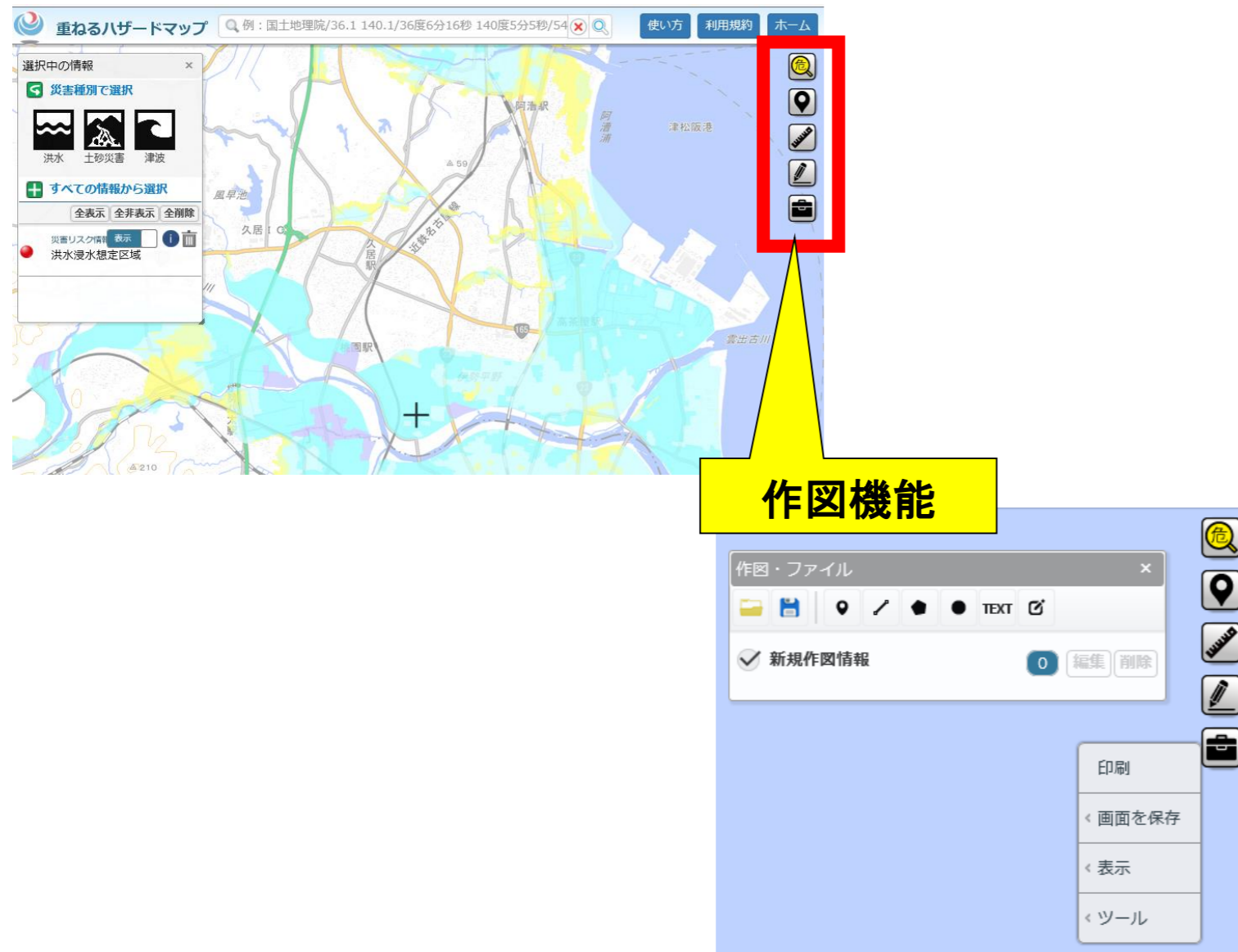
③「洪水」を選択する。



# 1. ハザードマップポータルサイトによる浸水想定区域図の確認

## ④ 避難場所までの避難経路図を作成する

- 重ねるハザードマップの作図機能を活用し、避難経路を着色する。(距離も計測できる)
- 避難所の選択については、別途、市のハザードマップを確認する。
- 作成した地図を印刷してください。または画像データとして保存し、別紙1に添付する。



# 2. 地域の水害危険性の確認 ～「浸水ナビ」の使い方①～

①「浸水ナビ」を検索する。



②「地点別浸水趣味レーション検索システムを見る」をクリックする。



「地点別浸水シミュレーション検索システム」(浸水ナビ)は、浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。

## 「地点別浸水シミュレーション検索システム」

現在、浸水シミュレーションデータ収集につき一部の地域のみ検索可能です。  
今後、順次拡大していきます。現在検索可能な河川は [コチラをご覧ください。](#)



地点別浸水シミュレーション検索システムを見る

③「地名、住所、公共施設を検索して指定」を選択し、「由利本荘市」と入力のうえ、「地名等検索」をクリックする。



# 2. 地域の水害危険性の確認

## ～「浸水ナビ」の使い方②～

④「公開したデータより選択」を選択する。

地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ) 中心緯度 39.338679 経度

洪水

操作の流れ  
(1) 地点指定  
(2) 破堤点選択、シミュレーション

検索可能範囲の消去 凡例の表示

地点指定

規模指定 想定最大規模

公開したデータより選択

都道府県 東北地方整備局

河川 秋田河川国道事務所\_子吉川

データ表示 クリア

緯度 経度

地点指定 クリア

地名、住所、公共施設を検索して指定

地名

協力 東大CSIS 地名等検索 クリア

説明  
1. 「公開したデータより選択」  
公開したデータリストから選択して、地図上で表示します。  
2. 「座標または地図上で指定」  
緯度経度を入力してから地点指定ボタンを押すか、📍をクリックしてから、適宜拡大・移動した地図上でクリックしてください。  
3. 「地名、住所、公共施設を検索して指定」  
地名、住所、公共施設を入力または選択して、場所を検索します。検索結果リストから1つの場所

⑤地図上に表示された破堤点(青丸)をクリックする。

地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ) 中心緯度 39.381184 経度 140.073881 移動 度分秒

破堤点リスト  重複表示

| 破堤点番号                          | 河川区域名 | 河口からの距離      |
|--------------------------------|-------|--------------|
| <input type="checkbox"/> BP001 | 子吉川   | 子吉川 1.8km 左岸 |
| <input type="checkbox"/> BP002 | 子吉川   | 子吉川 2.0km 左岸 |
| <input type="checkbox"/> BP003 | 子吉川   | 子吉川 2.2km 左岸 |
| <input type="checkbox"/> BP004 | 子吉川   | 子吉川 2.4km 左岸 |
| <input type="checkbox"/> BP005 | 子吉川   | 子吉川 2.6km 左岸 |
| <input type="checkbox"/> BP006 | 子吉川   | 子吉川 2.8km 左岸 |
| <input type="checkbox"/> BP007 | 子吉川   | 子吉川 3.6km 左岸 |
| <input type="checkbox"/> BP008 | 子吉川   | 子吉川 3.8km 左岸 |

バクトルタイル表示  
 なし  氾濫水到達時間  浸水継続時間

透過率: 50%

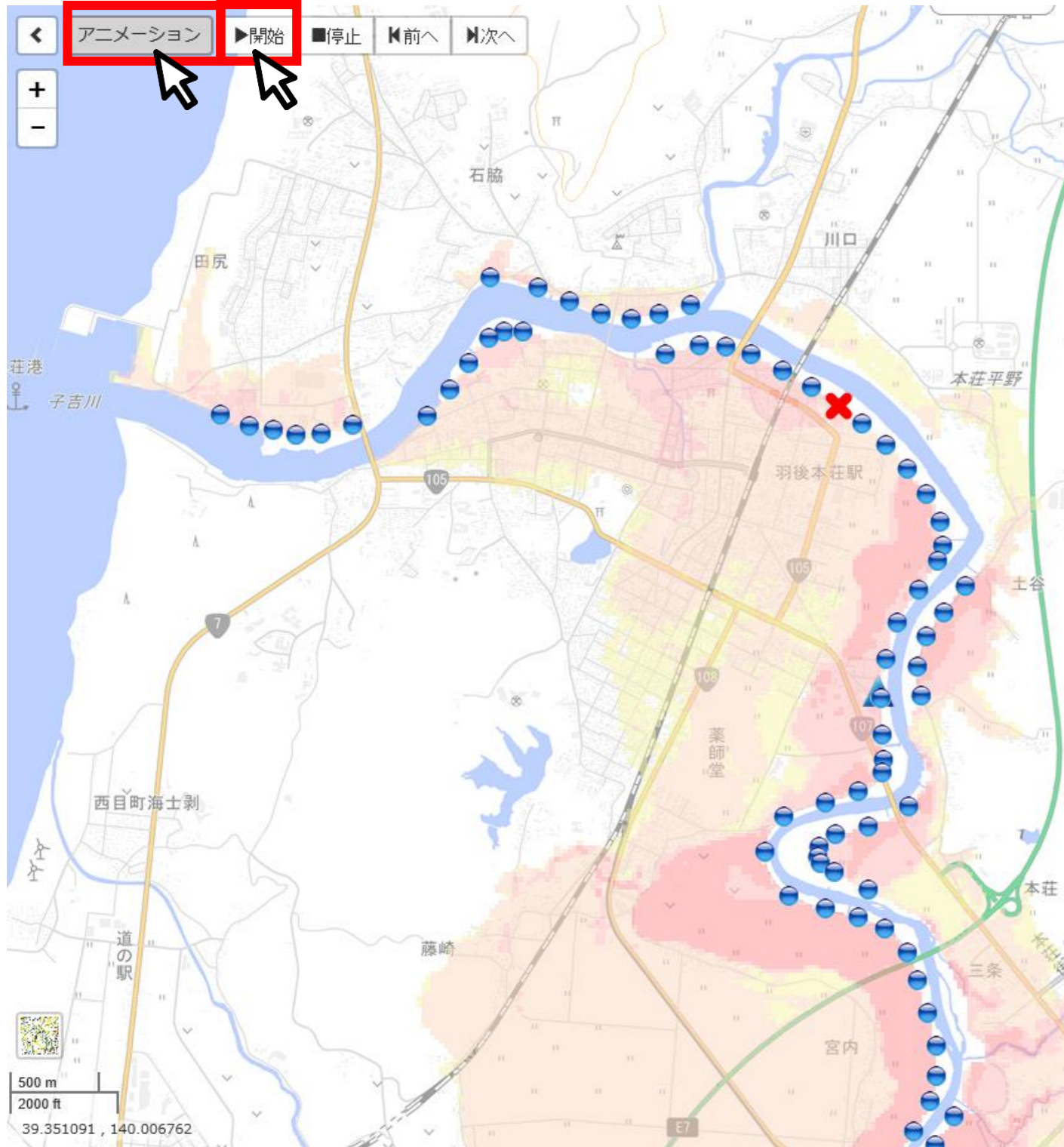
凡例

| 地図記号          | 浸水ランク           |
|---------------|-----------------|
| ● 破堤点         | 0.0m ~ 0.5m未満   |
| ● 最大浸水をもたず破堤点 | 0.5m ~ 3.0m未満   |
| ● 選択破堤点       | 3.0m ~ 5.0m未満   |
| ● 水位観測所       | 5.0m ~ 10.0m未満  |
| ● 指定地点        | 10.0m ~ 20.0m未満 |
|               | 20.0m以上         |
|               | 浸水ランク(旧式)       |
|               | 0.0m ~ 0.5m未満   |
|               | 0.5m ~ 3.0m未満   |
|               | 3.0m ~ 5.0m未満   |
|               | 5.0m以上          |

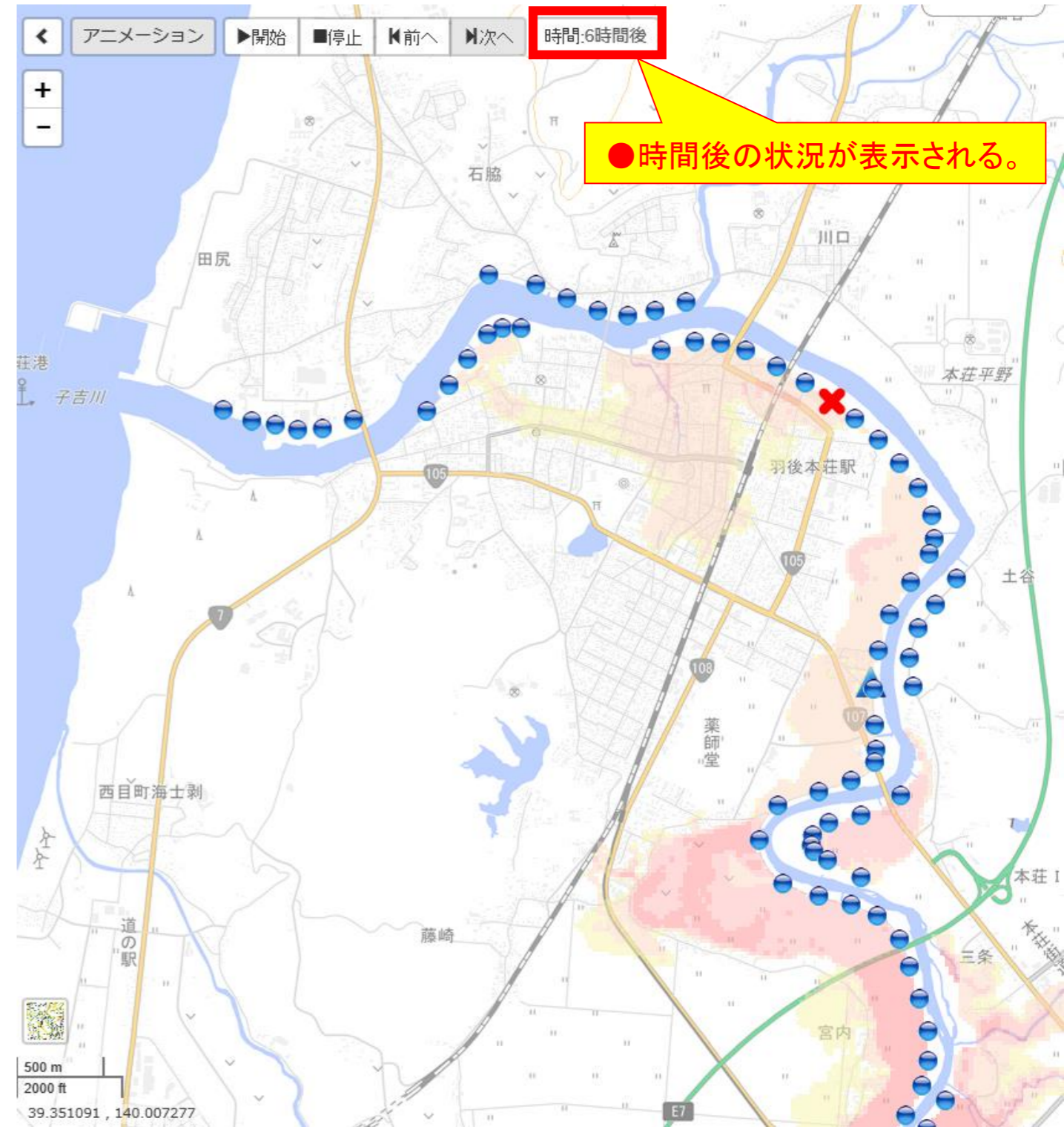
※破堤点とは、堤防が決壊することが想定されている場所です。  
(堤防がどこで決壊するか分からないため、いろいろな破堤点を想定してシミュレーションをしています。)

## 2. 地域の水害危険性の確認 ～「浸水ナビ」の使い方③～

⑥「アニメーション」を選択して、「開始」をクリックする。



⑦選択した破堤点で堤防が決壊した場合の、浸水の広がり方が表示される。



「浸水想定区域図」は、これらの破堤点における浸水範囲・浸水深の最大の浸水深を重ねあわせた図である。何分・何時間で自施設が浸水するか確認し、浸水開始までに避難できる備えをしておくことが重要である。 55



# 避難確保計画【洪水編】の 作成方法について

---

由利本荘市役所

# 1. 過去の水害の振り返り

## ●平成28年 台風10号による岩手県岩泉町小本川の被害概要 (平成28年9月16日時点)

- 岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生しました。  
 ○ この洪水によりこれまでに、浸水面積242ha、床上浸水118戸、床下浸水39戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、**小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認されました。**



# 1. 過去の水害の振り返り

## ●平成28年 岩泉町の高齢者グループホームの被害に関する主な動き

### 【施設管理者】: 避難行動に踏み切れなかった。

- 被災した要配慮者施設では避難マニュアルがなかったため具体的な行動として何をすればよいかわからなかった。
- 『避難準備情報』の意味が、「要配慮者を避難させるための情報」であることが、施設管理者に理解されていなかった。(9:00頃に町全域に発令)
- 町からの状況報告依頼(16:40)があり、理事が町役場に向かい、16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位を報告。その時点では5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があるため、避難を開始する必要はないと理事は判断。
- 施設では、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできて、施設の1階は水没。(19:45)

### 【行政】

- 小本川は水位周知河川に指定されておらず、県は浸水想定区域も公表していなかった。
- 町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。(17:20)

出典)内閣府 避難勧告の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインに関する検討会(第1回)資料を一部・加筆修正

# 【参考資料】過去の水害の振り返り

- 被害当日の要配慮者利用施設の対応状況は下表のとおり。
- 計画作成前に、本資料を読んで、水害時の対応をイメージすることが重要です。

| 時刻     | 8月30日の主な動き  |  |
|--------|---|--|
| 5:19   | ● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: white;"></div> 岩泉町全般、役場に関すること<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #f0e6ff;"></div> 被災した社会福祉施設に関すること |
| 9:00頃  | ● <b>岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令</b>   |  |
| 10:16  | ● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表   |  |
| 13:30頃 | ● 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。   |  |
| 14:00頃 | ● 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、 <b>避難勧告を発令(安家(あつか)地区の一部133世帯(小本川流域外))</b>   |  |
| 15:00頃 | ● 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した  |  |
| 16:40頃 | ● 岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像(16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位)を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。 <b>5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。</b>   |  |
| 16:47  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話</b></li> <li>● 「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2～3時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いします。」</li> </ul>  |  |
| 17:20頃 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話</li> <li>● 「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位2.50mを超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」(岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた)</li> <li>● <b>岩泉町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。</b></li> </ul>  |  |
| 17:30頃 | ● 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者をふれんどりー岩泉に避難させようと考えた。 <b>管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。</b> 車を順次高台へと移動させていったが、4往復目には氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった。その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。   |  |
| 17:30頃 | ● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸   |  |
| 18:00頃 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出勤したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。<b>この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出勤しようとしたが、道が壊れていて出勤できなかった。</b></li> <li>● <b>楽ん楽んでは、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。</b>グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。</li> <li>● ふれんどりー岩泉には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物内を歩いているうちに、1階(居室なし)から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、<b>2階にいた入所者を3階に避難させた。</b>エレベータが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃。</li> </ul> |  |
| 19:45頃 | ● <b>楽ん楽んの1階が水没(天井近くの時計がこの時刻で停止)</b>  |  |

# 【参考資料】由利本荘市付近における過去の水害

- 由利本荘市では、平成10年8月洪水において大規模な浸水被害が生じました。近年は全国各地で大雨が多発しており、再び大規模な浸水被害が生じる可能性があります。

## 【平成10年8月6日～8日豪雨の被害状況】



平常時



芋川の出水による市街地の氾濫状況

旧大内町（現由利本荘市）岩谷地区



平常時



芋川の出水による市街地の氾濫状況

旧本荘市（現由利本荘市）川口地区

## 2. 由利本荘市ホームページによる情報提供

The screenshot shows the homepage of Yurihonjo City. At the top, there is a header with the city logo and name, followed by utility links like 'Language' and 'Googleカスタム検索'. Below this is a horizontal menu with icons for '防災・安全', '暮らし・手続き', '子育て・教育', '健康・福祉', '観光', '文化・スポーツ', '産業・ビジネス', and '市政・まちづくり'. A breadcrumb trail is visible: '防災・安全 > 防災情報 > 各種計画・資料 > 要配慮者利用施設における避難確保計画について'. The main content area is titled '要配慮者利用施設における避難確保計画について' and contains several sections: '【要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の義務化について】', '【子吉川・石沢川の洪水浸水想定区域】', '【土砂災害警戒区域】', and '【ハザードマップポータルサイト】'. A left sidebar contains a '各種計画・資料' menu with items like 'お知らせ', '災害情報', and '指定避難場所・避難所'. At the bottom, there are buttons for 'お問い合わせ' and '相談窓口'.

⇒防災・安全

⇒防災情報

⇒各種計画・資料

洪水の危険地域を確認！

土砂災害の危険地域を確認！

## 2. 由利本荘市ホームページによる情報提供

水防法、土砂災害防止法の規定により、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成の義務を負います。次の事項を定める必要があります。

### 【項目1】 災害時における施設の防災体制について

- ◆ 注意報や警報が発表されたときや避難情報（避難準備・高齢者避難開始等）が発令されたときの組織体制

### 【項目2】 災害時における施設利用者の避難の誘導について

- ◆ 避難場所はどこか、どのような経路で、どのように誘導して避難するか

### 【項目3】 災害時の避難の確保を図るための施設の整備について

- ◆ 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設や資機材、備蓄食糧の一覧

### 【項目4】 災害時を想定した避難訓練及び防災教育の実施について

- ◆ 防災訓練の実施内容、防災教育・研修などを含んだ年間の活動予定

次頁に作成の手引きやひな型を掲載していますが、上記の必要事項が掲載されていれば任意の様式でかまいません。

また、消防計画や非常災害対策計画に上記の必要事項を追記してもかまいません。

## 2. 由利本荘市ホームページによる情報提供

### 避難確保計画作成の手引き

#### ◎避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮）

- ▽要配慮者利用施設（国交省作成）(PDF:534KB [🔗](#)、DOC:1.41MB [🔗](#))
- ▽医療施設等（国交省作成）(PDF:573KB [🔗](#)、DOC:1.41MB [🔗](#))
- ▽計画作成の手引き別冊（国交省作成）(PDF:2.05MB [🔗](#))
- ▽計画作成のひな形（国交省作成）(DOC:497KB [🔗](#)、XLS:268KB [🔗](#))
- ▽既存の計画への追記による避難確保計画の作成（国交省作成）(PPTX:102KB [🔗](#))

▽（ひな形）洪水時の避難確保計画（由利本荘市作成）(PDF:610KB [🔗](#)、DOC:1.17MB [🔗](#))

作成にあたっての参考資料

参考様式（洪水）

#### ◎避難確保計画作成の手引き（土砂）

- ▽要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き(国交省作成)(PDF:2.3MB [🔗](#))
- ▽【避難確保計画作成例wordファイル】（国交省作成）(DOC:0.8MB [🔗](#))

▽（ひな形）土砂災害時の避難確保計画（由利本荘市作成）(PDF:394KB [🔗](#)、DOC:240KB [🔗](#))

参考様式（土砂災害）

#### ◎避難確保計画作成の手引き（津波）

- ▽要配慮者利用施設（国交省作成）(PDF:351KB [🔗](#)、DOC:224KB [🔗](#))
- ▽医療施設等（国交省作成）(PDF:355KB [🔗](#)、DOC:231KB [🔗](#))

#### ◎避難確保計画作成の参考資料

- ▽水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル（国交省作成）(PDF:359KB)
- ▽要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)(国交省作成)(PDF:25.58MB [🔗](#))

### 避難確保計画の提出について

水防法、土砂災害防止法の規定により、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の市長への報告義務を負います。計画作成後、次のものを提出してください。

- 【提出物】 1.避難確保計画作成（変更）報告書 1部  
2.避難確保計画 1部
- 【提出先】 総務部危機管理課

提出物と提出先

※同一住所に同一事業者が運営する複数の施設が所在する場合は、一体の計画として作成してもかまいません。

その場合、報告書の「対象施設名称欄」には、複数の施設名を記入し、いずれか1つの所管課へ提出してください。

※浸水、土砂災害の両方に該当している施設については、災害ごとに個別に作成した計画であっても、複合化した計画であってもどちらでもかまいません。

※郵送での提出も可能ですが、修正事項などを連絡する場合がありますので、「避難確保計画作成（変更）報告書」に連絡先を明記の上、各所管課へ送付してください。

### 避難訓練の実施について

避難確保計画に基づき、年1回以上、避難訓練等を実施してください。

避難訓練を実施した際には、報告書（任意）に写真（A4・1枚程度）を添えて、各1部を総務部総合防災課に提出してください。

訓練実施の報告様式

【報告様式の例】 ▽避難訓練報告様式(PDF:163KB [🔗](#)、DOC:46KB [🔗](#))



# 避難確保計画の作成にあたっての参考資料

## 【資料1】

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊(作成支援編)

資料1

要配慮者利用施設における  
避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)



平成28年台風第10号による被害状況

👉 計画作成に必要な事項を記載した解説書です。

## 【資料2】

要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)

平成29年8月 初版

資料2

## 要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 (水害・土砂災害)



写真：平成28年台風10号要配慮者利用施設被災状況  
岩手県岩泉町 (撮影 国土地理院)



施設内の様子



避難経路の様子



意見交換の様子

内閣府 (防災担当)

消 防 庁  
厚 生 労 働 省  
国 土 交 通 省  
気 象 庁

👉 水害の事例として、「岩手県久慈市」が参考となる。

「〇〇〇〇（施設名）」における  
洪水時の避難確保計画

- ・各施設の状況に応じて、赤字部分を修正してください。
- ・福祉施設・医療機関両方で使用できる内容にしています。  
不要な部分は削除してください。
- ・施設の状況に応じて内容を追加してください。  
(提出時、このテキストボックスは削除してください。)

平成〇〇年〇〇月

作成年月日： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

施設名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

# ■計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲

## 1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2. 計画の報告

計画の作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく当該計画を市長へ報告する。

## 3. 計画の適用範囲

この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

### 【施設の状況】

| 人 数      |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 昼間・夜間    |          | 休日       |          |
| 利用者      | 施設職員     | 利用者      | 施設職員     |
| 昼間<br>〇名 | 昼間<br>〇名 | 休日<br>〇名 | 休日<br>〇名 |
| 夜間<br>〇名 | 夜間<br>〇名 |          |          |

①計画の目的、施設名を記載

②計画を作成したことを  
由利本荘市へ報告する文面を記載

③計画の適用範囲（施設名）を記載

④施設の人数を記載

※状況が大幅に変更となった場合は、修正したものを再提出する。

## ■ 施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定します。

①ハザードマップポータルサイトから浸水区域図を作成する

【施設周辺の避難経路図】  
洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。 別紙 1

施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを貼りつけてください。

②マップ上の施設をさがす

③施設周辺の水深を確認する

④安全な避難場所をさがす

⑤避難場所までの避難経路に色を塗る

⑥建物階数と浸水深を記載する。

|      |   |   |
|------|---|---|
| 施設名  | : |   |
| 建物階数 | : | 階 |
| 浸水深  | : | m |

【施設内避難】(入力例)

浸水側

1F

2F

- 2 -

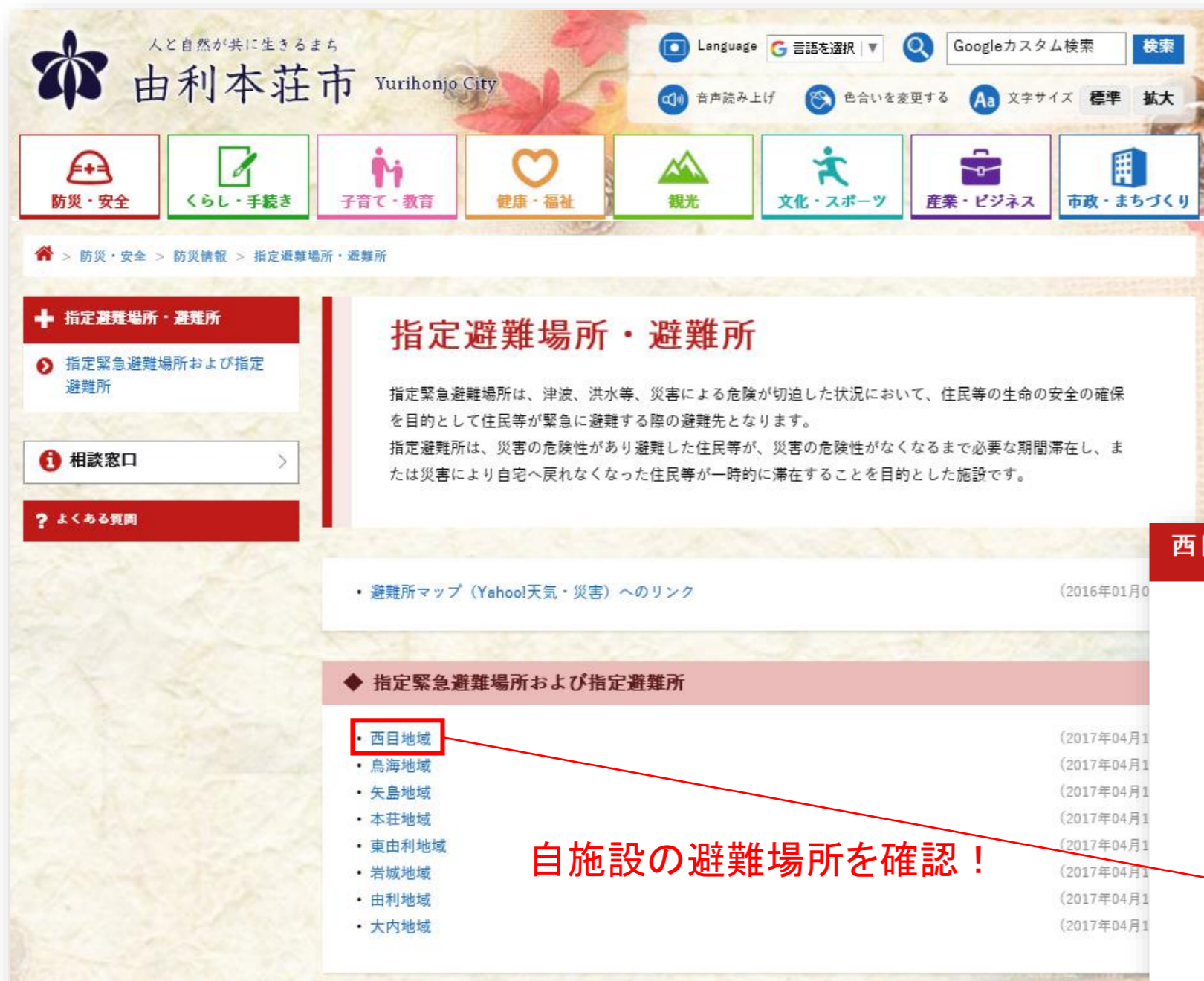
### 作成のポイント!

- 施設周辺の浸水危険性を決定する。
- 安全な避難場所を決定する。

### 作成の手順

- ①ハザードマップポータルサイトから浸水区域図を作成する。(以下「マップ」という)
- ②マップ上の施設をさがす(●をつける)。
- ③施設周辺の水深を確認する。
- ④安全な避難場所をさがす。
- ⑤避難場所までの避難経路に色を塗る。
- ⑥建物階数と浸水深を記載(追加)する。

## 市のホームページより、避難場所を確認する。



### 西目地域

| 避難所との兼用                            | 緊急避難場所             | 対象とする異常な現象の種類 |             |    |    |    |        |       | 収容想定人数 |        | 電話番号 |         |
|------------------------------------|--------------------|---------------|-------------|----|----|----|--------|-------|--------|--------|------|---------|
|                                    |                    | 洪水            | 崖崩れ・土石流・地滑り | 高潮 | 地震 | 津波 | 大規模な火災 | 内水はん濫 | 火山現象   | 屋外     |      | 屋内      |
| <b>西目地域 (緊急避難場所12箇所(うち避難所4箇所))</b> |                    |               |             |    |    |    |        |       |        |        |      |         |
|                                    | 特別養護老人ホーム「ひまわり」駐車場 |               |             | ●  |    | ●  |        |       |        | 5,000  | 0    | 32-1133 |
|                                    | 坊主森                |               |             | ●  |    | ●  |        |       |        | 140    | 0    | -       |
|                                    | 御月森グラウンド           |               |             | ●  | ●  | ●  | ●      | ●     | ●      | 5,000  | 0    | -       |
|                                    | 中高屋公民館広場           |               |             | ●  | ●  | ●  | ●      | ●     | ●      | 430    | 0    | -       |
|                                    | 出戸交流センター敷地内        |               |             | ●  | ●  | ●  | ●      | ●     | ●      | 600    | 0    | -       |
|                                    | 西目高等学校グラウンド        |               |             | ●  | ●  |    | ●      | ●     | ●      | 10,500 | 0    | 33-2203 |
| ●                                  | 西目小学校              | ●             | ●           | ●  | ●  | ●  | ●      | ●     | ●      | 10,000 | 650  | 33-2305 |
| ●                                  | 西目中学校              | ●             | ●           | ●  | ●  | ●  | ●      | ●     | ●      | 18,000 | 950  | 33-2304 |
| ●                                  | 西目公民館「シーガル」        | ●             | ●           | ●  | ●  | ●  | ●      | ●     | ●      | 0      | 450  | 33-2315 |
| ●                                  | B&G 西日海洋センター       | ●             | ●           | ●  | ●  |    | ●      | ●     | ●      | 0      | 500  | 33-4128 |
|                                    | 西日幼稚園              | ●             | ●           | ●  | ●  | ●  | ●      | ●     | ●      | 400    | 0    | 33-2028 |
|                                    | 津波避難タワー            | ●             | ●           | ●  | ●  | ●  | ●      | ●     | ●      | 60     | 0    | -       |

自施設の避難場所を確認！

# 防災体制

■ 注意体制、警戒体制、非常体制の3つの防災体制をつくるために、どのタイミング(体制確立の判断時期)で、どのような活動内容を、だれが(対応要員)対応するかについて決定する。

① 災害モードに気持ちを切り替えるタイミングを決定

作成のポイント!

■ いつ避難すればよいかを決める。

作成の手順

- ① 災害モードに気持ちを切り替えるタイミングを決定(大雨・洪水注意報発表時など)
- ② 河川の水位情報による判断基準を決定  
⇒ 氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位を確認する
- ③ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら避難開始
- ④ 活動内容・対応要員を決定

② 河川の水位情報による判断基準を決定

③ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら避難開始

④ 活動内容・対応要員を決定

|      | 体制確立の判断時期   | 活動内容   | 対応要員                                       |
|------|---|--|--|
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合<br>[警報・注意報]<br>大雨・洪水注意報発表<br>[降水]<br>1時間雨量が30mmを超過<br>※山間部では3時間70mm<br>[水位情報等]<br>○子吉川(二十六木橋地点)<br>氾濫注意水位4.00mに到達<br>氾濫注意情報発表<br>○石沢川(鮎瀬地点)<br>氾濫注意水位3.40mに到達<br>氾濫注意情報発表  | ・水位情報や洪水予報等の情報収集<br>・気象情報等の情報収集  | 情報収集伝達要員                                   |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合<br>[避難勧告等]<br>(施設所在の町内または地区)に避難準備・高齢者避難開始情報の発令<br>[警報・注意報]<br>大雨警報(浸水害)・洪水警報発表<br>[降水]<br>1時間雨量が45mmを超過<br>※山間部では3時間100mm<br>[水位情報等]<br>○子吉川(二十六木橋地点)<br>避難判断水位5.60mに到達<br>氾濫警戒情報発表<br>○石沢川(鮎瀬地点)<br>避難判断水位4.20mに到達<br>氾濫警戒情報発表  | ・水位情報や洪水予報等の情報収集<br>・使用する資器材の準備<br>・(避難行動を開始する場合)保護者・入院(所)者家族への事前連絡<br>・外来診療中止の掲示<br>・周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員<br>避難誘導要員<br>情報収集伝達要員<br>情報収集伝達要員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合<br>[避難勧告等]<br>(施設所在の町内または地区)に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令<br>[警報・注意報]<br>記録的短時間大雨情報<br>大雨特別警報発表<br>[降水]<br>1時間雨量が100mmを超過するような、数十年に一度しか発生しない短時間の大雨の場合など<br>[水位情報等]<br>○子吉川(二十六木橋地点)<br>氾濫危険水位6.00mに到達<br>氾濫危険情報発表<br>○石沢川(鮎瀬地点)<br>氾濫危険水位相当水位5.20mに到達<br>氾濫危険情報発表<br>[その他]<br>異常な漏水・浸水の進行など危険の前兆を確認したとき | ・避難誘導  | 避難誘導要員                                     |

防災体制の一例です。  
施設の状況に応じて、活動内容など変更してください。

# ■防災体制

## 河川の水位情報から避難判断を決定する



# 防災体制

## 河川の水位情報から避難判断を決定する

| 管轄        | 河川名 | 観測所名   | 市町村名     | 警報値                |                   |                   |                   |
|-----------|-----|--------|----------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|           |     |        |          | 水防団<br>寺機水位<br>[m] | 氾濫<br>注意水位<br>[m] | 避難判断<br>水位<br>[m] | 氾濫<br>危険水位<br>[m] |
| 由利地域振興局   | 白雪川 | 中野     | にかほ市     | 1.50               | 2.50              |                   |                   |
| 由利地域振興局   | 芋川  | 松本(指定) | 由利本荘市    | 2.90               | 3.50              | 4.30              | 4.60              |
| 由利地域振興局   | 赤田川 | 御橋     | 由利本荘市    | 1.00               | 1.50              |                   |                   |
| 由利地域振興局   | 芋川  | 見岫     | 由利本荘市    | 2.00               | 2.50              |                   |                   |
| 由利地域振興局   | 笹子川 | 榎ノ木平   | 由利本荘市    | 1.50               | 2.00              |                   |                   |
| 由利地域振興局   | 子吉川 | 伏見     | 由利本荘市    | 1.50               | 2.00              |                   |                   |
| 由利地域振興局   | 衣川  | 荒町     | 由利本荘市    | 0.80               | 1.80              |                   |                   |
| 由利地域振興局   | 鮎川  | 町村     | 由利本荘市    |                    |                   |                   |                   |
| 由利地域振興局   | 畑川  | 高城     | 由利本荘市小栗山 |                    |                   |                   |                   |
| 秋田河川国道事務所 | 笹子川 | 小川     | 由利本荘市    |                    |                   |                   |                   |
| 秋田河川国道事務所 | 子吉川 | 矢島     | 由利本荘市    | 2.90               | 4.10              |                   |                   |
| 秋田河川国道事務所 | 子吉川 | 吉沢     | 由利本荘市    |                    |                   |                   |                   |
| 秋田河川国道事務所 | 子吉川 | 明法     | 由利本荘市    | 1.50               | 2.20              | 4.00              | 4.70              |
| 秋田河川国道事務所 | 石沢川 | 山内     | 由利本荘市    |                    |                   |                   |                   |
| 秋田河川国道事務所 | 石沢川 | 鮎瀬     | 由利本荘市    | 2.50               | 3.40              | 4.20              |                   |
| 秋田河川国道事務所 | 子吉川 | 宮内     | 由利本荘市    |                    |                   |                   |                   |
| 秋田河川国道事務所 | 子吉川 | 二十六木橋  | 由利本荘市    | 3.30               | 4.00              | 5.60              | 6.00              |
| 秋田河川国道事務所 | 芋川  | 館前     | 由利本荘市    |                    |                   |                   |                   |
| 秋田河川国道事務所 | 子吉川 | 由利橋    | 由利本荘市    | 2.20               | 2.80              |                   |                   |
| 鹿角地域振興局   | 米代川 | 末広(指定) | 鹿角市      | 1.50               | 2.20              | 2.80              | 3.80              |



# 防災体制

- 秋田県河川砂防情報提供システムでは、水位情報やカメラ映像が確認できます。
- 日頃から、パソコンのデスクトップへのショートカット作成に加え、スマートフォンに登録をするなど、すぐ確認できる状況にしておいてください。

## ▶ 秋田県 河川砂防情報システム

★ メニュー

- 観測情報【状況図】>
- 観測情報【現況表】>
- 水防警報・水位到達情報>
- 土砂災害警戒情報

<情報を知りたい地区をクリック願います。>

● 雨量情報 ○ 水位情報 ○ ダム情報 ○ 発表

### ★ 警報概況

| 気象注警報発表状況 |                 |
|-----------|-----------------|
|           | ■ 警報 ■ 注意報      |
| 秋田中央地域    | 注意報・警報の発表はありません |
| 能代山本地域    | 注意報・警報の発表はありません |
| 本荘由利地域    | 注意報・警報の発表はありません |
| 北秋鹿角地域    | 注意報・警報の発表はありません |
| 仙北平鹿地域    | 注意報・警報の発表はありません |
| 湯沢雄勝地域    | 注意報・警報の発表はありません |

★ 太平川共同洪水予報 発表情報★ >>詳細

|       |              |       |
|-------|--------------|-------|
| 予報の種類 | 現在、発表情報はありませ | 予報文表示 |
| 発表時刻  |              |       |

| 県内における警報等の発令状況について |      |
|--------------------|------|
| 水防                 | 発令なし |
| 砂防                 | 発表なし |
| ダム                 | 発令なし |

※上記、警戒情報が発令されている地区の皆様は、今後のマスコミ等の情報を参考に増水している河川や、危険な箇所には近づかないようにして下さい。

お知らせ(09月25日 更新)

【仙北地域振興局管内】(2018.09.21)  
システムの更新工事、庁舎停電に伴い下記の通りデータ配信を停止します。

- ・ 9/22 9:00-10:30  
仙北地域振興局庁舎停電により  
仙北管内及び協和ダム 全ての雨量局、水位局
- ・ 9/25-9/27 田中水位観測所

■ 提供情報について

■ 関連情報

**防災情報提供センター**

国土交通省各部局の防災情報を一元化するポータルサイト。リアルタイム雨量やレーダー雨量等の防災情報、各部局の防災情報へのリンクを提供。

**川の防災情報**

リアルタイムの河川水位やテレメータ雨量やレーダー雨量等の川に関する防災情報を提供。

# 情報収集・伝達

## ■ 防災体制確立の判断を行うために、収集する情報、収集方法、施設内の情報伝達方法を決定する。

### 5. 情報収集及び伝達

#### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

| 収集する情報                      | 収集方法                                     |
|-----------------------------|--|
| 気象情報                        | テレビ、ラジオ、インターネット(気象庁HP、由利本荘市HP)、緊急速報メール   |
| 洪水予報、水位到達情報                 | インターネット(川の防災情報HP、気象庁HPの洪水予報のサイト)、緊急速報メール |
| 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) | 防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット(由利本荘市HP)、緊急速報メール  |

- 4 -

#### ■ 情報伝達に係る由利本荘市への登録先

|         |           |
|---------|-----------|
| 電話      | 電話番号記入    |
| FAX     | FAX 番号記入  |
| メールアドレス | メールアドレス記入 |

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

#### (2) 情報伝達

- 別紙○ 緊急連絡網に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙△ 施設利用者緊急連絡先一覧に基づき、入院(所)者の家族に対し、「非常体制に移行した場合には●●●●(避難場所)へ避難する」旨を連絡する。
- 警戒体制下で外来診療を中止する場合には、すみやかに診療中止の掲示を行い、医師会や○○病院(連携する医療施設)に外来診療を中止する旨を連絡する。
- 非常体制に移行した場合には、別紙△ 施設利用者緊急連絡先一覧に基づき、入院(所)者家族者に対し、非常体制に移行したので●●●●(避難場所)へ避難する旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙△ 施設利用者緊急連絡先一覧に基づき、入院(所)者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

- 5 -

## 作成のポイント!

■ 誰に、どうやって伝達するか(総括・情報班)を決める。

## 作成の手順

- 防災情報の伝達方法を決定する。
- 緊急連絡網、外部機関等への緊急連絡先一覧表を作成したうえで、情報伝達経路を作成する。

### 【留意事項】 情報伝達について

- 防災体制の編成と役割等を考慮して情報伝達経路を設定してください。
- 医療施設における情報伝達において、外来診療を中止する場合、他病院の受診について案内するなど、連携する医療機関とあらかじめ調整を行っておくことが望ましい。

## ■ 施設利用者を安全な避難場所まで避難させるための体制について、決定する。

### 6. 避難誘導

#### (1) 避難先

- 避難場所は、〇〇町〇丁目〇-〇「〇〇〇〇」とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の〇階へ避難するものとする。

#### (2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりである。

#### (3) 避難誘導方法

- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（〇〇町〇丁目〇-〇「〇〇」）までの順路、道路状況について説明する。
- 避難する際は、**車両等を使用せず徒歩とするが、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難とする。**

- 5 -

#### 車による移動：車両〇台（利用者〇名、施設職員〇名）

- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水の恐れのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

- 6 -

### ① 避難先、避難経路の安全性を再度確認

## 作成のポイント！

- **誰が、誰を、どうやって避難させるか（避難誘導班）を決める。**

## 作成の手順

- ① 避難先、避難経路の安全性を再度確認する。
- ② 避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する。
- ③ 対応別避難誘導方法一覧表(P79)を作成したうえで、必要な車両台数、人数を確保する。

### 【留意事項】

#### ■ 移動手段等について

- 搬送車を手配して移送する必要がある場合、**必要な台数が手配できるか事前の確認**が必要です。
- **夜間や大雨等の状況を想定して**移動手段を設定する。
- 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要である。
- 浸水によりエレベーターが停止すると、自力移動困難者の上階への避難が困難になることから、エレベーターの稼働時間内に避難ができるよう早めの避難準備を行う必要がある。

# 避難の確保を図るための施設の整備

■ 情報収集・伝達時、避難誘導時、避難所等への避難後において、事前に準備しておく資器材等を決定する。

## 7. 避難の確保を図るための施設の整備

■ 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

■ これらの資器材について、日頃からその維持管理に努めるものとする。

■ 避難確保資器材等一覧

| 活動の区分   | 使用する設備又は資器材   |
|---------|---|
| 情報収集・伝達 | ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯   |
| 避難誘導    | 名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、搬送具、ライフジャケット、蛍光塗料<br>施設内の一時避難のための水・食料、医薬品、寝具・防寒具<br>カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用） |

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

- 6 -

① 水害時に必要な資器材を記載する。

## 作成のポイント！

■ 利用者の命を守るための備蓄品を決める。

## 作成の手順

- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの（案内旗、拡声器など）を整理する。
- ② 避難所等への避難後における必要なもの（水、食料、薬など）を整理する。
- ③ 水害時に活用できる状態にあるか確認する。

## 【留意事項】 医療施設における整備について

- ・ 上層階に一時避難した場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料、医薬品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要な照明、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要である。

# 防災教育及び訓練の年間計画作成

■ 避難確保計画の内容について、従業員及び施設利用者間で共有するための防災教育、計画の実行性を高めるための訓練計画を決定する。

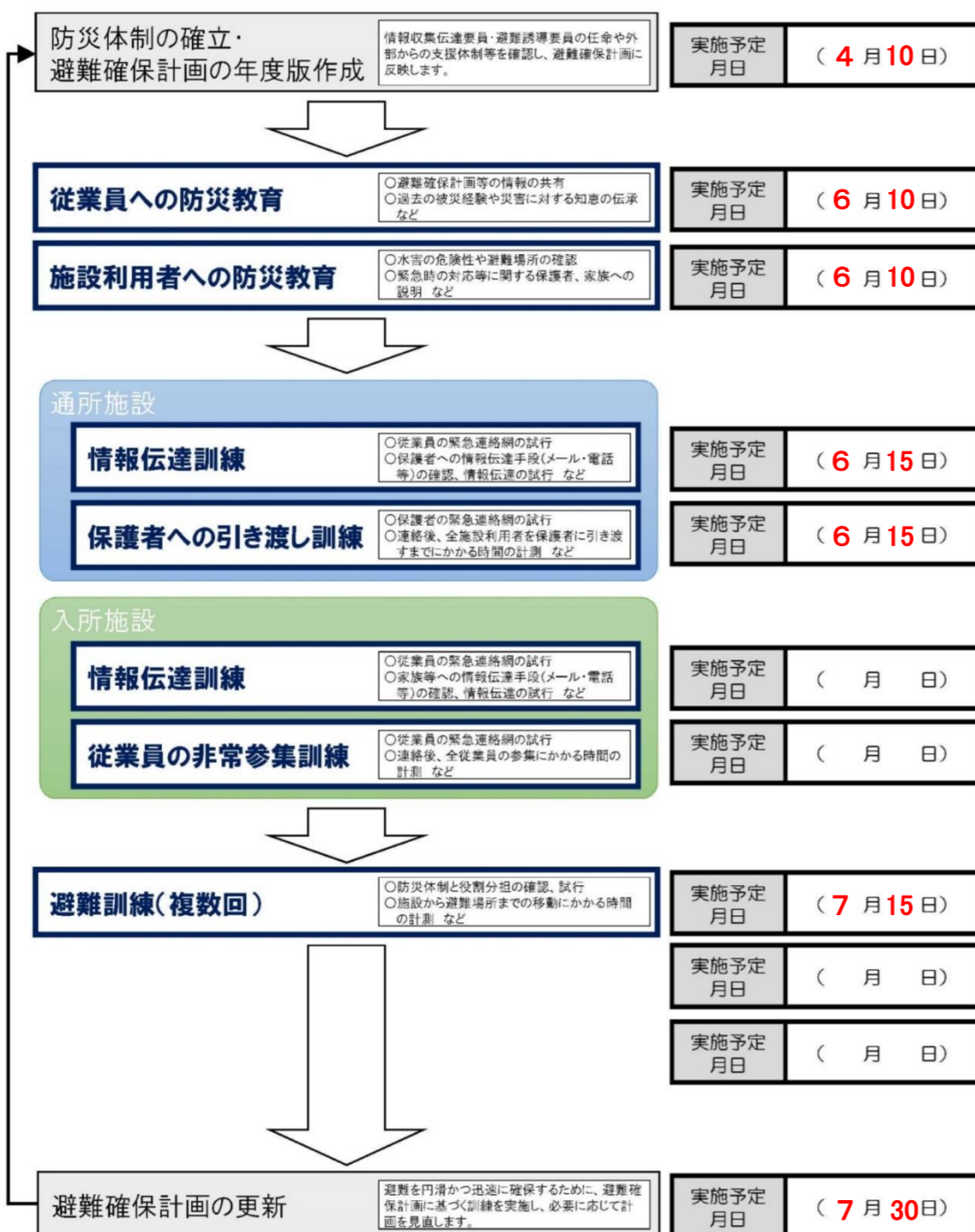
8. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年6月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

- 6 -

訓練内容を決めて実施日を記入する

## 【防災教育及び避難訓練の年間計画作成例】



## 作成のポイント!

- ①従業員及び施設利用者への防災教育の日程を決める。
- ②出水期前の防災訓練の実施日を決める。
- ③訓練を踏まえた、計画の更新時期を決める。

## 訓練方法の例

### (情報伝達訓練の例)

洪水予報、土砂災害に関する情報をファックス等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を行う訓練

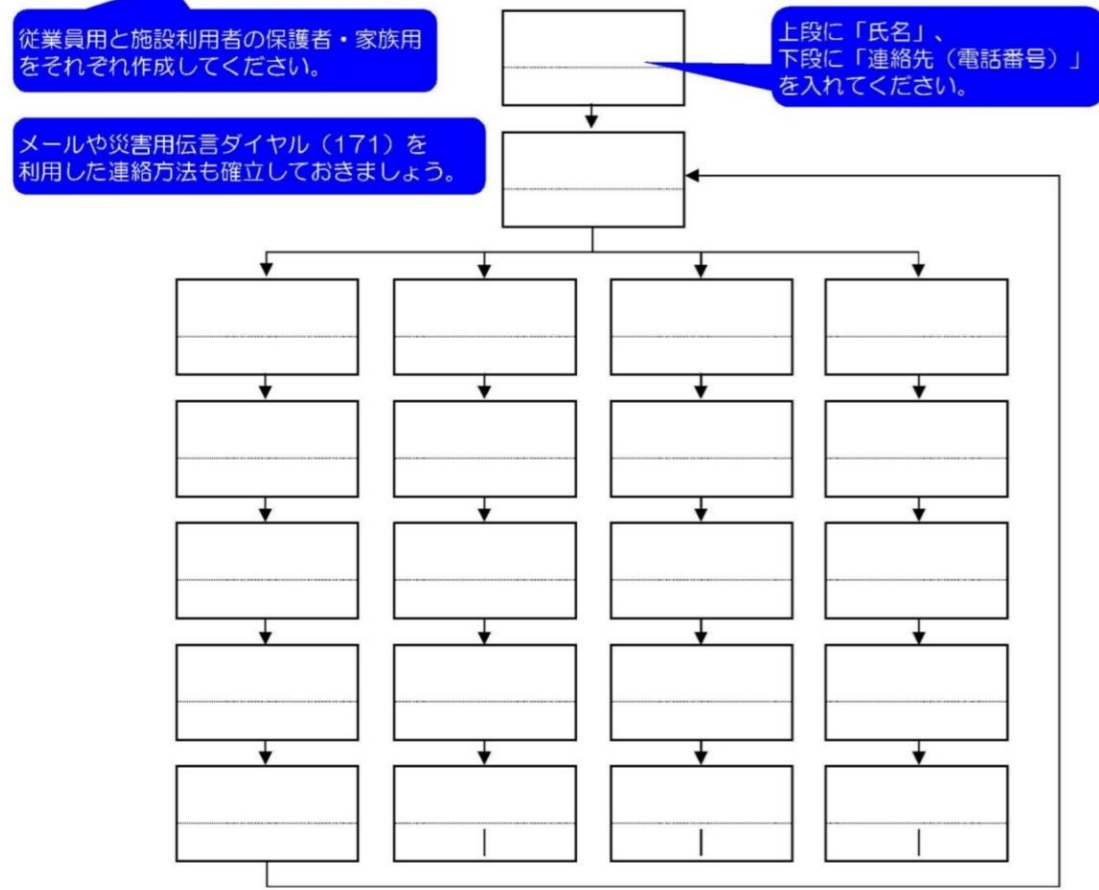
### (避難誘導訓練の例)

あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行う訓練



## 従業員及び施設利用者への緊急連絡網、市役所や避難誘導等の支援者、医療機関への緊急連絡先を決定する。

### 【緊急連絡網】



### 作成のポイント!

- 連絡網が途切れていたとしても、確実に連絡できるか連絡網を決定する。例えば、連絡がつかない場合は、次の人に連絡し、後から確認する工夫等を行う。
- 連絡先は定期的に更新する。

### 作成の手順

- 【緊急連絡網】
- ① 施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
  - ② 施設利用者の保護者や家族への緊急連絡網を作成する。
- 【外部機関等への連絡先一覧】
- 必要な外部機関の連絡先を作成する。

### 【外部機関等への緊急連絡先一覧】

| 連絡先       | 担当部署 | 担当者氏名 | 電話番号 | 連絡可能時間 | 備考 |
|-----------|------|-------|------|--------|----|
| 市町村(防災担当) |      |       |      |        |    |
| 市町村(福祉担当) |      |       |      |        |    |
| 消防署       |      |       |      |        |    |
| 警察署       |      |       |      |        |    |
| 避難誘導等の支援者 |      |       |      |        |    |
| 医療機関      |      |       |      |        |    |
|           |      |       |      |        |    |
|           |      |       |      |        |    |
|           |      |       |      |        |    |





# ■ 自衛水防組織の業務に関する事項

- 水害による被害を最小限に抑えるため、従来の行政による水防活動だけではなく、各要配慮者利用施設における水防活動の取り組みも重要となっているため、平成25年7月に水防法の一部が改正され、自衛水防組織の設置が努力義務となっている。
- 自衛水防組織を設置する場合は様式等をそのまま活用し、情報収集方法、活動組織体制、対策内容、訓練実施計画等を決定する。

①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

【自衛水防組織を設置する場合は、以下を作成してください】

※水防法上自衛水防組織の設置は努力義務としており、必須ではありません。

9. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ▶ 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
  - ▶ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

- 7 -

②研修及び訓練計画を立てる

③自衛水防組織を設置したことを由利本荘市に報告する

## 作成の手順

- ①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する。
  - ②研修及び訓練計画を立てる。
  - ③設置したことを由利本荘市へ報告する。
- 自衛水防組織の設置は法律上義務付けられてはいないが、施設利用者の安全を確保するために設置が望ましいと考えられるため、施設の規模や運営状況等を踏まえてご判断してください。なお、設置した場合は市町村への報告が必要となります。
  - 自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報を活用して、様式に記載してください。また、新たに設置する場合も様式を活用して作成してください。

# ■ 自衛水防組織の業務に関する事項

## 別添 1 自衛水防組織活動要領(案)

### (自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者(防火・防災管理者が設置されている場合にあつては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。)は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

### (自衛水防組織の運用)

第4条 管理権原者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

### (自衛水防組織の装備)

第5条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### (自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 自衛水防組織の編成と任務



別表2 自衛水防組織装備品リスト

| 任務     | 装備品   |
|--------|---|
| 総括・情報班 | 名簿(従業員、利用者等)<br>情報収集及び伝達機器(ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等)<br>照明器具(懐中電灯、投光機等)  |
| 避難誘導班  | 名簿(従業員、利用者等)<br>誘導の標識(案内旗等)<br>情報収集及び伝達機器(タブレット、トランシーバー、携帯電話等)<br>懐中電灯<br>携帯用拡声器<br>搬送具<br>ライフジャケット<br>蛍光塗料<br>水・食料<br>医薬品<br>寝具・防寒具<br>カルテのバックアップデータ(閲覧できる情報端末・電源含む) |

# 避難確保計画【土砂災害編】の 作成方法について

---

由利本荘市役所

## 「〇〇〇〇（施設名）」における 土砂災害時の避難確保計画

- ・各施設の状況に応じて、赤字部分を修正してください。
- ・福祉施設・医療機関両方で使用できる内容にしています。  
不要な部分は削除してください。
- ・施設の状況に応じて内容を追加してください。  
(提出時、このテキストボックスは削除してください。)

平成〇〇年〇〇月

作成年月日： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

施設名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

# ■計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲

## 1. 計画の目的

この計画は、土砂災害防止法第8条の2に基づき、〇〇〇〇（施設名）近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

①計画の目的、施設名を記載

## 2. 計画の報告

計画の作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく当該計画を市長へ報告する。

②計画を作成したことを  
由利本荘市へ報告する文面を記載

## 3. 計画の適用範囲

この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

③計画の適用範囲（施設名）を記載

### 【施設の状況】

| 人 数      |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 昼間・夜間    |          | 休日       |          |
| 利用者      | 施設職員     | 利用者      | 施設職員     |
| 昼間<br>○名 | 昼間<br>○名 | 休日<br>○名 | 休日<br>○名 |
| 夜間<br>○名 | 夜間<br>○名 |          |          |

④施設の人数を記載

※状況が大幅に変更となった場合は、修正したものを再提出する。

# 避難経路図

■施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定します。

①ハザードマップポータルサイトから避難経路図を作成する

【施設周辺の避難経路図】  
土砂災害時の避難場所は、以下の場所とする。 別紙

施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを貼りつけてください。

【施設外避難】（作成例）

②マップ上の施設をさがす

③施設周辺の土砂災害警戒区域等を確認する。

④安全な避難場所をさがす

⑤避難場所までの避難経路に色を塗る

⑥建物階数と構造を記載する。

|      |   |       |
|------|---|-------|
| 施設名  | : |       |
| 建物階数 | : | 階     |
| 建物構造 | : | 木造・鉄骨 |

【施設内避難】（作成例）

1F 2F

## 作成のポイント！

- 施設周辺の土砂災害危険性を確認する。
- 安全な避難場所を決定する。

## 作成の手順

- ①ハザードマップポータルサイトから避難経路図を作成する。（以下「マップ」という）
- ②マップ上の施設をさがす（●をつける）。
- ③施設周辺の土砂災害警戒区域等（イエローゾーン、レッドゾーン）を確認する。
- ④安全な避難場所をさがす。
- ⑤避難場所までの避難経路に色を塗る。
- ⑥建物階数、構造を記載する。

# 防災体制

注意体制、警戒体制、非常体制の3つの防災体制をつくるために、どのタイミング(体制確立の判断時期)で、どのような活動内容を、だれが(対応要員)対応するかについて決定する。

## ①災害モードに気持ちを切り替えるタイミングを決定

## ②気象情報による判断基準を決定

|      | 体制確立の判断時期  | 活動内容  | 対応要員   |
|------|--|---|--|
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合<br>[警報・注意報]<br>大雨注意報発表<br>[その他]<br>台風接近等で大雨が予想される場合   |   |  |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合<br>[避難勧告等]<br>(施設所在の町内または地区)に避難準備・高齢者等避難開始情報の発令<br>[警報・注意報]<br>大雨警報(土砂災害)発表   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報等の情報収集</li> <li>・ 使用する資器材の準備</li> <li>・ 保護者・入院(所)者家族への事前連絡</li> <li>・ 外来診療中止の掲示</li> <li>・ 周辺住民への事前協力依頼</li> <li>・ 避難誘導</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集伝達要員</li> <li>避難誘導要員</li> <li>情報収集伝達要員</li> <li>情報収集伝達要員</li> <li>情報収集伝達要員</li> </ul> |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合<br>[避難勧告等]<br>(施設所在の町内または地区)に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令<br>[警報・注意報]<br>記録的短時間大雨情報発表<br>大雨特別警報発表<br>土砂災害警戒情報発表<br>[その他]<br>土砂災害が発生した場合<br>前兆現象を確認した場合 | (避難路で土災害が発生した場合や激しい降雨などで屋外へ出ることが危険な場合は最低限のリスク回避として、施設内での避難とする。)   | 避難誘導要員   |

③「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら避難開始

④活動内容・対応要員を決定

作成のポイント!

■いつ避難すればよいかを決める。

作成の手順

- ①災害モードに気持ちを切り替えるタイミングを決定(大雨・洪水注意報発表時など)
- ②気象情報による判断基準を決定  
⇒大雨警報(土砂災害)
- ③「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら避難開始
- ④活動内容・対応要員を決定

**【留意事項】 避難のタイミングについて**

- ・ 記録的短時間大雨情報、大雨特別警報、土砂災害警戒情報が発令されてからの避難開始は、危険な場合が想定されるので、早め早めの避難を行いましょう。

《用語の解説》

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。  
気象庁 [http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki\\_jun/index.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index.html)
- 現在発表中の警報・注意報については、以下のウェブサイトから確認できる。  
気象庁 <http://www.jma.go.jp/jp/warn/>
- 土砂災害警戒情報の判断となる土砂災害危険度予測メッシュ情報は、以下のウェブサイトから入手することができる。  
秋田県 土砂災害危険箇所マップ <http://sabomap.pref.akita.lg.jp/>

防災体制の一例です。  
活動内容などは施設の状況に応じて変更してください。

## 防災体制確立の判断を行うために、収集する情報内容、収集方法、施設内の情報伝達経路を決定する。

### 5. 情報収集及び伝達

#### (1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

| 収集する情報                      | 収集方法                                     |
|-----------------------------|--|
| 気象情報                        | テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁 HP、由利本荘市 HP）、緊急速報メール |
| 土砂災害警戒情報                    | インターネット（気象庁 HP、秋田県 河川・砂防情報システム）、緊急速報メール  |
| 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） | 防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（由利本荘市 HP）、緊急速報メール |

- 情報伝達に係る由利本荘市への登録先

|         |           |
|---------|-----------|
| 電話      | 電話番号記入    |
| FAX     | FAX 番号記入  |
| メールアドレス | メールアドレス記入 |

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

- 提供される情報に加えて、危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

#### (2) 情報伝達

- 別紙〇 緊急連絡網に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙△ 施設利用者緊急連絡先一覧に基づき、入院(所)者の家族に対し、「非常体制に移行した場合には●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- 警戒体制下で外来診療を中止する場合には、すみやかに診療中止の掲示を行い、都道府県医師会や〇〇病院（連携する医療施設）に外来診療を中止する旨を連絡する。
- 非常体制に移行した場合には、別紙△ 施設利用者緊急連絡先一覧に基づき、入院(所)者家族者に対し、非常体制に移行したので●●●●（避難場所）へ避難する旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙△ 施設利用者緊急連絡先一覧に基づき、入院(所)者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

## 作成のポイント！

- 誰に、どうやって伝達するか（総括・情報班）を決める。

## 作成の手順

- 防災情報の伝達方法を決定する。
- 緊急連絡網、外部機関等への緊急連絡先一覧表を作成したうえで、情報伝達経路を作成する。

### 【留意事項】 情報伝達について

- 防災体制の編成と役割等を考慮して情報伝達経路を設定してください。
- 医療施設における情報伝達において、外来診療を中止する場合、他病院の受診について案内するなど、連携する医療機関とあらかじめ調整を行っておくことが望ましい。



## ■施設利用者を安全な避難場所まで避難させるための体制について、決定する。

### ①避難先、避難経路の安全性を再度確認

#### 6. 避難誘導

##### (1) 避難先

- 避難場所は、〇〇町〇丁目〇-〇「〇〇〇〇」とする。
- 周辺状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の〇階へ避難するものとする。

##### (2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりである。

##### (3) 避難誘導方法

- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（〇〇町〇丁目〇-〇「〇〇」）までの順路、道路状況について説明する。
- 避難する際は、車両等を使用せず徒歩とするが、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難とする。

車による移動：車両〇台（利用者〇名、施設職員〇名）

- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。  
避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケット等を着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 施設からの退下が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

- 6 -

## 作成のポイント！

- **誰が、誰を、どうやって避難させるか（避難誘導班）を決める。**

## 作成の手順

- ①避難先、避難経路の安全性を再度確認する。
- ②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する。
- ③対応別避難誘導方法一覧表（P79）を作成したうえで、必要な車両台数、人数を確保する。

### 【留意事項】

#### ■移動手段等について

- 搬送車を手配して移送する必要がある場合、**必要な台数が手配できるか事前の確認**が必要です。
- **夜間や大雨等の状況を想定して**移動手段を設定する。
- 避難誘導にあたっては、独歩、護送（車いす）、担送（寝たきり）など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要である。
- 浸水によりエレベーターが停止すると、自力移動困難者の上階への避難が困難になることから、エレベーターの稼働時間内に避難ができるよう早めの避難準備を行う必要がある。

# 避難の確保を図るための施設の整備

■ 情報収集・伝達時、避難誘導時、避難所等への避難後において、事前に準備しておく資器材等を決定する。

## 7. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

### 避難確保資器材等一覧\*

| 活動の区分   | 使用する設備又は資器材   |
|---------|---|
| 情報収集・伝達 | ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯   |
| 避難誘導    | 名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、搬送具、ライフジャケット、蛍光塗料<br>施設内の一時避難のための水・食料、医薬品、寝具・防寒具<br>カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用） |

- 6 -

① 水害時に必要な資器材を記載する。

## 作成のポイント！

■ 利用者の命を守るための備蓄品を決める。

## 作成の手順

- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの（案内旗、拡声器など）を整理する。
- ② 避難所等への避難後における必要なもの（水、食料、薬など）を整理する。
- ③ 水害時に活用できる状態にあるか確認する。

## 【留意事項】 医療施設における整備について

- 上層階に一時避難した場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料、医薬品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要な照明、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要である。

# 防災教育及び訓練の年間計画作成

避難確保計画の内容について、従業員及び施設利用者間で共有するための防災教育、計画の実行性を高めるための訓練計画を決定する。

8. 防災教育及び訓練の実施
- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
  - 毎年6月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 6 -

訓練内容を決めて実施日を記入する

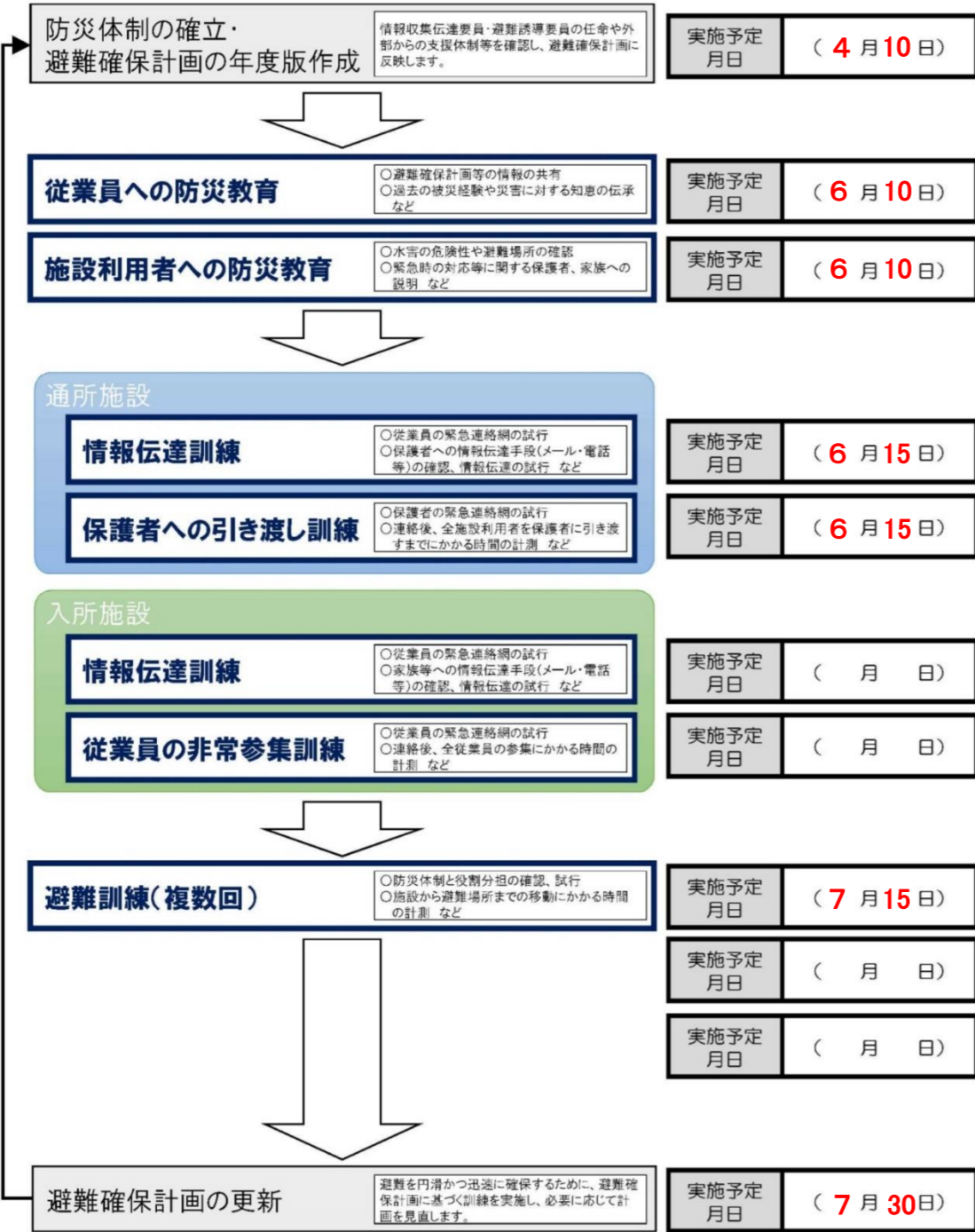
## 作成のポイント！

- ①従業員及び施設利用者への防災教育の日程を決める。
- ②出水期前の防災訓練の実施日を決める。
- ③訓練を踏まえた、計画の更新時期を決める。

## 訓練方法の例

- (情報伝達訓練の例)  
洪水予報、土砂災害に関する情報をファックス等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を行う訓練
- (避難誘導訓練の例)  
あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行う訓練

【防災教育及び避難訓練の年間計画作成例】



# 今後の予定等

---

# 今後の予定(計画策定までの日程等)

## 前期講習会

日時

10/10(火)  
14:00~16:00

会場 由利本荘市 ナイスアリーナ

① 計画作成方法におけるポイントを説明します。

- ◇ 地域の気象特性など
- ◇ 法律で定められた記載内容
  - ・ 総括班、情報収集班、避難誘導班の役割分担 など
- ◇ 計画の様式を活用した作成方法
  - ・ 地震や火災の既往計画の活用方法 など

質問窓口を設置

② 持ち帰って、施設関係者で検討・作成して下さい。



講習会で聞いたけど、  
どうしたらよいかわからない…



## 後期講習会

日時

11/13(火)  
14:00~16:00

会場 由利本荘市 ナイスアリーナ

③ 作成した計画内容の充実を図ります。

- ◇ 各施設において工夫した知恵の共有
  - ・ 避難誘導における組織体制の工夫
- ◇ 施設単独で解決できない問題
  - ・ 周辺地域における連携方法 など



質問窓口を設置

④ 施設関係者で、再度計画の内容を検討して下さい。

⑤ 計画を作成後、市町村へ提出します。

## 【ワールドカフェの流れ】

- ① 数人が一組となって席につきます。
- ② テーマに沿って一定時間、意見交換を行います。
- ③ 1人（カフェマスターと呼びます）を除いて、全員が別のテーブルに移動します。
- ④ カフェマスターは、移動してきた人たち（旅人と呼びます）に、前の議論の概要を説明し、それを受けて、新たな参加者でまた意見交換を行います。

※ ワールドカフェで目的とするのは「正解を出すこと」や「合意形成を図ること」ではありません。

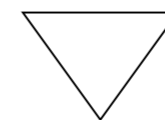
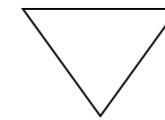
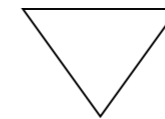
※ いろいろな視点・立場からの自由な意見交換を経て、「様々な気づき」や「自由な発想」を得ることに特徴があります。



ワールドカフェイメージ



前期講習会(座学)



計画(案)の作成に悩んで頂くと、ワールドカフェがより楽しくなります

後期講習  
(ワールドカフェ)

## 【お願い】

後期講習会までに、「避難確保計画」の内容について、一人でも多くの施設関係者と話し合ってきてください。

ワールドカフェでは、二つのテーマを二つ考えております。

テーマ①:「作成した(作成中の)計画で避難させることができますか。」

テーマ②:「要配慮者利用施設間及び地域と連携して助け合える(協力できる)ことがありますか。」

各施設の計画作成における課題(弱み)と施設で工夫している点(強み)を話し合い(共有し)、よりよい計画とする場となります。

# 【参考】:避難確保計画における事例紹介

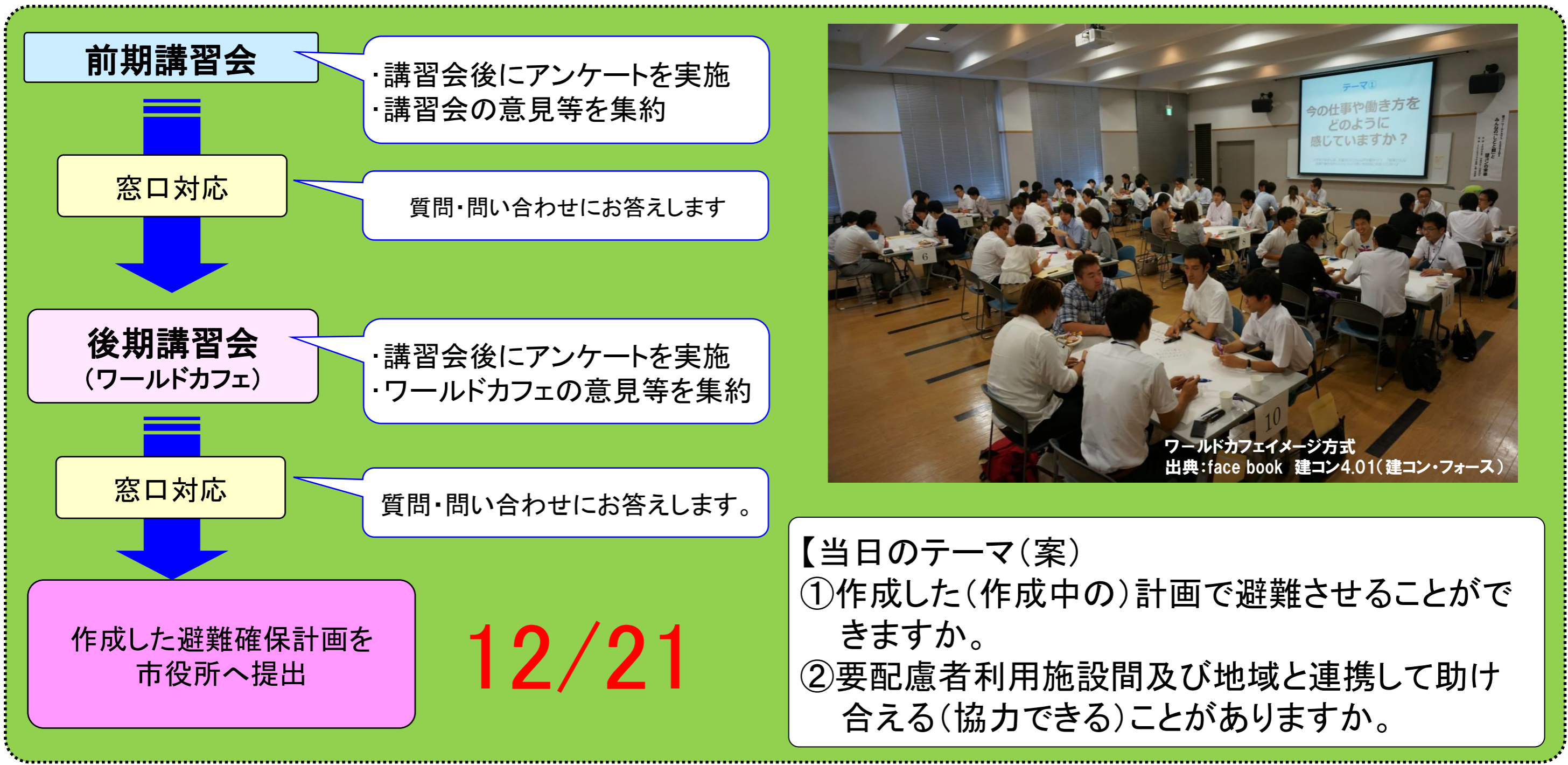
| 項目       | 計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例  |
|----------|--|
| 避難所の設定   | <ul style="list-style-type: none"><li>● 市営住宅(アパート)を避難所として利用させてもらう契約を結んでいる(但し、屋上を使用し、部屋は使用しない)。</li><li>● 自施設では、夜間は上層階避難と決めている。また、避難するのであれば、基本は日中の明るいうちに早めに行動するようにしている。その結果、空振りに終わっても仕方がないと考えている。</li><li>● 浸水リスクのある場所を通過して避難する必要があるため、自施設の3階・4階へ避難することとしている。</li><li>● 県外から移住して来た方など土地勘のない入居者には、まず地域の説明を行い、自力で避難できるようにしている。</li></ul>  |
| 避難路の設定   | <ul style="list-style-type: none"><li>● 3つに避難ルートを設定している。また、普段から散歩で避難場所に行くようにしている。</li><li>● 交通手段(車・徒歩)については、職員が実地検証して決定する。避難所まで行って実際に時間を計測している。</li><li>● 避難所まで利用者と一緒に実際に歩いてみたが、意外と遠くて途中で断念するほどだったので、避難先を近い場所に変更した。</li></ul>  |
| 避難のタイミング | <ul style="list-style-type: none"><li>● Web上で水位観測所の水位やウェザーニュースを定期的に確認しながら、避難のタイミングを計っている。</li><li>● 自施設の判断に加え、職員の参集等を判断することも必要なため、他の川の水位情報も見るようにしている。</li><li>● ○市や○○県からの避難情報がない中でも、施設周辺の状況を判断して独自で避難することを計画に入れている。</li><li>● 自分の施設だけでなく、職員の自宅が含まれる区域も含めて河川水位情報の動向や、通勤経路の状況等を調べている。</li><li>● 最近では、携帯に来る災害情報をチェックするようにしている。</li><li>● どの情報レベルで避難行動を開始するかについて、職員間の知識(トリガー情報)を統一した。</li></ul>        |
| 連絡網の作成   | <ul style="list-style-type: none"><li>● グループLINEを作ってほしいという要望もある。一方、スマホではない方もいるため、メーリングリストの作成も必要である。</li><li>● 利用者更新時に連絡先の更新を行い、役職に関係なく、住所や移動手段から集まれそうな近隣の者から優先順位をつけている。</li><li>● 夜の連絡先も携帯電話か固定電話のどちらにかければよいか決めている。また、災害優先電話を契約して対応している。</li><li>● 保育園では、一斉配信メールで保護者に連絡するなどの体制を整えている。「マチコミメール」はとても有効な手段である。</li></ul>  |
| 職員の確保    | <ul style="list-style-type: none"><li>● 職員が役割分担を混乱しないように、消防計画など他の計画と統一している。また、緊急時の職員の役割分担を決めている。</li><li>● 施設の食堂を地域に開放するなど、職員が集まれない時にも地域に協力して頂ける体制をつくる取組みを実施している。</li><li>● 大雨で夜間避難が想定される場合、比較的自宅に近い入居者は家族に連絡して1晩だけ預かってもらい、迎えに来てもらうようお願いする。また、台風時には施設に数人待機するようにしている。</li><li>● 家族に「岩手の水害の場面に遭遇した場合、実際には避難できない」と打診し、自宅へ連れて帰ってもらうよう交渉した。半数の家族から了承をいただき、その旨を計画書に記載した。計画書には確実に実施できることしか書かない。</li></ul> |



# 【参考】:避難確保計画における事例紹介

| 項目        | 計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例   |
|-----------|---|
| 避難誘導體制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ぐるみで話し合い、避難所を再分配した方がよいのではないか。「〇階以上の建物には〇人収容できるから、△△の方は□□施設に避難する」など、地域で話し合えるとよい。</li> <li>● 防災カードとして、利用者の必要な薬や緊急連絡先を記載し、管理者が管理するとともに、利用者の枕元にも置いている。</li> <li>● 幼稚園は、危険が予想される時には休園もしくは途中で返す(保護者に迎えに来てもらう)ようにしている。小学校と同じ対応。</li> </ul>  |
| 備蓄等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 備蓄の食料品の賞味期限を栄養士が管理し、新しいものと入れ替えも兼ねて、避難訓練で食べるようにしている。</li> <li>● 賞味期限のチェックと合わせて、子どもたちに紙芝居を用いて防災の話を聞かせるとともに、賞味期限が近づいた非常食をみんなで食べるようにしている。そうすることで、実際に災害が起きた時に問題がないかを確認することができる。</li> <li>● 災害後に施設に入れなくなることから、施設外に災害倉庫をつくっている。避難先にも備蓄品を確保している。</li> <li>● 避難先では乳児やアレルギーを持つ子ども用の備蓄品が不足していると想定されたため、事前に備蓄品の確保を行っている。</li> <li>● 避難時に混乱しないように、事前に名前や必要な薬等を書いた入居者分のライフジャケットを準備している。</li> </ul>                         |
| 避難訓練      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の人と一緒に訓練することで地域とのつながりができる。また、高齢者の避難に関するノウハウを提供することもできる。</li> <li>● 近隣で避難訓練を実施しているため、その訓練に参加して合同で実施している。また、避難時間を計測している。</li> <li>● 昼間に施設内の電気を消して夜間の状態をつくり、訓練を実施した。</li> <li>● 回覧板で避難訓練の呼びかけを見つけて、それを機に他施設と連携して避難訓練を実施している。</li> <li>● 地域の防災訓練に参加し、この地域には我々のような施設があることを認知してもらうようにしている。</li> <li>● 職員が2名しかいない夜間を想定した訓練を昼間に実施しているが、昼間の2倍以上の時間がかかる。</li> <li>● 担架を使った避難訓練を年2回実施し、どれくらい時間がかかるか計測している。</li> </ul> |
| 防災教育      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全員を集めての防災教育は難しいことから、小グループ・少人数制で行っている。少人数であることから、比較的言いたいことが言える、聞ける状況が生まれている。</li> </ul>   |
| 地域との連携方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 普段から地域との繋がりが大切である。自分たちだけで防災訓練を実施するのではなく、地域で実施する防災訓練に参加して、周辺地域の人たちと交流し、自分の施設のことをPRしておくことが大切である。</li> <li>● 夏祭り等を企画したり、施設の広間を周辺住民に開放し、住民主体のカフェを開催している。普段から施設に来てもらい、顔見知りになっておくことで、いざという時に地域住民の協力が得られるように努めている。</li> <li>● 地域の連携推進会議を年2回開催している。地域の人との交流を含めて、利用者の家族にも参加してもらう。</li> </ul>  |

# 今後の予定(後期講習会:ワールドカフェにて実施)



**質問窓口**

総務部 危機管理課  
〒015-8501  
由利本荘市尾崎17番地 (本庁舎増設棟2階)  
電話:0184-24-6238 / FAX:0184-23-8191